

令和元年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と 古代社会

—第八号—

熊本県教育委員会

序文

国史跡鞠智城跡は、七世紀後半に唐・新羅による国土侵攻に備えて、西日本各地に築かれた古代山城の一つで、熊本県を代表する重要遺跡です。熊本県教育委員会では、その重要性から、平成二三年度に刊行した鞠智城の総合報告書『鞠智城跡Ⅱ』における成果を踏まえ、鞠智城跡の研究を進展させる取組みを実施してきました。

その取組みの一つとして、平成二四年度から、鞠智城跡に関する研究の深化・蓄積と、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援することを目的とする鞠智城跡「特別研究」事業を行ってまいります。この論文集は、令和元年度における事業成果を取りまとめたもので、今年度の一般公募で選ばれた四名の若手研究者がこの一年間で取り組んだ研究の成果を収めています。この論文集が、鞠智城跡、ひいては古代山城の研究を更に進展させるとともに、その歴史的価値を一層明らかにする一助となれば幸いです。

最後になりますが、鞠智城跡「特別研究」事業の実施にあたり、御理解と御協力をいただいた各研究者並びに先生方に対し深く感謝申し上げます。

令和二年三月八日

熊本県教育長 古閑陽一

例言

一 本書は、熊本県教育委員会が実施した令和元年度鞠智城跡「特別研究」事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二 本事業では、平成二四年三月に刊行した『鞠智城跡Ⅱ―第8～32次調査報告―』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後、熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三 本事業では、平成三一年四月から一般公募を実施し、令和元年六月に開催した鞠智城跡「特別研究」審査会において研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から令和二年一月までの約八ヶ月間である。本書には、研究機関の終了時に研究助成の成果として提出された各研究助成対象者の論文を所収している。なお、令和元年度の研究助成対象者は次の四名である。

新飼早樹子（ソウル大学校人文大学国史学科博士後期課程）

土居 嗣和（早稲田大学高等学院・成城高等学校非常勤講師）

古田 一史（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

溝口 優樹（大阪大学大学院文学研究科助教）

五十音順、敬称略

四 本書の編集は、熊本県教育委員会が行った。

目次

序文

例言

論文

八世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論

―Ⅲ期・Ⅳ期八世紀第四半期を中心に―……………新飼早樹子 1

律令国家と「鼓」

―「鼓自鳴」記事との関わりから―……………土居 嗣和 23

律令国家の軍事行政における鞠智城……………古田 一史 53

氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城……………溝口 優樹 75

奥付

八世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論

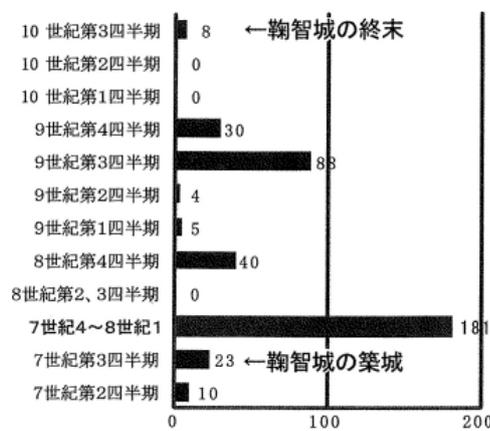
―Ⅲ期・Ⅳ期八世紀第4四半期を中心に―

新飼 早樹子

一、はじめに ―本稿における目的と問題点の所在―

本稿の目的は、鞠智城Ⅲ期及びⅣ期八世紀第4四半期に焦点をあて、八世紀初期に至り瀬戸内海沿岸の古代山城の多くが廃停するなかで鞠智城が長期経営された意義を闡明し、Ⅲ期とⅣ期の間で鞠智城に機能変化がみえる理由を国内事情と対外防衛という背景をもとに解明することを目的とする(一)。

この時期は考古学見地より、土器は見られないが礎石建物が出現する時期(Ⅲ期)と、直前の空白期とは異なり土器が一気に増加し礎石建物も大型化する(Ⅳ期八世紀第4四半期)という遺物・遺構共に変化が見られる時期であるとの報告がなされている。このような結果をもとに文献史学の分野においても、次期別に軍事的・財政的・行政的にわたる多様な機能を想定する必要が求められるとの指摘がなされている(佐藤二〇一〇、二〇一四)。しかしながら近年、鞠智城の兵站機能という側面からの指摘(五十嵐二〇一六)がなされておられ、これは、継続的な軍事側面の役割を評価したものととして示唆に富み、このように地理的問題より国内外における鞠智城の兵站機能的な役割を考慮する必要があると考える。また、本稿の時代設定となるⅢ期及びⅣ期の変遷期と符合する宝亀年間(七七〇)



<図一>鞠智城の年代区分と土器出土数

七八一)は、東アジア諸国で権力構造・社会情勢的に大きな変化を迎えたひとつの画期となる時期である。

したがって本稿では、①「北路来朝」禁止措置と鞠智城・北部九州の警固状況の解明、②「流来新羅人」の登場と新羅使の規模拡大に伴う日本の対応と鞠智城の関係について

分析することを目的とする。また、八世紀は、他の古代山城が機能停止をする時期でもある。そのようななか、鞠智城については機能変遷を見せながらも山城の経営を維持し続けたことが明らかにされている。そのため他の山城とは異なり何故鞠智城が維持するに至ったのか、その理由を把握し、鞠智城の持続意義の解明と機能変化の理解に努めることが重要であると考えられる。

このような点を考察するにあたり、考えられる問題点は以下の通りである。一点目に、宝亀年間初期から縁海警固命令が下される直

前まで、日本は渤海使節に「北路来朝」禁止を要求し、大宰府から入港を強く要請していた。またこの縁海警固命令では、西海道を含む西側地域の警固が対象となっている。このようななか鞠智城では、白村江敗戦後の対外防衛の役割を終えたあとの^(三)九世紀にも兵庫の存在が確認できる。したがって、警固命令と関連し考察した際、鞠智城の性格をどのように把握すべきかという疑問があげられる。

二点目に、宝亀年間になると史料上より、以前には見られない「流來」新羅人の登場と使節団の大規模化が確認できる。これにより大宰府では、より厳重な来航資格の審査が必要になったと考えられる。そのような状況のなかで下されたのが宝亀十一年の縁海警固令であるとの意見が出されており、この警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘(鄭二〇一五)もある。このような来航状況の変化と北部九州の防衛意識について合わせて考慮したとしても、鞠智城に兵站施設や軍事的側面としての役割はなく、八世紀以後のこの時期には対外防衛の存在意義が消失していたと言えるのかという疑問が挙がる。この時期の内容については史料上の制約があるものの、多角的な視点から考察を加えたいと考える。

近年の鞠智城研究は、発掘調査報告の蓄積を基に詳細な検討が可能となり、文献との相互的研究の進展が目覚ましい。しかしながら、転換期である鞠智城Ⅲ期とⅣ期八世紀第4半期である宝亀年間注目し、新羅の国内情勢および渤海の動きをふまえて日本の対新羅情勢・警固施策と鞠智城の関連について考察した研究は多くはない。もちろん朝鮮半島所在の古代山城との比較研究という観点から鞠智城の性格に迫った研究は見られるが(近藤二〇一七、山田

二〇一八)、文献史料の限界も相まってこの時期に焦点を絞り、朝鮮半島との関連で考察した鞠智城研究は十分ではないという現状がある。しかしながら、新羅の国内情勢と共に鞠智城について考察するならば、宝亀年間には新羅では中代から下代に移行する大きな政治的変革を伴った画期を迎えた時代と合致し、非常に重要な時期である。そのため、これら宝亀年間の日本の対新羅政策および対外措置と国内の警固問題に関しては課題が多くあると考える。したがって、このような時代に本来対外防衛の性格を有し造営された鞠智城で、様々な変化が見られる点は考察するに値するのではなからうか。またⅣ期八世紀第4半期の土器は、それ以前とは異なる土着の影響のもと作られた土師器が大部分を占めるとの指摘がなされており、これは外来の交易等の影響を受けない遺物であると考えられることから、日本国内とのかかわりで鞠智城との関連を積極的に考える必要がある。そのため本稿では、先学の成果を基に新羅国内事情と日本の対新羅・渤海対策とその措置に注目し、歴史的特質と展開過程から鞠智城の長期経営意義と変遷、そして八世紀末の鞠智城の防衛意識について考えていきたい。

二、渤海・新羅人の来航増加の諸形態

それでは八世紀の国際情勢を確認する前に、元来鞠智城がいかなる目的意識をもって築城されたのかについて把握しておきたい。まずは鞠智城の地理的条件であるが、鞠智城跡は、阿蘇北外輪山から有明海へと西流する菊池川の中流域、現在の山鹿市と菊池市の市境に位置する古代山城である。鞠智城はこのような地理的条件を有するため、鞠智城の役割の一つとして挙げられる「有明海の侵入敵の

確認と伝達」については疑問が呈されている。なぜならば、鞠智城は有明海を見通すことができず、最も近い女山城も見通せない位置にあるために、鞠智城がこのような役割を担ったとは考えにくく、それよりも熊本県南部あるいは中央部の有明海あるいは八代海から上陸し陸路で北上してくる敵を迎え撃つには格好の位置にあるため、防衛面ではそうした役割が主であったとの見解があり（矢野二〇一七）、これは鞠智城の対外防衛意識を考察するにあたり最初に確認しておくべき見解であろう。

それでは、鞠智城についての基本的な史料について確認しておきたい。鞠智城についての初見記事は、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月条にみえる、大宰府によって大野、基肆の二城ともに繕治されたという記事である。この記事は、鞠智城のいわば繕治記事にあたるもので、直接鞠智城の築城を示す記事ではない。しかしながら、七世紀後半に東アジアの情勢が緊迫するなか、鞠智城はそれに対応する形で築城されたものと考えられる。当該期、日本は白村江の敗戦により火急なる対外防衛整備の必要性が求められた時期であった。すなわち、鞠智城も他の古代山城と同様に^(四)、外的防衛の意識をもって築城された城であったと考えられる。このように、築城当時の鞠智城は、その目的のひとつに対半島情勢に対する防衛意識があったと考えられる。しかしながら、先行研究でもすでに言及されているように、次に再び鞠智城が対外防衛の観点から注目されるようになるのは、九世紀に至ってのことである。九世紀に入ると、新羅海賊の来襲と関連して再び鞠智城の対外防衛要素が示唆される^(五)。これは考古学見地においても変化がみられるとの報告がなされているため、留意が必要であろう。このように、鞠智

城の対外防衛意識や対外関係という側面に注視するならば、その活動は築城後すぐの七世紀末と対新羅海賊の活動が史料上から確認でき、それに対応したと考えられる九世紀の二つの時期ということとなる。すなわち、鞠智城の対外防衛意識という観点から考察するのならば、八世紀中頃から末にかけての時期は、空白期であるということになる。もちろん、機能の実態においてはその性質上様々な役割について複合的かつ重層的に考察する必要がある、鞠智城の対外防衛目的が同じレベルで断続的に維持されたとは考えにくい。しかしながら、鞠智城が軍事的目的を完全に喪失したわけではないという見解も示されているため、これまであまり注目されてこなかった八世紀鞠智城の対外意識の実態について考える必要があるのではなからうか。そのためにもまずは大宰府とこの時期にとられた渤海使の北路禁断の問題について考えていきたい。

（一）「北路禁断」と大宰府

それではまず大宰府と北路禁断の問題を考える前に、前提条件として八世紀中葉から後半にかけての対外情勢について確認したい。八世紀中葉以降、新羅征討計画をはじめとして、日本の対新羅関係は悪化していくこととなる。この新羅征討計画の理解については、研究者により外交と内政との関係のどちらを重視して把握するかにより、その理解は異なるが（河内一九九五、趙二〇一五）、少なくとも当該期、史料上より新羅征討計画の動向が確認できるため、対羅関係は七世紀末とは異なる問題を背景として緊迫したものになっていたと考えられる。結局この征討計画は実施されることはなかった。そのような中、対羅関係の次段階として留意すべきは、宝亀年

間からみえる日本の縁海警固問題である。この縁海警固については、軍事史の立場より研究の蓄積が多くみられる。具体的には、天平四年の節度使との関連において述べられる研究が多いという特徴がある。具体的には、権限の範囲、任務内容、所管国の問題などの研究であり、天平期に焦点をあてたものが多くみられる（北八四、下向井一九九二、中尾二〇一〇）。しかしながら、宝龜年間にも警固命令が下されており、それだけではなくこの時には渤海使に対して大宰府の入港を強く要請するという記事が見られ、大宰府の比重が高くなる時期であるといえる。具体的に日本は、宝龜年間初期から縁海警固命令が下される直前である宝龜十一年（七八〇）まで渤海使節に対して「北路来朝」禁止を要求し、大宰府の入港を強く要請した。それを示す史料が以下の【史料一】および【史料二】である。

【史料一】『続日本紀』卷三三、宝龜四年（七七三）六月戊辰（二四日）条

戊辰。遣使宣告渤海使烏須弗曰、「太政官處分、前使壹萬福等所進表詞驕慢。故告知其状罷去已畢。而今能登國司言。「渤海國使烏須弗等所進表函、違例无礼」者。由是不召朝廷、返却本郷。但表函違例者、非使等之過也。涉海遠來、事須憐矜。仍賜祿并路粮放還。」①又渤海使、取此道（即北路）來朝者、承前禁斷。

②自今以後、宜依舊例、從筑紫道來朝。」

【史料二】『続日本紀』卷三四、宝龜八年（七七七）正月癸酉（二十日）条

癸酉、遣使問渤海使史都蒙等曰。「去寶龜四年、烏須弗歸本蕃日。太政官處分、「①渤海入朝使、自今以後、宜依古例向大宰府、不得取北路來。」而今違此約束、其事如何。」對曰、烏須弗來歸之日、實承此旨。由是、②都蒙等發自弊邑南海府吐号浦、西指對馬嶋竹室之津。」而海中遭風、著此禁境。失約之罪、更無所避。

【史料一】は、能登国に到着した渤海使の烏須弗に関する太政官處分の記事である。この渤海使は、日本の求める入京の条件を満たしていないと報告したため（「所進表函、違例无礼」）、入京は許されず、祿と帰路の糧を支給され帰国することとなった。史料後半部より確認できるように、この時日本は、渤海に対して「旧例」にしたがって大宰府方面を経由し入京するように求めている（【史料一】②）。そして、この記事では、烏須弗来朝以前に「此道」を経由して来朝することを禁断したとの内容が読み取れる（【史料一】①）。史料にみえる「此道」は、「北路」を指すものであると解釈されているが、この北路が具体的にどこを示すかについては多くの見解が出されている⁽⁶⁾。基本的に渤海使は、元来北陸や出羽を発着点としていた（古畑一九九四、二〇一七）。この記事ではつまり、能登を経由して来朝することはかつて禁止したのだから、今後は「旧例」である筑紫道から来朝することを求め伝達しているのである。

続いて考察すべきは、それから四年後にみえる【史料二】の史料である。【史料二】は、渤海使の史都蒙に対する存問使の尋問記事である。史料によると、渤海使の史都蒙一行は、越前国江沼郡と加賀郡に到着して、加賀郡に安置される。この使節は、渤海国王后の喪の伝達と光仁天皇の即位祝いを目的として来朝した。しかしながら史料をみると渤海使の来着に対して朝廷は、前回北陸道經由の来朝を禁止して大宰府經由航路を取るように命じたのにも関わらず違反したとして咎めていることが確認できる（【史料二】①）。それに対して史都蒙は、南海府吐号浦から対馬を目指してきたが、航海中に風に遭い流され、禁境の越前国に着岸したと述べている（【史料二】②）。結果的にこの渤海使は、入京を許されることとなるが、【史料

二)この時も前回と同様に大宰府経由の来朝を要求する状況であったが、現実的に渤海使が大宰府経由の経路を利用し来朝したという事実はない。したがって、【史料一】および【史料二】から分かるように、この時期は七八〇年以後とは異なり現実受容・方針転換の段階というよりも、北路利用制限の段階である(鄭二〇一五)。

ではその後、経路変更等の改善がみられるのであろうか。それを示す史料が次の【史料三】である。

【史料三】『続日本紀』卷三五、宝龜十年(七七九)十二月乙亥(九日)条

乙亥 勅、檢校渤海人使。「押領高洋粥等、進表無礼。宜勿令進。

又不就筑紫。巧言求便宜。加勸當勿令更然。」

【史料三】は、押領高洋粥ら渤海人と鉄利人に対して派遣された檢校渤海人使の勅に関する記事である。【史料二】にみえる押領高洋粥らは、軽微を理由に放還措置となり、出羽国に安置される。この宝龜十年という時期は、北路来朝禁止の通達後に該当するが、【史料三】下線部分より渤海が筑紫を通るルートを利用して入京してないことが確認でき、同時に非難されていることも確認できる。事実、【史料三】に見るように、通達後も渤海は、筑紫ルートを利用せず来朝していたと思われる。これは、『続日本紀』卷三六宝龜十一年(七八〇)七月戊子(二六日)条にみる「今北陸道、亦供蕃客」という内容からも分かるように、渤海に対しては、やはり北陸道に來朝があることが想定されていたことが確認できる。このように、渤海が続けて筑紫ルートではなく北路を利用していたことに関しては、渤海と日本の位置関係や、渤海及び新羅両国関係等の現実的問題があると考えられる。しかしながら日本は、このように筑紫ルートを取って來朝する現実がないのにも関わらず、筑紫ルートにて來

朝することを渤海に対し求めていた。ではなぜこの時期に日本は、北路來朝禁止の通達を出し、渤海に対し大宰府(筑紫)ルートを強要したのか。この問題においては、先学において多くの言及がなされている。具体的には、蝦夷への政策と渤海への中華意識の双方の理由により日本が下した判断であるとし、律令制による政策という見解を否定した見解(石井二〇〇一)、対渤海交易活動への統制および掌握という見解(浅香一九七八)この時期にも渤海使は安置されている事実があるから、蝦夷を回避したというよりも大宰府への入港を促すことに眼目があり、渤海に朝貢を要求するための建前、すなわち大宰府難波津経由に朝貢入京路としてのイデオロギー性格を付与する見解(赤羽目二〇一五)、出羽や北陸には外交使節を迎える体制が整わないので接客や入国管理ができる大宰府に誘導したという見解(鄭二〇一五)、または国内政治史との関連より、藤原式家の外交政策の一環として、軍事関係との緊密な関係を背景に式家体制が大宰府を重視した結果とみる見解(浜田二〇一七)が示されている。このように、大宰府入京ルートの要求については、渤海に対する建前上の問題と後述にて言及するが、新羅に対応すべき日本側の措置としての両方の現実的な問題があったのではないかと思われる。

そのなかでも、鞠智城の問題を考える中で留意すべきが、日本が外交権の掌握・管理を目指した、いわば外交ルートの整備とそれに関わる軍事問題ではなからうか。これは、鞠智城や北部九州の対外防衛の問題を考察する際、非常に重要であるといえる。なぜならば、このように大宰府において外国使節の管理を建前上であったとしても一括しようと試みたと考えるならば、大宰府を含む九州の重要性

は高まったと把握でき、大宰府に一度安置してから入京させるとい
う中央集権的な入京管理を目指した外交権の掌握という点は見逃せ
ない。また、大宰府と鞠智城の関係については、鞠智城の転換期を
迎えるまでは、お互い連動するようにして変遷すると理解されてい
る。また、当初から鞠智城は防御重視の観点も含めて築城されてい
るため、宝亀年間にみえるこのような大宰府での変化と関連して考
察する必要があるのではなからうか。そのように考えるのならば、
直接言及する文献史料はないものやはり宝亀年間に大宰府または
鞠智城においても対外意識の希薄化があったとは考えにくいのでは
ないかという点について強調しておきたい。

(二)「流来」する新羅人

このような背景をもとに次に留意すべき変化が、宝亀年間を契機
として頻発する新羅流民等の問題である。それでは具体的にこの時
期にいかなる変化が生じるのか。宝亀年間に入ると、以前には見ら
れない①「流来新羅人」の登場と②新羅・渤海使節団が大規模化の
様相を見せるようになる。このように、宝亀年間には来日する新羅・
渤海の人々の動きの増大がみえる。そのようななか、まず①の内容
について検討するために確認すべき史料が【史料四】【史料五】で
あり、これは新羅人の来着とそれに対する対応に関する記事である。

【史料四】『続日本紀』卷三三 宝亀五年(七七四)五月乙卯(十七日)条

乙卯。勅大宰府曰。比年新羅蕃人。頻有來著。尋其緣由。多非

投化。忽被風漂。無由引還留爲我民。謂本主何。自今以後。如

此之色。宜皆放還以示弘恕。如有船破及絶糧者。所司量事。令

得歸計。

【史料五】『類聚三代格』卷二八 宝亀五年(七七四)五月十七日官符

太政官符

応大宰府放還流来新羅人事

右被内大臣宣侮、奉勅、如聞、新羅国人時有來着、或是歸化、
或是流来。凡此流来非其本意。宜每到放還以彰弘恕。若駕船破
損、亦無資糧者、量加修理、給根發遣。但歸化來者、依例申上。
自今以後、立為恒例。

宝亀五年五月十七日

【史料四】は、宝亀五年五月の大宰府の勅にみる史料であるが、こ
こでは「新羅蕃人」という表記がみえ、日本においては新羅を「蕃
国」と位置づける意識が一層強まっていると理解でき、この表現に
もあらわれている(三上〇七)。

また【史料五】は、当時の新羅人の来着に関して太政官が大宰府
に勅した官符記事である。これによると、この頃来着して日本に留
まる新羅人は、帰化ではなく漂着が多い、との内容がみられ、この
【史料五】は、新羅人の「流来」という形態が確認できる史料とな
る。史料上にみえる日本の対応は、このような新羅人に対しては、
必要な船や食料を支給して帰国させるべきとしている。この「流来」
は、史料上において新羅との関係のなかで新たに確認できる語句で
ある。「流来」の解釈については、「流来」を本意ではない漂流民と
理解する見解や(山内二〇〇三)、単なる漂流民とは言えない目的
を持つて来日した新羅人と考えたうえで、船舶の修理、食料支給が
必要ない人々の存在も確認できるとの見解がある(田中一九九七)。
したがって、史料上の「流来」という用語の解釈については、意見
の一致を見せていない。しかしながらこの新羅の「流来」という形

態は、それ以前には見られない新たな来航形態であることは確かである。また、【史料四】にみるように、ここでは当時新羅人の来着が頻繁にみられる点が言及されており、それに対応する日本側の措置のひとつとして【史料五】に見えるような現実的な対処の方法が示されたと考えられる。史料の制約により新羅人に対する事例を検討することはかなわないが、宝亀年間に新羅人の来着が恒常化し、日本側がその対策を示さなければならぬ状況であったと言える。つまり、この時期の日本は、頻繁に来着する新羅人に対してある一定の対策を施す必要に迫られており、それに対応する形で対外意識の高まりがあったことは十分に考えられる。

このような状況を背景にもうひとつ考察しなければならないのは、流来してきた先である新羅の国内状況である。この時期に新羅から「流来」なる状況が生まれた意義を考えなければなるまい。したがって次に当該期の新羅国内情勢はいかなるものであったか確認しておきたい。宝亀年間は、新羅では恵恭王代に相当する時期である^(七)。この時期の新羅国内は、中代から下代への移行期と重なり時代的転換に伴う政権交代の局面の時期に該当する。新羅下代の創始者たちは、「上古の復帰」を合言葉に貴族連合体制の復帰を目指し（李基白一九七四）、中代的なものに関して否定的な政策を展開していた（全徳在一九九七）。また、新羅ではこの時期、『三国史記』『三国遺事』だけでなく、『新唐書』からも頻発する反乱の様子を確認することができる^(八)。したがってこの時期の新羅は、不安定な社会状況にあり^(九)、この点に関しては、すでに多くの先学により指摘されている（朴海鉉二〇〇三、召謙今二〇〇七）。このようにこの時期は、新羅が国内的に安定していたとは言えない時

期であったということについては留意すべきである。このような新羅の国内混乱期と流来新羅人の時期は一致する。以上のような新羅の国内状況を背景として考慮するのならば、史料にみられるように、単純に漂着した新羅人のみではなく何らかの目的を持ち活動していた新羅人もいることから、やはり流来する新羅人の母数が増加したことは否定できず、当該期日本は対外防衛という現実的な問題に直面していたと考える。

（三）新羅使と渤海使の大規模化

では、このような「来航」という観点から考察する際に、もうひとつ忘れてはならない問題が、

新羅		渤海	
天平勝宝 4年(752) 閏3月	金泰廉ら 700人余り	宝亀 2年(771) 6月	表万福ら 325人
天平宝字 4年(760) 9月	人数不明	宝亀 4年(773) 6月	鳥須弗ら 40人
天平宝字 7年(763) 2月	金休信ら 211人	宝亀 7年(776) 12月	史都蒙ら 187人
天平宝字 8年(764) 7月	金才伯ら 91人	宝亀 9年(778) 9月	人数不明
神護景雲 3年(769) 11月	金初正ら 187人、先導者 39人	宝亀 10年(779) 9月	高洋密ら 359人
宝亀 5年(774) 3月	金三玄ら 235人	延暦 5年(786) 9月	李元泰ら 65人
宝亀 10年(779) 10月	人数不明 [新羅使終焉]	延暦 14年(795) 11月	吕定琳ら 68人

<表一> 新羅使・渤海使の人数編成

とつ忘れてはならない問題が、新羅使と渤海使の大規模化である。八世紀中ごろ以降、新羅、渤海ともにその使節団の規模は大きくなっていく。史料上にみえるこのような状況について整理したものが、次の表一である。

表一は、『続日本紀』にみえる新羅使及び渤海使の記事を整理し表にあらわしたものである。これを見るに、八世紀中ごろ以降、史料上にあらわれる新羅使、渤海使の来航人数が増加する。前述において、宝亀年

間に来着する流来の新羅人の増加が見られるという点を確認したが、表一にみる渤海使の来航状況をみるとその数が宝亀年間に集中していることが分かる。宝亀年間の渤海使に関しては、渤海の対日外交が政治目的から経済目的へ変化した時期と位置付けられており(石井二〇〇一)、規模の変化とも無関係ではないと思われる。このように日本は、宝亀年間において新羅に対しては不特定多数に來着する流來新羅人、渤海に対しては頻発する渤海使の來朝に伴う來朝経路の問題への対応に迫られたと思われる。このような対外情勢のなか、宝亀年間に大宰府及び九州の重要性は増したと推察される。したがって、宝亀年間において日本は、流來新羅人という來航形態に対する措置のみではなく、渤海・新羅使節団の大規模化という双方の問題を背景に、來航する人々の増大への措置という現実的な問題があつた点は強調しておきたい。

三、日本の対外防衛措置

(一) 宝亀の縁海警固令

前章において様々な理由より宝亀年間には日本の縁海に來航する人々の増加がみられることを確認し、それにより大宰府周辺の重要性も上がったという点を確認した。本章では、そのような事態に対する日本側の措置という側面から対外防衛と鞠智城の關係について考えていきたい。そこでまず注目すべきは、西海道の縁海警固問題である。具体的に史料から宝亀年間にみえる縁海警固命令に関して、西海道を含む西側地域の警固が対となつていたことが確認できる。宝亀年間における警固命令は、合わせて二度出される。詳しい内容については、それぞれ以下【史料六】【史料七】にて確認できる。

【史料六】は、宝亀年間警固命令一度目で、【史料七】は、宝亀年間二度目の警固命令史料である。

【史料六】『続日本紀』卷三六宝亀十一年(七八〇)七月丁丑(十五日)条(宝亀警固命令一度目)

丁丑。勅、安不忘危、古今通典。宜仰縁海諸國、勤令警固。其因幡、伯耆、出雲、石見、安藝、周防、長門等國、一依天平四年節度使從三位多治比真人縣守等時式、勤以警固焉。又大宰、宜依同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式。

【史料七】『続日本紀』卷三六宝亀十一年(七八〇)七月戊子(二六日)条(宝亀警固命令二度目)

戊子。勅曰、筑紫大宰僻居西海、諸蕃朝貢、舟楫相望。由是、簡練士馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常。今北陸道、亦供蕃客、所有軍兵、未曾教習、屬事徵發、全無堪用。安必思危、豈合如此。宜准大宰依式警虞。事須縁海村邑見賊來過者、當即差使、速申於國。國知賊船者、長官以下急向國衙、應事集議、令管內警虞且行且奏。〈其一〉。賊船卒來着我邊岸者、當界百姓、執隨身兵、并齎私糧走赴要處、致死相戰、必待救兵。勿作逗留令賊乘間。〈其二〉。軍所集處、預立標榜。宜量地勢、務得便宜。兵士已上及百姓便弓馬者、量程遠近、結隊分配。不得臨事彼此雜乱。〈其三〉。戰士已上明知賊來者、執隨身兵、兼佩鉢帑、發所在處、直赴本軍、各作軍名、排比隊伍、以靜待動、乘逸擊勞。〈其四〉。應機赴軍、國司已上皆乘私馬。若不足者、即以驛傳馬充之。〈其五〉。兵士白丁赴軍、及待進止。應給公糧者、計自起家五日乃給。其閑處者給米、要處者給糒。〈其六〉。

まず【史料六】によると、因幡、伯耆、出雲、石見、安芸、周防、

長門そして大宰(西海道)が警固の対象になったことが確認できる。

【史料六】の内容を考察するにあたり、合わせて確認すべき史料が天平四年(七三二)八月の東海・東山二道節度使(藤原房前)、山陰道節度使(多治比県守)、西海道節度使(藤原宇合)が任命される記事である^(十)。この節度使は任務の終了に伴い、同六年(七三四)四月に停止されるが^(十一)、山陰道節度使と西海道節度使の任務は、新羅を意識した防衛体制の整備であったことが明らかにされており、また、東海・東山二道節度使の任務は、西方で緊急事態が発生した際の支援体制を整備することが目的にあつたとの意見が示されている(五十嵐二〇一四)。天平四年(七三二)八月にみえる遣唐使及び節度使任命記事で、山陽道の節度使については一切言及がなされていない。いわば、それまでは山陽道の警固を専担する節度使は不在であり、【史料六】七八〇年の時点になって初めて山陽道の国々に対して法的根拠があらわれたこととなる。つまり、これまでの対外防衛は、西海道が正面として認識されていたが、【史料六】を契機として山陰道も新たに組み込まれたことが重要であり、これは留意すべき点である(五十嵐二〇一四、鄭二〇一五)。

また、【史料七】は、どのように警固すべきなのか、その内容と規定を示した記事である。これは【史料六】の内容に付随される形で出されたものであると考えられるが、記事の中で六条の規定が挙げられている。史料上に見られる規定について簡単に説明すると、①賊船の来航時における縁海村の人々の報告の義務②賊船が着岸した場合における住民の対応に関する規定③軍隊の集合場所と編成方法の在り方④戦士以上の者の集合及び応戦方法についての規定⑤国司以上の者が戦闘に赴く場合の乗用馬の規定⑥兵士、白丁が戦闘に

赴く際の公糧支給の規定事項の六条である。この六条に関しては、【史料六】の「安不忘危、古今通典」や【史料七】の「安必思危、豈合如此」からもわかるように、平常時にこそ危機に備えなければいけないという事実を強調しており、言い換えれば、縁海諸国に厳重な警戒態勢を維持させることによってトラブルを未然に防止しようとする強い意志が表明されたと理解できる(鄭二〇一五)。これは、宝亀年間の対外防衛意識を考える際に非常に重要な指摘である。なぜなら当該期大宰府では、前章の内容と合わせ、より厳重な来航資格の審査という現実的な問題に対応する日本側の措置が必要になっていたと考えられるためである。そう考えるならば、このような状況のなかで下されたのが宝亀十一年の縁海警固命令であり、警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘(鄭二〇一五)は見逃せない。やはりここでも、新羅の国内状況を鑑みるのであれば、日本は現実的な対応を迫られるほどの状況であつたと理解したい。

(二) 四天王寺と鎮護国家

前節では、警固命令という観点から当該期の防衛意識について考えてみた。それでは、防衛意識という問題について別の角度からも考察を加えたい。したがって本節では、大宰府の防衛という問題に焦点をあて、関連するその実態について考えてみたい。八世紀末の防衛という観点から考察する際、重要なのが大宰府四王寺の問題である。西海道においての四王寺創建は、史料より宝亀五年(七七四)を初端とする^(十二)。大宰府四王寺跡の調査報告によると、それまで全く遺物の散布が見られなかった山頂近くの毘沙門(通称、鼓峰)の頂部周辺では八世紀後半頃の遺物が採取されており、この時期に

遺構の形成があつた可能性を示唆し（山村一九九八、二〇〇七）、これは文献の年季とも一致する。このような大宰府にみえる四天王寺は、新羅・新羅人との緊張関係を背景に鎮護国家を目的として創建されたと考えられている。大宰府の四天王法について詳しい記事が次の【史料八】である。

【史料八】『類聚三代格』宝亀五年（七七四）三月三日官符
太政官符

応奉造四天王寺捨像四軀事（各高六尺）

右被内大臣従二位藤原朝臣宣備、奉勅、如聞新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心常為叩几咀、仏神難証慮或報応。宜令大宰府直新羅国高頭淨地奉造件像攘却其災。仍請淨行僧四口、各当像前、一事以上依最勝王經四天王護国品、日誦・經王、夜請神咒。但春秋二時別一七日、弥益精進依法修行。仍監已上一人專」当其事。其僧別法服、麻袈裟、蔭脊各一領、麻裳施綿袴各一腰、施綿襖子杉各一領、機菲各一両、布施絶一疋、綿三屯、布二端、供養布施並用庫物及正税。自今以後、永為恒例。

宝亀五年三月三日

【史料八】は、大宰府においての具体的な四天王法の内容について示した太政官の勅である。これによると大宰府の四王院は、新羅との敵対的関係を背景に国家鎮護を目的として設置されたとする。そして、そこで行われる四天王法の具体的な内容については、僧四人が、四天王の各像の前で『最勝王經』「四天王護国品」によって、昼は経巻を読み、夜は神呪を誦す。また、春秋の四天王修法については、行うべき事項であり、供養の布施は、大宰府の庫物ならびに正税を用いるべきであるなどの規定が記され、それに対する数量も



< 図二 > 大宰府四天王寺と出土遺物の位置

示されている。この大宰府四天王寺（四王寺）は、大宰府政庁跡の背後に横たわる四天王山に位置している。大野城内の「高頭淨地」な場所として四天王山北西の最高所である鼓峯が選ばれ、そこに四天王寺が建立され、堂内には四天王像が安置された。また、大野城内には、北西の最高所に毘沙門天、東に持国天、南に増長天、南西に広目天の地名が残ることから、それぞれの峰に尊像が配され、当初から鼓峯の一所に四天王像が揃って安置されていたと理解すべきである（九州歴史資料館二〇一五）。

また、【史料八】にみえる「懷毒心常為兇咀」「撰却其災」に関しては、新羅人からもたらされると考えられていた疫病を指すのではあるまいかとの指摘がなされている（三上二〇〇七）。これによる



＜図三＞四天王寺と狼山（狼山の南が四天王寺址）

と宝亀年間でも特に四天王寺が創建された宝亀五年は^(十三)、疫病に悩まされた年であったとの指摘がある（三上二〇〇七）。具体的には、大宰府に対しての直接の言及はなされていないが、『続日本紀』宝亀五年四月己卯（一日）条にて、天下諸国で疾疫除災のために摩訶般若波羅密多經を念請せよとの勅がみえる。これは、大宰府の四天王院と時期を同じにするため、関連性が示唆される（三上二〇〇七）。

そしてこの四王院の存在であるが、そもそも新羅ではこれよりも早い七世紀の段階^(十四)で四天王寺を造営し^(十五)、四天王法を行っていたことが史料より確認できる。新羅の対外政策と四天王寺の造

営については^(十六)、『三国遺事』卷二、文虎王法敏条にて確認できる。

【史料九】『三国遺事』卷二、文虎王法敏条

（前略）時唐之游兵諸將兵有留鎮而將謀襲我者王覺之發兵之。明年高宗使召仁問等讓之曰、爾請我兵以滅麗害之何耶。乃下圓扉、鍊兵五十万以薛邦爲帥欲伐新羅。時義相師西學入唐來見仁問、仁問以事諭之。相乃東還上

聞、王甚憚之、會群臣問防禦策。角干金天尊奏曰、近有明朗法師入龍宮傳秘法以來、請詔問之。朗奏曰、狼山之南有神遊林、創四天王寺於其地、開設道場則可矣。時有貞州使走報曰、唐兵無數至我境迴槩海上。王召明朗曰、事已逼至如何。朗曰、以彩帛假構宜矣、乃以彩帛營寺、草構五方神像、以瑜珈明僧十二員明朗爲上首、作文豆婁秘密之法、時唐羅兵未交接風濤怒起、唐缸皆沒於水。後改勸寺名四天王寺、至今不墜壇席。

【史料九】にみえる説話には、架空の名前や誇張された唐軍の数など考慮しなければならぬ部分はある。しかしながら、このような説話が誕生した背景としては、当時新羅人が文豆婁法を示して建立した四天王寺により唐軍が敗北したということを強調した記事である点を確認できる。つまりこのような内容から、当時四天王寺は、新羅人たちにとって羅唐戦争の勝利を引き寄せた最高の精神的な帰依処として機能したことは明らかである（尹善泰二〇一五）。つまり、この新羅の四天王法は、このような観点からみても極めて反唐的性格を有したものであったと考えられる。言い換えるならば、このような四天王寺を建立した目的に、唐の侵入を仏曆（佛力）によって倒すために建立したという背景があり、文武王の意図が当時の新羅人たちに効果的に浸透したと考えられる（尹善泰二〇一五）。

そしてこの「四天王護国品」とは、「隣国怨敵」が四兵を具し境界を侵犯して、諸所の災変または疫病が発生しようとするとき、經典の力で未然に防ぐことを目的としたものである。したがって、大宰府に建立された四天王寺においても、四天王が国土の東西南北を護持する神であるとする『金光明最勝王經』の考え方に基づくものである（三上二〇一七）。このような理解は、新羅の四天王寺も『金

光明経』の「四天王護国品」を基礎としており共通するものである。近年新羅の四天王像と新羅の護国信仰については、王京の東西南北に位置する王室関係の成典寺院と「四天王像」には関連があるという新たな共通点が示された(임영애二〇一一)。つまり、このような新羅の四天王像は、四天王寺に由来したことを初端として本格的に王京の四方に位置する成典寺院に配置されたとする。そしてこれは、王京だけではなく新羅全域を守る役割を果たすものであったと把握しており(임영애二〇一一)、興味深い見解である。

また新羅王京における四天王寺の位置付けについては、『三国史記』職官志によると、四天王寺は職官志の配列または官府の官職名称等から七つの成典のなかで一番優位に表記がなされており、これは四天王寺が中代に国家から一番良い待遇を受けた公寺であったことを示すものであるとの見解が示されている(金在庚一九九二)。このような点より四天王寺を重視して新羅中代には、国統も四天王寺に居住するとみる見解もある(李泳鎬一九八三)。

このように、新羅においては対外的には唐を、日本の場合は新羅を意識しつつも、その範囲においては新羅、日本どちらにおいても四方を意識し守備するという護国信仰の在り方がみとれる。したがって、大宰府の四天王寺造営を東アジア的観点から考えるならば、新羅と同様に対自的性格を持つていた可能性が高い。このような新羅と日本の四天王寺を背景とする護国信仰と防衛意識の関連については、詳細な比較検討が多くはないためにその実態については今後の課題としたいが、ここでは、宝亀年間の大宰府では、四天王寺の創建を背景として鎮護国家を目的とした護国信仰による対外防衛の気運が高まっていたことは間違いないと思われる。

(三) 怡土城の防衛対象と肥前

以上のように、本稿で設定した時期においては相対的に対外防衛の意識は高まっていると考えられることから、やはり当該期の鞠智城の防衛問題に関しては見逃すことはできない。一般的に八世紀の対外防衛は、古代山城との関係が希薄化し、沿岸部に重点を置いた体制に移行したといわれている。しかしながら、沿岸部を突破された場合に廃城となった古代山城を活用した可能性はあり、このような状況下においては、鞠智城も利用されたと考えべきであるとの見解が示されており(五十嵐二〇一五)、この点に関しては更なる考察が求められるが、注目すべき論考であると考ええる。そこで本稿では最後に、そのような見解を背景として鞠智城と八世紀の対外防衛意識と古代山城の結節点としての怡土城に範囲を広げ考察を終えたい。怡土城を考察する理由としては、古代山城の活用という観点で考察するにあたり、八世紀中葉に国際関係の変化の中で沿岸部に築城されたと考えられる怡土城の存在は見逃せないためである。怡土城の築城は、七世紀末の築城ではなく、八世紀中葉である。怡土城は一般的に、新羅征討計画の立案に伴い、その対応の一環として福岡県糸島市に七五六年から七六八年の期間で築城されたと考えられる(千七)。また、史料上で怡土城の築城を担当したとされる吉備真備と佐伯今毛人は、共通して肥前守に任じられ、この背景には日本と新羅との関係悪化に伴う肥前地方の特別な事情が潜んでいたとの指摘がある(向井二〇一七、瓜生二〇一八)。特に怡土城に関しては、対外防衛意識のみを目的にしたものではなく、肥前国を特別に意識したものであったとの指摘がなされている(長一九八六)。



< 図四 > 怡土城の位置と周辺遺跡

ではさらに論考を進めこの肥前という場所を、対外防衛という側面
で把握しようとする場合どのように考えればよいのであろうか。

肥前国の特に値嘉島や松浦郡という場所は、九世紀以降の史料に
も新羅海賊の来襲地として対外関係とのなかで確認できる^(十八)。こ
の史料は、貞観年間に新羅と日本の関係が悪化して、さかんに新羅
海賊が来襲することから肥前国松浦庶羅と値嘉島の両郷をもつて二
郡をたてて、新しい行政区間としての「値嘉島」を設置するという
内容である。この記事は、貞観年間に頻発する新羅海賊との関連記
事として言及がなされるが、ここで留意すべきは記事のなかに見え
る「大唐新羅人來者、本朝入唐使等、莫不經歷此島」という箇所
である。史料によると、唐、新羅人の來着者及び入唐使等のなかでこ
の島を経歴しないものはいない。とあり、従来からこの場所に頻繁
に漂着していたという事実がうかがえる。この記事自体は、貞観年
間の記事であるため、検討してきた時代に比べや時代は下るが、
当該箇所については、貞観以前の事柄であると考えられる。史料の
なかでは、時系列に関しての言及はなく、『日本三代実録』以前の
史料では、漂着地に関して「大宰府管内」という表記が目立つとい
う特徴があり、漂着場所の具体的特定には至らないという特徴があ
る。

しかしながら、この「大宰府管内」には肥前も含まれるとの指摘
があり、『日本三代実録』貞観十八年三月九日条の記事も手伝い、
それ以前から恒常的に漂着の多い地域であったと考えられる(瓜生
二〇一八)。注目すべきが、このような現象は、漂着等の偶発的な
理由だけではなく能動的な理由にも所以があるのではないかという
見解である。具体的には、肥前地域と新羅(朝鮮半島)との間には、

密接な関係があり、小近島を含む肥前地方沿岸部の海人たちは、縄
文時代以来、朝鮮半島との交流に携わり、朝鮮半島との関係が悪化
すると有明海沿岸の豪族は「有明ルート」を介し、朝鮮半島側との
関係を密にする傾向があったという見解である(瓜生二〇一八)。
つまり、新羅との関係でもそれは例外ではなく、対羅関係が悪化す
ると新羅側に内応することが多いことである。具体的な例と
しては、藤原広嗣の乱における値嘉島の人々の反政府的行動が挙げ
られるが、これは『肥前国風土記』にみる土蜘蛛伝承(反政府分
子)と関連する。『肥前国風土記』の土蜘蛛伝承に見られる土蜘蛛
は松浦郡や彼杵郡をはじめとする「海人」を指していて、肥前の土
蜘蛛と大隅・薩摩の隼人をつなぐ線は『風土記』には記されていな
いものの、小近島の神ノ崎遺跡で発掘された地下式板石積石室の分
布(小値賀町教育委員会一九八四)により両者には接点があり、発
掘報告結果より弥生時代から古墳時代にかけて小近島の海人は、南
は薩摩、北は対馬、朝鮮半島と海路を通じて交流を行ったとする(瓜
生二〇一八)。このような航路を背景に、肥前の勢力が朝鮮半島と
の間を媒介する個別のルートを所有していたとするならば、鞠智城
との関連を考える際にも、肥前に位置すると考えられるこの勢力の
存在は重要になる。これは、大宰府と鞠智城および九州南部勢力と
関連して鞠智城を考える際無視できない存在である。

もちろん怡土城は、新羅征討計画を契機として築城されたと考え
られるが、対外要因のみに対応するための設置場所ばかりとはいえ
ず、対国内要因(対筑紫政策)、またはこの論を受け継ぐのならば、
伝統的に「有明ルート」を有していた勢力も意識した位置関係での
築城ということになる。つまり、怡土城は大宰府の西側を守る軍事

的要塞かつ肥前地域（小近島も含む）の不穏な動向を察知し、睨みをきかず絶好の軍事拠点であった（前原市教育委員会二〇〇六）ということとなる。このような複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方は、八世紀中葉以降の鞠智城の山城経営の在り方と合致する側面があるのではなからうか。これまで見てきたように、八世紀中葉以降、特に宝亀年間においては、七世紀末とは異なる新たな背景をもって対外防衛意識が高まった時期であったと考えなければならぬ。そのため鞠智城も対外防衛の側面においては、大宰府や怡土城の動きと連動しつつ防衛に備えていた可能性は否定できないと考える。もちろん、地理的背景や、七世紀末と九世紀に比べ対外防衛の濃淡はあると思われ緊急を要するものではなかったように思われる。また、このような背景があることから当該期の防衛意識の在り方は、ひとえに対外防衛だけを目的にしたものではなかったと思われる。事実、中央の要請と周辺の社会権力構造に対応する形で鞠智城は機能変遷を行い維持されてきた。しかしながら、八世紀の中葉以降ある一定の緊張関係が大宰府を筆頭に九州には存在していた点は考えなければならない。

四、おわりに―本稿のまとめと今後の課題と展望―

以上のように、鞠智城Ⅲ期及びⅣ期八世紀第4四半期に焦点を加えてきた。管見のかぎり、直接鞠智城との対外防衛に関する史料はみえないものの、日本のおかれた国際状況により、防衛意識の高まりがみえる時期であり、鞠智城とも無関係ではないと結論付けた。ではこのような視座により、具体的にいかなる知見が得られるのか、

本稿の論点を以下に整理し結びとしたい。

一点目に、「北路禁断」にみる日本の対応は、大宰府において外国使節の管理を建前上であったとしても一括しようと試みたとするならば、大宰府を含む九州の重要性は高まったと考えられる。当初から鞠智城は防衛も重視し、築城されているため、宝亀年間にみえるこのような大宰府での変化と関連して考察する必要がある、当時に鞠智城においても対外意識の希薄化があったとは考えにくい。

二点目に、新羅の国内混乱期と流来新羅人の時期は一致する。また鞠智城でも変遷を見せだす時期である。このような点を背景として考慮するならば、流来する新羅人の増加や使節団の増加で来航数の母数が増加したことは否定できないため、当該期日本は対外防衛という現実的な問題に直面していたといえる。

三点目に、警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘は重要で、大宰府の四天王寺造営を東アジア的観点から考えるならば、新羅と同様に日本の場合も対自的性格を持っていたと把握できる。このような新羅と日本の四天王寺を背景とする護国信仰と防衛意識が背景にあるとすると、宝亀年間の大宰府でも鎮護国家を目的とした護国信仰による対外防衛の気運が高まっていたことは間違いない。

最後に、八世紀の防衛施設として怡土城の複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方が注目される。これは、八世紀中葉以降の鞠智城の山城経営の在り方と合致する側面があり、対外防衛の在り方として大宰府、怡土城も含めた周辺地域勢力とのかかわりの中で鞠智城の対外防衛の意味を考える必要がある。しかしながらこの点については、解明できていない部分が多い。今後、八世紀中葉以

降の九州所在の防衛施設と対外防衛意識の関連については、より相互的な検討が求められ、今後の課題としたい。

付記・本研究は、令和元年度（二〇一九年度）鞠智城跡「特別研究」の研究成果である。

註

(一) 現在報告されている時代区分に対しての時代ごとの特徴は、次の通りである。Ⅲ期・城の転換期にあたり管理棟の建物群はそのまま存続するものの、掘立柱の総柱建物礎石建物が礎石建物に建て替わる。施設の耐久性向上が図られるのが特徴である。その一方で、土器の出土が皆無に等しく最低限の人員が配置されるなど、城の管理・運営に変化が生じたのもこの時期である。Ⅳ期八世紀第4四半期・管理棟の建物群の消失、池機能の低下などが生じる一方、礎石建物が大型化するなど食糧の備蓄機能が高まる。土器の構成においても在地系の土師器が主体となる（矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院、三八五頁）。

(二) この時期の機能変化の背景については多く指摘がなされている。列島南部と律令体制との関係で強固な政策を放棄することで生じた変化がみえる（菊池達也 二〇一四「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』一、熊本県教育委員会）との指摘が早くから示された。また、八世紀後半の鞠智城は、稲穀などの貯蔵・保管が主な機能となり、菊鹿盆地の高い生産力と広い平坦地という立地条件により物資を効率的に集積可能で、菊池郡の正倉に転用されたことである（能登原孝道

二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ 論考編1』熊本県教育委員会、五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会）。本稿は、律令体制の動きと九州南部の関わりの中で当該期の鞠智城に変化が生じたという見解を否定するものではなく、それとは異なる角度である対外防衛と国際関係という側面に注目し、より重層的な視点で変遷の一端を探ることを目標に論考を進めることを試みるものである。

(三) 一般的に、七世紀後半に対中国・朝鮮半島用防衛施設として築かれ、八世紀初め頃にはその機能を停止したことが明らかにされつつあるが、いまだ未解明な部分も多い（亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肄城・鞠智城とその他の古代山城」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院、二八三頁）。

(四) 鞠智城は谷に堤防を設けた貯水池が確認されているが、古代山城を防衛用のものと考えれば、貯水池は必須の施設である（向井一雄 二〇一七『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』歴史文化ライブラリー四四〇、吉川弘文館、二十七頁）。

(五) 九世紀鞠智城と対外関係についての代表的な論考に（濱田耕策 二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城」笹山晴生監修『古代山城 鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社・柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会）がある。

(六) 「北路」についての代表的な見解としては以下の四つが挙げられる。
①北陸道諸国を經由してから京に向かう経路（新妻利久 一九六九『渤海国史及び日本との国交史の研究』東京電機大学出版局、石井正敏二〇〇一、前掲本）
②出羽国を含む北陸道以北の範囲（赤羽目 二〇一五、前掲文）
③日本列島の北である出羽及び北陸道の国々に至る航路（鄭二〇一五、前掲書）
④沿海州から北海道西岸を経て小

鹿半島に至る北回り航路（浜田久美子 二〇一七「日本渤海関係史—宝亀年間の北路来朝問題への展望」『前近代の日本と東アジア石井正敏の歴史学』勉誠出版）。

- (七) 惠恭王代の政治史については多くの研究がある。代表的なものとしては以下を参照されたい（井上秀雄一九七四『新羅史基礎研究』東出版・李基白 一九七四『新羅政治社會史研究』一潮閣・李基東一九八〇『新羅骨品社会と花郎徒』韓国研究院・金壽泰一九九六『新羅中代政治史研究』一潮閣・申澄植二〇〇四『統一新羅史研究』韓国学術情報・신정훈 二〇一〇『8세기 신라의 정치와 왕권（8世紀新羅の政治と王権）』韓国学術情報・이영호 二〇一四、前掲書・曹凡煥二〇一四「신라 中代末 惠恭王의 婚姻을 통하여 본 政局의 변화（新羅中代末惠恭王の婚姻を通してみる政局の変化）」『新羅文化』四三、東國大学校新羅文化研究所）。

- (八) 『三國史記』新羅本紀の史料によると、惠恭王四年（七六八）七月に大恭とその弟である大廉の兄弟が反乱を起こし、同王六年（七七〇）八月には金融、同王十一年（七七五）六月には金隱居、同年八月には廉相・正門がそれぞれ反乱・謀叛を起こした。最終的に、同王十六年（七八〇）二月に起きた金志貞の乱とそれに伴う四月の乱により惠恭王代は幕を閉じる。

- (九) 『三國史記』惠恭王条で災異・怪異関係記事が頻発していることが確認でき、国内反乱の影響によって国内の混乱が想定される社会状況であったと考えられるとの指摘がある（이기봉 二〇一八「신라 혜공왕대의 薦擧와 災異」『新羅文化』五一、一五四～一五五頁）。

- (十) 『続日本紀』天平四年（七三二）八月月丁亥条に「正三位藤原朝臣房前為東海東山道節度使。從三位多治比真人隰守為土山陰道節度使。從三位藤原朝臣字合為西海道節度使。道別判官四人。主典四人。醫師一人。陰陽師一人。」とある。しかしながら、【史料六】で言及されている天平四年当時の具体的な式の内容については、確認するこ

とはかなわない。

- (十一) 『続日本紀』天平六年（七三四）四月壬子条に「諸道節度使事既花。於是、令三國司主典已上掌知其事。」とある。

- (十二) 『扶桑略紀』宝亀五年（七七四）是歳条「大宰府起四王院。」

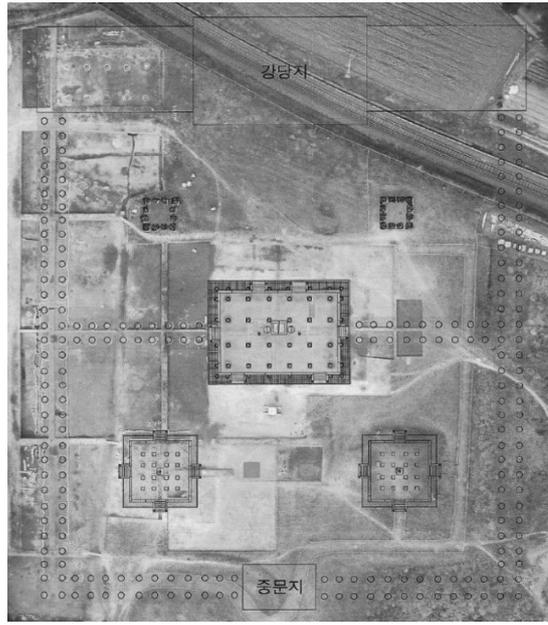
- (十三) 『続日本紀』宝亀五年二月壬申（三日）条「七日読・経於天下諸国。攘疫氣也。」

- (十四) 新羅で『金光明経』が受容された起点としては、元暁の註釈書と四天王寺の建立と関連して七世紀中葉とみる説が一般的である（김상현 一九七六「고려시대의 호국불교 연구—금광명경 신앙을 중심으로—（高麗時代の護国仏教研究—金光明経信仰を中心として—）」『단국대학교 대학원 학술논문총（檀国大学大学院学術論叢）』一、十三頁）。

- (十五) 慶州狼山の南麓にあった寺で文武王十九年（六七九）、八月に創建された新羅の護国寺院であり、四天王寺成典を置いて管理した。双塔の存在が考えられ、金堂を中心に東塔・西塔・重慶路・鐘樓がこれをめぐるような形態で配置をしていたと考えられている（김정기 一九八四「경주 사천왕사가 람고（慶州四天王寺伽藍考）」『윤무병 박사 회갑기념논문총（尹武炳博士 回甲紀念論叢）』尹武炳博士 回甲紀念論叢刊行委員會・金相鉉 一九九六「四天王寺의 創建과 意義（四天王寺の創建と意義）」『신라문화재학술발표논문집』一七）。

- (十六) 四天王寺に関しては、二〇〇六年より国立慶州文化財研究所を就寝に本格的な調査が開始された。発掘調査は二〇一二年まで行われ、以後調査報告書が三次にわたり発行されている（국립경주문화재연구소 二〇一二「사천왕사 발굴조사 보고서（四天王寺発掘調査報告書）」、二〇一三「사천왕사 발굴조사 보고서（四天王寺發掘調査報告書）」、二〇一四「사천왕사 발굴조사 보고서（四天王寺發掘調査報告書）」）。詳しくはこちらの報告書を参照されたいが、この調査により

伽藍内郭をめぐる回廊址、金堂の左右に繋がる翼廊址、石燈址の位置が確認され、また四天王寺の全体の伽藍配置の推定が可能となった(양정석 二〇一六「新羅 王京의 中代 寺址에 대한 調査의 推移」『先史と古代』四九、韓国古代学会)。



< 図五 > 四天王寺址の復元平面図

- (十七) 『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六) 六月甲辰(二十二日) 条、『続日本紀』天平宝字三年(七五九) 三月庚寅(二十四日) 条、『続日本紀』天平神護元年(七六四) 正月己未(二十一日) 条、『続日本紀』雲二年(七六八) 二月癸卯(二十八日) 条
- (十八) 『日本三代実録』貞観十八年三月九日 条

参考文献

△ 図録・報告書 ▽

(日本語)

九州歴史資料館編 二〇一五『特別展 四王寺山の1350年―大野城か

ら祈りの山に』

小値賀町教育委員会 一九八四『神ノ崎遺跡』小値賀町文化財調査報告書、第四集

福岡市教育委員会編 二〇〇六『周船寺遺跡 六』

福岡県前原市教育委員会 二〇〇六『国指定史跡 怡土城』前原市文化財

調査報告書、第九四集

(韓国語)

国立慶州文化財研究所・国立慶州博物館 二〇〇九『四天王寺』

国立慶州文化財研究所 二〇一二『사천왕사 발굴조사보고서(四天王寺

発掘調査報告書) I』

国立慶州文化財研究所 二〇一三『사천왕사 발굴조사보고서(四天王寺

発掘調査報告書) II』

国立慶州文化財研究所 二〇一四『사천왕사 발굴조사보고서(四天王寺

発掘調査報告書) III』

△ 単行本 ▽

(日本語)

浅香年木 一九七八『古代地域史の研究』法政大学出版局

石井正敏 二〇〇一『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館

井上秀雄 一九七四『新羅史基礎研究』東出版

鄭淳一 二〇一五『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版

田中史生 一九九七『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房

新妻利久 一九六九『渤海国史及び日本との国交史の研究』東京電機大学

出版局

古畑徹 二〇一七『渤海国とは何か』歴史文化ライブラリー四五八、吉川

弘文館

向井一雄 二〇一七『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』歴史

文化ライブラリー四四〇、吉川弘文館

山内晋次 二〇〇三『奈良平安時代の日本とアジア』吉川弘文館

(韓国語)

金壽泰 一九九六『新羅中代政治史研究』一潮閣

李基東 一九八〇『新羅骨品社会と花郎徒』

韓国研究院

李基白 一九七四『新羅政治社會史研究』一潮閣

李泳鎬 二〇一四『신라중대의 정치와 권력구조』(新羅中代の政治と権力構造)知識産業社

申澄植 二〇〇四『統一新羅史研究』韓国学術情報

신정훈 二〇一〇『8세기 신라의 정치와 양권』(8世紀新羅の政治と王權)韓国学術情報

朴海鉉 二〇〇三『新羅中代政治史研究』国学資料院

〮論文〮

(日本語)

赤羽目匡由 二〇一五「渤海使の大宰府航路(朝鮮半島東岸航路)をめぐる

て」『人文学報』五〇五、首都大学東京大学院人文科学研究科

五十嵐基善 二〇一四「新羅征討計画における軍事力動員の特質」『駿台

史学』一五二、明治大学史学地理学会

五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智

城と古代社会』五、熊本県教育委員会

五十嵐基善 二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」『鞠

智城と古代社会』四、熊本県教育委員会

瓜生秀文 二〇一八「怡土城に関する諸問題 ―怡土城築城担当者と「肥

前守」について―」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会

『大宰府の研究』高志書院

柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智

城」『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会

亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肄城・鞠智城とその他の古代

山城」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院

菊池達也 二〇一四「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南

部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委

員会

北啓太 一九八四「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻、吉

川弘文館

河内春人 一九九五「東アジアにおける安史の乱の影響と新羅征討計画」

『日本歴史』五六二、吉川弘文館

近藤浩一 二〇一七「八世紀(Ⅱ期〜Ⅲ期)の鞠智城と肥後地域―新羅

山城との比較検討から―」『鞠智城と古代社会』五、熊本県教

育委員会

佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ 論考編1』熊本

県教育委員会

下向井龍彦 一九九二「捕亡令「臨時発兵」規定について―国衛軍政の法

的源泉―」『続日本紀研究』二七九、続日本紀研究会

長洋一 一九八六「天平宝字五年の肥前国」『西南学院大学国際文化論集』

第一巻二号、西南学院大学学術研究所

中尾浩康 二〇一〇「天平期の節度使に関する一考察」『続日本紀研究』

三八八、続日本紀研究会

能登原孝道 二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ

論考編1』熊本県教育委員会

浜田久美子 二〇一七「日本渤海関係史―宝亀年間の北路来朝問題への展

望」『前近代の日本と東アジア石井正敏の歴史学』勉誠出版

濱田耕策 二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城」笹山晴生監修『古代山

城 鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川

出版社

古畑徹 一九九四「渤海・日本間航路の諸問題」『古代文化』四六

三上喜孝 二〇〇七「光仁・桓武朝の国土意識」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、国立歴史民俗博物館

三上喜孝 二〇〇八「古代日本の境界意識と仏教信仰」『古代日本の異文化交流』勉誠出版

三上喜孝 二〇一七「古代日本の境界意識」『日本古代交流史入門』勉誠出版

矢野裕介 二〇一七「有明海沿岸における古代山城の年代論」『徹底追究！大宰府と古代山城の誕生—発表資料集—』

矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院

山田隆文 二〇一八「古代山城の立地環境—百濟・新羅との比較を通して—」『鞠智城と古代社会』六、熊本県教育委員会

山村信榮 一九九八「国境における古代山城と仏教」『都府楼』二五、古都大宰府を守る会

山村信榮 二〇〇五「大宰府における八・九世紀の変容（第Ⅲ部 交通と周辺論）」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、国立歴史民俗博物館

(韓国語)
全徳在 一九九七「新羅 中代 對日外交의 推移와 眞骨貴族의 動向・聖德王」惠恭王를 중심으로 (新羅中代對日外交の推移と眞骨貴族の動向—聖德王」惠恭王を中心に—) 『韓國史論』三七、ソウル 大学校国史学科

김상현 一九七六「고려시대의 호국불교 연구—금광명정 신앙을 중심으로— (高麗時代の護国仏教研究—金光明経信仰を中心として—) 『단국대학교 대학원 학술논총 (壇国大学校大学院學術論叢)』一

김선숙 二〇〇七「新羅惠恭王代(765~780)의 国内情勢와 对日外交(新羅惠恭王代(765~780)の国内情勢と对日外交)」『精神文化研究』三〇—四、韓国精神文化研究所

金相鉉 一九九六「四天王寺의 創建과 意義(四天王寺の創建と意義)」『신라문화제 학술발표논문집(新羅文化財學術發表論文集)』一七

김정기 一九八四「경주사천왕사가람고(慶州四天王寺伽藍考)」『윤무병 박사회갑기념논문총(尹武炳博士回甲紀念論叢)』尹武炳博士回甲紀念論叢刊行委員會

金在庚 一九九二「新羅 中代 華嚴信仰의 社會的 役割(新羅中代華嚴信仰의 社會的 役割)」『震檀學報』七三、震檀學會

趙二玉 二〇一五「신라 경덕왕대 국내외정세에서 본 일본의 신라정토 계획(新羅景德王代의 国内外政情からみる日本の「新羅征討計畫」)」『新羅文化』四二、東國大学校新羅文化研究所

曹凡煥 二〇一四「신라 中代末 惠恭王의 婚姻을 통하여 본 政局의 변화(新羅中代末惠恭王의 婚姻を通してみる政局の变化)」『新羅文化』四三、東國大学校新羅文化研究所

양정석 二〇一六「新羅 王京의 中代 寺址에 대한 調査의 推移(新羅王京의 中代寺址에 대한 調査의 推移)」『先史と古代』四九、韓國古史學會

이기봉 二〇一八「신라 해공왕대의 薦擧와 災異(新羅惠恭王代의 薦擧와 災異)」『新羅文化』五一、東國大学校新羅文化研究所

李泳鎬 一九八三「新羅中代 王室寺院의 官寺的 機能(新羅中代王室寺院의 官寺的 機能)」『韓國史研究』四三

임영애 二〇一一「석굴암 사천왕상 의 도상과 불교 경전」(石窟庵四天王像の途上と仏教經典) 『강좌미술사(講座美術史)』三七、한국불교미술사학회(韓國國史美術史學會)

尹善泰 二〇一五「新羅中代成典寺院과 密敎·중대 國家儀禮의 視覺化와 關連하여(新羅中代成典寺院と密敎) — 中代國家儀禮の視覺化と關連して—」『先史と古代』四四、韓國古代史學會

崔聖銀 二〇一二「통일신라 四天王寺 녹유소조신상상의 연구 성과와 향후 과제(統一新羅四天王寺의 綠釉塑造神將像의 研究成果と今後

の課題)「『新羅史学報』二六、新羅史学会

挿図表出典

図一..熊本県教育委員会「鞠智城 ―鞠智城の築城とその変遷―」パンフ
レット

図二..山村信榮 一九九八「国境における古代山城と仏教」『都府楼』
二五

図三..崔聖銀二〇一二「統一新羅四天王寺の緑釉塑造神将像の研究」と
今後の課題」一六七頁より抜粋

図四..福岡市教育委員会編 二〇〇六『周船寺遺跡 六』より抜粋

図五..国立慶州文化財研究所・国立慶州博物館 二〇〇九『四天王寺』
十八頁より抜粋

表一..筆者作成

律令国家と「鼓」——「鼓自鳴」記事との関わりから——

土居 嗣和

はじめに

鞠智城の姿を記述する数少ない史料の一つに、『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰・丁巳条がある。

丙辰【二十四】、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳【二十五】、又鳴。

また同年六月己酉条にも鞠智城のことがみえる。

己酉【二十】、大宰府言、去五月一日、大風暴風、官舎悉破。青苗朽失。九国二島尺被_二損傷_一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動庫十一宇火。

文献を通じて鞠智城を考察するさいに、右の史料はしばしば触れられているところである。そしてこれら記事からは、鞠智城が大宰府や肥後国との関係をもっていることや、兵庫を有していたこと、また不動倉があったことなどが論じられてきた。

一方、この記事からは、当時の鞠智城に鼓があったことも知られる。この点に関連して、物集高見が著した『広文庫』（一九一八年）は、「つづみ」の項目のなかで右の天安二年六月の記事を引用し、小項目「鼓自鳴」の説明にあてている。鞠智城を論じるうえで、鼓の存在は重要な視点の一つであるといえるが、この点は近年の鞠智城研究においても取り上げられている。とくに鼓が鳴ることの意

味については、兵乱の前兆と考えるものが多い。これは当時、新羅海賊が活動を活発にしていることとの関連から説明される（酒寄二〇一四、加藤二〇一六など）。

しかし右の記事を検討する場合、次の二点に注意すべきように思われる。第一に、ここにみられる鼓はなぜ鞠智城に設置されているのかということである。この点については、そもそも日本の律令国家で鼓というものがどのように用いられたのか、そしてそれがなぜ鞠智城にあつたのかということ、制度史などの視点から検討しなければならぬ。そして鼓の検討を通じてこそ、鞠智城の機能や性格を明らかにできるのではないだろうか。

第二に、鞠智城における鼓の鳴動という現象が、なぜ国史に記載されたのかということである。従来の研究では、たんに鞠智城の存在を伝える史料としてのみ当該記事が利用されてきた傾向がみられる。しかし国史自体がどのような性格を持っているのかということを考えることでこそ、史料の一条一条がもつ意味を明らかにできよう。そしてそれは、国家がなぜ鞠智城の鼓の鳴動に関心を持続したのかということを明らかにする鍵となるのである。

以上の問題関心に基つき、本稿は次のような構成をとる。まず日本の律令国家が範とした中国において、鼓がどのような思想や機能をもっていたのか、『周礼』や復原唐令を手がかりに考察する。次

に日本に鼓がどのように伝来し、日本令において規定されたのか、『日本書紀』『続日本紀』や、令注釈書などを通じて考察する。そして日唐における鼓の差異を分析したうえで、鞠智城に鼓が置かれた理由、および鞠智城における鼓の「自鳴」が国史に記された意味を検討する。以上により、鞠智城が九世紀においてどのような存在であったのかということ进行を明らかにしたい。

一・中国古代における鼓の思想と機能

(一) 鼓の思想

日本令の原型に唐令が求められることは言を俟たないが、唐令を理解するにあたっては、それ以前の中国の社会・思想が色濃く反映されているということを考慮しなければならないだろう。本節では唐令および唐代の制度を考察するに先だって、それ以前の中国における鼓に関する史料を検討し、鼓がどのような思想をもっていたのかということについて考えることとする。

中国典籍のなかには鼓という文字が少なからず見られるが、ここでは『周礼』に注目したい。『周礼』は周王朝の理想的な制度について述べたものであり、日本においても、藤原京の造営などに影響を与えるなど、律令国家の成立に関わっていると考えられる。そして後述する鼓吹司について、職員令集解ではこの『周礼』が引かれていることから、鼓を理解する上で基本的な理解が得られるものと考ええる。もちろん『周礼』の記事そのままを中国古代の史実と見なすことはできないが、少なくとも鼓がどのような思想のなかで捉え

られたかということは見いだせるように思われる。

まず鼓がいかなるときに用いられるかということについて、『周礼』地官・鼓人から考えたい。

『周礼』地官・鼓人

掌^レ教^二六鼓四金之音^一、以^レ節^二声楽^一、以^レ和^二軍旅^一、以^レ正^二田役^一。

ここでは鼓よりも、それを奏する鼓人に力点が置かれているものの、鼓がどのような場面で用いられるのかということを考えることができよう。右の引用によれば、それは、一、声楽を節制すること、二、軍隊を調度すること、三、徒役を聚散することである（通釈は、本田二郎『周礼通釈』による）。ここで「六鼓」とあるのは六つの鼓の種類をさしており、具体的には雷鼓・靈鼓・路鼓・鼗鼓・鞀鼓・鼗鼓である。それぞれの利用機会は、神祀、社祭、鬼享（宗廟を祭る）、軍事、徒役集散、奏樂であると、『周礼』は右の引用部分に続いて説明する。この一連の説明が、日本の鼓吹司の説明として、職員令集解に引用されているのである。

なお、雷鼓、靈鼓、路鼓については、軍事訓練でも用いられたことが、夏官・大司馬から知られる。

『周礼』夏官・大司馬

中冬教^二大閱^一。前^レ期、群吏戒^二衆庶^一、修^二戰灋^一。虞人菜^二三^レ田之野^一、為^レ表百步^一。為^二三表^一、又五十步為^二一表^一。田之日、司馬建^二旗于後表之中^一。群吏以^二旗物鼓鐸鑼鏡^一、各帥^二其民^一而致。質明、弊^レ旗誅^二後至者^一。乃陳^二車徒^一如^二戰之陳^一。皆坐。（中略）

中軍以_レ擊令_レ鼓。鼓人皆三鼓。司馬振_レ鐸、群吏作_レ旗、車徒皆作。鼓行鳴_レ鐸、車徒皆行、及_レ表乃止。三鼓擁_レ鐸、群吏弊_レ旗、車徒皆坐。又三鼓、振_レ鐸作_レ旗、車徒皆作。鼓進鳴_レ鐸、車驟徒趨、及_レ表乃止。坐作如_レ初。乃鼓、車馳徒走、及_レ表乃止。鼓戒三關、車三發、徒三刺。乃鼓退、鳴_レ鐸且卻、及_レ表乃止。坐作如_レ初。遂以狩田。(下略)

これは冬期における軍事訓練として狩獵を行うさまを述べたものであるが、軍陣の行動が鼓を撃つことによって統御されていることがわかる。具体的には、兵員の行進や停止、矢の発射、後退などが、鼓を撃つことによって指令されているのである。

このほかにも、『周礼』には鼓のみられる記事がある。たとえば夏官・大僕の職掌について次のような記事がある。

『周礼』夏官・大僕

掌_下正_二王之服位_一、出_中入王之命_上。掌_二諸侯之復逆_一。王眡_レ朝、則前正_レ位而退、入亦如_レ之。建_二路鼓于大寢之門外_一、而掌_二其政_一。以待_下達_二窮者_一与_中遽令_上。聞_二鼓声_一則速逆_二御僕与_二御庶子_一。(中略) 凡軍旅田役、贊_二王鼓_一。救_二日月_一亦如_レ之。大喪始崩、戒鼓伝_二達于四方_一。窆亦如_レ之。

ここではまた他の鼓の用法がみられる。まず「路鼓を大寢の門外に建て、其の政を掌る」については、鄭玄が「政とは鼓節と早晏となり」と注していることから、時間を告げるために鼓を撃つことを述べたものであることがわかる。次に軍旅・田役のさいに王が鼓を

撃つことを助けることについては、さきに引用した大司馬のように、軍事における鼓の使用をさしている。そして「日月を救ふに亦た之の如くす」は、日食・月食のさいに鼓を撃つことを指している。後述するように、唐令においては日食・月食の際に鼓が撃たれることとなっている。これは、太陽や月が欠けるといふ災いをもたらす邪霊を驚かせるとともに、太陽を支配する天神の靈力を呼びおこして、太陽・月を救い出そうという儀礼を示していると考えられる(進藤一九八二)。そして最後に王または后が死去した場合の大喪のさいに戒鼓を撃つことについては、鄭玄注に「鼓を撃ち以て衆を警しむるなり」とあることから、衆人を戒めるねらいがあったと考えられる。

以上からは、軍事のほかにも、時報や儀礼、警戒といった機能を鼓がもっていたことが知られる。

このほか、春官・罍師には、次のように見える。

『周礼』春官・罍師

掌_二金奏之鼓_一。凡祭祀鼓_二其金奏之樂_一。饗食賓射亦如_レ之。軍大猷則鼓_二其愷樂_一。凡軍之夜、三鼙皆鼓_レ之。守鼙亦如_レ之。大喪廡_二其樂器_一、奉而藏_レ之。

ここでは樂の先導として鼓が用いられており、具体的には、金奏(鍾・罍を撃ち奏樂を開始すること)を導くとともに、饗食・賓射をも同様に導く。また愷旋し軍の勝利を伝える樂についても、鼓を撃つて導くとしている。したがって、軍事のみならず、樂の合図として鼓が用いられたことがわかる。

以上の『周礼』諸記事からわかる鼓の機能は、一、軍事的利用、二、楽における利用、三、祖先祭祀や日食・月食における儀礼としての利用、と分類することができよう。このうち楽と儀礼については、次のように関連づけてとらえることもできる。すなわち祭において鼓を撃ちならすことは、祖先を呼び寄せるためであり、そうした鼓を楽に利用するのは、「天地の間に存する鬼神に呼びかけ、これを聞いて鬼神の降ることを願うためである」ということである（進藤、一九八二）。この点から見れば、楽と祭祀においては主として神や祖先への呼びかけの用途として鼓が撃たれた、ということができよう。したがって鼓の機能は、実質的には軍事と楽事の二つとみることができよう。

このことは、『周礼正義』地官・鼓人において、「鼓人は楽官。而属_三司徒者、以其兼_三掌鼓役事_一故也」と説明されていることから裏付けられる。したがって本来は楽官でありつつも、楽と役が鼓人の職掌であり、したがって鼓の役割もこの二つであったといえよう。

ただし『周礼』が、右のようなかたちで鼓人を記しているように、やや軍役での使用に重きが置かれていたとみられる。軍事目的については、さきにもみたように、合図・号令として陣中で用いられている。このことは楽において合図として用いられることにも通じており、鼓の音は人々の行動を統制するという意味をもっていたことがわかる。

したがって、鼓は神にはたらしかけるとともに、人々の行動を統制するという機能をもっていると整理することができよう。それでは、なぜ鼓にはそうした機能があるのだろうか。このことを検討す

るに当たっては、『山海経』の次の部分が参考になるだろう。

『山海経』十四・大荒東経

東海中有_三流波山_一。入_レ海七千里。其上有_レ獸。状如_レ牛、蒼身而無_レ角、一足。出_三入水_一則必風雨。其光如_三日月_一、其声如_レ雷。其名曰_レ夔。黄帝得_レ之、以_三其皮_一為_レ鼓、楸以_三雷獸之骨_一、声聞_三五百里_一、以威_三天下_一。

右の部分は、『周礼』鼓人とともに職員令集解でも引用されている。この記述によれば、夔という怪獣を黄帝が得たのち、その皮をもつて鼓を作ったとされる。そしてその骨をもつて鼓を撃ったところ、天下広くに鳴り響いたという。もちろんこれは神話的要素が強いものの、鼓の音が威と結びつけられていたことを示すものとしてみることは可能であろう。なお鼓の音を雷と結びつけ、古代中国人の生業である農業の基本的指標となる雷の音をかたどった鼓を撃つことは、為政思想を反映するものであったという見解も存する（荒木二〇〇三）。

一方、そうした力を示すための鼓が、ひとりでに鳴り出したという記事が、中国・朝鮮史籍において散見される。たとえば『後漢書』方術列伝の王喬伝のなかでは、鼓の自鳴が次のように伝えられている。

『後漢書』八十二上 方術列伝七十二上

王喬者、河東人也。顯宗世、為_三葉令_一。喬有_三神術_一、每月朔望、常自_レ県詣_三台朝_一。帝怪_三其来数_一、而不_レ見_三車騎_一、密令_三太史

伺^レ望^レ之^一。言^レ其臨至^一、輒有^レ双鳧^一從^レ東南^一飛來。於^レ是候鳧至、
舉羅張^レ之、但得^レ一隻鳥^一焉。乃詔尚方譚視、則四年中所^レ賜尚
書官屬履也。每^レ當^レ朝時^一、葉門下鼓不^レ擊自鳴、聞^レ於京師^一。(下
略)

これによれば、神術に長じていた王喬が葉県の役人となっていた
とき、その役所に置かれていた鼓がひとりでに鳴り、その音は京に
まで聞こえた、ということである。葉県の役所の門になぜ鼓が設置
されたのかこの史料からは明らかでないが、ここでは王喬が「神術」、
すなわち人智をもってしては理解しえない力をもっており、その力
が鼓の鳴動をもたらしたと考えられよう。

また朝鮮古代の史書でも、同じく鼓の鳴動があり、それが軍事と
結びつけられて捉えられている事例が存する。

『三国史記』十四 高句麗本紀二 大武神王

十五年(中略)夏四月、王子好童、遊^レ於沃沮^一。樂浪王崔理出
行、因見^レ之、問曰、「覩^レ君顔色^一、非^レ常人^一。豈非^レ北国神王之
子^一乎。遂同婦以^レ女妻^レ之」。後好童還^レ国。潜遣^レ人告^レ崔氏女^一
曰、「若能入^レ而国武、庫割破^レ鼓角^一。則我以^レ礼迎。不^レ然則否^一」。
先^レ是、樂浪有^レ鼓角^一。若有^レ敵兵^一即自鳴。故令^レ破^レ之。於^レ是、
崔女將^レ利刀^一、潛入^レ庫中^一。割^レ鼓面角口^一、以報^レ好童^一。好童
勸^レ王襲^レ樂浪^一。崔理以^レ鼓角^一不^レ鳴、不^レ備。我兵掩至^レ城下^一。
然後知^レ鼓角皆破^一。遂殺^レ女子^一、出陣。

これによれば、高句麗王大武神王の王子好童が、沃沮に赴いた際、

樂浪王崔理から娘をもらってほしいと頼まれたのち、樂浪に遣使し
て崔氏の娘に次のような条件を示した。それは、もし嫁ぐのであれ
ば樂浪郡の庫にある鼓角を破壊せよというものであった。そしてそ
の鼓は、敵兵の襲来があればひとりでに鳴動するというものであっ
た。この後に崔氏の娘が庫内の鼓をすべて破却したことから、樂浪
郡は好童の襲来に気づかなかった、ということである。庫内にある
ことから考えれば、軍事利用のための鼓であると考えられるが、そ
うした鼓が敵の襲来を伝達する装置としても認識されていたことが
わかる。敵兵の来襲もまた、鼓を撃つ者の意思によって押さえるこ
とができないものであり、やはり抗いえない力の象徴として鼓の鳴
動が捉えられたといえよう。

以上、『周礼』を中心に、中国古代における鼓の機能について検
討し、さらに『後漢書』のほか、『三国史記』をつうじて朝鮮古代
についてもふれた。これを踏まえると、鼓の第一義的機能として、「何
らかの力を示す」ということを挙げることができないのではないだろ
うか。そしてその中で、軍事と樂事という二つの機能が存したもの
と考えたい。軍事については、兵士の統制をはかるものとして用い
られていた。そして軍事機能に相対的には重きが置かれているもの
の、一方では樂事においても用いられていた。後者の場合には、鼓
を撃つことによって、樂の統率をとるほか、天神や宗廟への呼びか
けを行うという意味があった。

そして、鼓を撃つことは「力を示す」ことであつたため、その裏
返しとして、鼓が勝手に鳴ることは「力が示される」として捉
えられたといえよう。王喬の事例や、樂浪郡の鼓の事例は、普通の
人間が抗いえない力が働いていることを示している。

このように、広く「力」を示すものであった鼓は、唐令の中でどのように規定されたのか。この点を、復原唐令を通じて検討したい。

(二) 唐令における鼓の規定

唐令については、仁井田陞氏の『唐令拾遺』（一九三三年）・『唐令拾遺補』（一九九七年）によって復原が行われている。そして復原条文のなかには、「鼓」という字を含むものがいくつか見られる。官位相当を示す官品令を除き、「鼓」を含む規定をもつ篇目と規定数、『唐令拾遺（補）』における条文番号（括弧内に漢数字で記す）を示すと、次のようになる。

三師三公台省職員令	一（二三）
寺監職員令	二（一、八）
宮衛令	二（三、七）
軍防令	二（二三、一四）
儀制令	一（二〇）
鹵簿令	六（一、二、三、四、補一、補三）
樂令	六（一、二、四、六、七、八）
公式令	一（四〇）
関市令	一（六）
獄官令	一（四三）

右の整理はあくまで復原された条文のみにとどまり、また開元令以外のものもいくつか含まれるが、唐代前後の鼓の機能を知る上で

は有効であろう。以下、必要に応じて条文の関連を確認しながら、逐条検討を行うこととする。

(ア) 鼓にかかわる官職

- ①三師三公台省職員令一三
太史局（中略）司辰十九人（掌^レ知^二漏刻^一）、（中略）典鼓一百六十人（掌^レ擊^二漏鼓^一）。（◇内は本注。以下同じ）
- ②寺監職員令一
太常寺 卿一人（掌^三礼儀、祭祀、総^二判寺事^一。領^二郊社、諸陵、永康・興寧^二陵、諸太子陵、諸太子廟、太樂、鼓吹、太医、太卜、廩犧、汾祠、齊太公廟等署^一）。
- ③寺監職員令八
鼓吹署 令一人（掌^二鼓吹施用、調習之節^一。以備^二鹵簿之儀^一）、丞一人（為^二之式^一）、府三人、史六人、樂正四人、典事四人、掌固四人。

まず①の太史局に属する典鼓は、時刻を知らせるために鼓を撃つことを職掌としている。ただしこれは、司辰が漏刻により知り得た時間を、鼓によって伝えるというものである。

次に②の太常寺の卿にみえる「鼓吹」は、太常寺が鼓吹署などを所管することから記されたものである。したがって②の「鼓吹」の実質は、③の鼓吹署により担われていることになる。ここでは、鼓吹署が、礼儀・祭祀を掌る役所に所属していることを確認しておきたい。

③にみえる鼓吹署は、その名の示すように鼓吹の使用全般を取り扱っている。その職掌は、鼓吹の調習や鹵簿に当たることであるとされている。この「鼓吹」の具体的内容については、さきに見た鼓の思想や、条文の整理から類推すれば、やはり礼楽と軍事であったと考えられよう。

これを踏まえ、以下の逐条検討にあたっては、時報、礼楽、軍事という機能分類を行うこととする。

(イ) 時報

①宮衛令三乙（開元七年令）

諸承天門擊_二曉鼓_一。聽_二擊_レ鐘後一刻鼓聲_一絶、皇城門開。第一鑿鑿聲_一絶、宮城門、及左右延明・乾化門開。第二鑿鑿聲_一絶、宮殿門開。夜第一鑿鑿聲_一絶、宮殿門閉。第二鑿鑿聲_一絶、宮城門閉。及左右延明門・皇城門閉。其京城門開閉与_二皇城門_一同刻。承天門擊_レ鼓、皆聽_二漏刻契至_一乃擊。待_二漏刻所牌到_一、鼓聲乃絶。

これによれば、鼓の合図によって宮城に出入りするための門の開閉が行われることとなっていた。承天門は宮城の南正門にあたり、この門の鼓が曉に撃たれたのち、皇城の諸門が開かれる。その後の鼓の音（「鑿鑿」は鼓の音をさす）によって、ほかの門についても開けられていく。そして夜に閉門する際には、曉とは逆の順番で閉められていく、と規定されていた。なお承天門の開閉にあたっては漏刻が参照されたことも、最後の部分から知られる。

②宮衛令七（開元二五年令）

五更三籌、順天門擊_レ鼓、聽_二人行_一。昼漏尽、順天門擊_二破四百槌_一訖閉門。後更擊_二六百槌_一、坊門皆閉。禁_二人行_一。

この条文も、門の開閉の合図として鼓が用いられていることを定めている。すなわち順天門（承天門）の鼓の合図をもって門内における人の交通を統制しているのである。こちらの条文では、門の開閉が人の通行の許可および禁止をも規定していることから、鼓は間接的ではあれ、人間の行動の統制をも行っていたといえよう。

③関市令六（開元七年令）

諸市以_二日午_一、擊_二鼓三百声_一、而衆以会。日入前七刻、擊_二鉦三百声_一、而衆以散。

この条文は、市の開催にあたり、正午に鼓が三百度撃たれることで人々に参集を知らせることを定めている。また日の入り前には鉦が撃たれることで解散することとなっている。ここでは鼓だけでなく鉦も用いられているが、いずれも軍事の際の行軍統制、そして礼楽に用いられるものであるという点は興味深い。「力」を示す道具によって行われていることは、都城という空間が「力」を基盤とする空間であることを示しているように思われる。

(ウ) 礼楽

礼楽については、唐令では楽令という篇目を設けるなかでこれを

体系的に規定している。また行幸などの行列について規定する鹵簿令では、身分に応じた行列のあり方が規定されている。なお楽令・鹵簿令ともに、日本令においては篇目として継受されていない。

①楽令一（開元七年令・同二五年令）

諸宮県之楽（中略）四隅建_レ鼓、（中略）其在_二殿庭前_一、則加_二鼓吹十二案_一。於_二建_レ鼓之外_一、羽葆之鼓、大鼓金鐃歌籥、置_二於其上_一焉。

②楽令二（開元七年令・同二五年令）

諸軒県之楽、去其南罇鍾、編鍾編磬各_三。凡九篋、設_二於辰丑申之位_一。三建鼓亦如_レ之。余如_二官県之制_一。

③楽令四（開元七年令・同二五年令）

諸（中略）鼓承以_二花趺_一、覆以_二華蓋_一。

④楽令六（開元七年令・同二五年令）

諸有_レ事於_二天神_一用_二雷鼓雷鼗_一。地神用_二靈鼓靈鼗_一。宗廟及帝社用_二路鼓路鼗_一。皆建_二於宮懸之内_一。

①～④は、楽のための鼓の設置様式、および用途ごとの鼓の種類について規定したものである。鼓を設置する場所および数量についても細かく規定していることから、鼓の用法を通じて、国家が祭祀の方法を画一的に定めたと考えることができよう。④については、さきに見た『周礼』にもみえる種類の鼓であり、その使用についても、雷鼓Ⅱ神祀／天神に用いる、靈鼓Ⅱ社祭／地神に用いる、路鼓Ⅱ鬼享／宗廟・帝社に用いる、と一致している。楽令にこれらが記載されていることから、楽における鼓の使用が、神・宗廟に対す

る祭祀に密接に関わっていることを意味しているのだろう。なお楽令に用いられる具体的な物品や、楽人の服装などについては、楽令七（開元七年令・同二五年令）で詳細な規定がなされている。

⑤鹵簿令三甲（神龍令）

五品官婚祭、先無_二鼓吹_一。惟京官五品、得_二借四品鼓吹_一。

⑥鹵簿令四（年不明唐令）

諸自_レ王以下、在_レ京拜_二官初上_一、正冬朝会、及婚葬則給_レ之。〈婚及拜_二官初上_一、正冬朝会、去_二稍弓箭及楯、大小鼓、横吹、大角長鳴中鳴_一。〉

⑤⑥ともに、行列にあつて京官に限つて鼓吹の使用を認めることとしている。ここでも京という空間が鼓との関係をもつて説明されているように思われる。あるいは、京官が皇帝に近い存在であることをもつて、鼓の使用を認められたとも考えられよう。なお鹵簿における鼓の個数については、この他の鹵簿令規定で詳細が記されている。

⑦儀制令一〇（開元七年令）

諸太陽虧、有司預奏。其日置_二五鼓・五兵於大社_一。皇帝不_レ視_レ事。百官各守_二本司_一、不_レ理_レ務、過_レ時乃罷。月蝕奏、擊_二鼓於所司_一救_レ之。（下略）

⑦は日食・月食および皇帝・官人の服喪における対応を規定する。日本令でも、儀制令7「凡太陽虧、有司預奏、皇帝不_レ視_レ事。百

官各守^二本司^一。不^レ理^レ務。過時乃罷。皇帝二等以上親、及外祖父母、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不^レ視^レ事三日。国忌日（謂、先皇崩日。依^二別式^一合^二廢務^一者。）三等親、百官三位以上喪、皇帝皆不^レ視^レ事一日」として継受されているものの、鼓の使用をはじめとして改変が加えられている。

唐令では、まず日食の際には五鼓・五兵を大社に設置することとなっており、また月食の際にも所管官司において鼓を撃つことが定められている。つまり、日食・月食とも、鼓を撃つこととなつていたのである。これは『周礼』大僕にもあつたように、鼓を撃つことで日食・月食という状態から太陽・月を救い出すという儀礼を反映したものである。『周礼』鄭玄注では『春秋左氏伝』莊公二十五年六月条（「日有^レ食^レ之。鼓用^二牲于社^一」）にふれ、「日月の眚に非ざれば鼓うたず」と説明している。鼓を撃つ慣習がすでに唐令以前に存在していたのに対し、日本にはそうしたものがなかったために、令において鼓を撃つことが継受されなかったのだろう。

以上のように、楽令・儀制令においては、『周礼』にみられたような鼓のあり方が継受されていることが確認できた。一方、鹵簿令においては、鼓のもつ「力」という意味との関連から、皇帝に近い者や京にいる官人のみが鼓使用を認められたと考えることができよう。

(エ) 軍事

(イ) については太史局の典鼓や門の役人、(ウ) については太常寺の鼓吹署の関与が推定される。一方、軍防令では、軍事に鼓を用

いる規定がみられる。

①軍防令一三（開元二五年令）

諸每^レ軍大將一人（別奏八人、僉十六人）、副二人（分^二掌軍務^一。奏・僉減^二大將軍半^一）、判官二人、典四人、（中略）執鼓十二人、吹角十二人（下略）

②軍防令一四（開元二五年令）

諸纛、大將六口、中營建、出引、軍門旗二口、色紅八幅出前列。門槍二根、以^二豹尾^一為^二刃榼^一。出居紅旗後、止居帳門前左右。五方旗五口、中營建、出^二隨六纛^一後、在營亦於^レ纛後、隨^レ方而建。嚴警鼓十二面、營前^二左右行隊列^一各六面。在^二六纛^一後、角十二具、於^二鼓左右^一、各列^二六具^一。以代^レ金。隊旗二百五十口、尚色^二禽獸^一、与^二本陣^一同。五幅、認旗二百五十口、尚色^二禽獸^一、与^二諸隊^一不^レ同。各自為^二誌認^一。出居隊後、恐士卒交雜。陣將門旗、各任^二所色^一、不^レ得^レ以^レ紅。恐乱^二大將陣^一。將鼓百二十五面、恐設^二疑警敵用^一。

③樂令八（開元七年令・同二五年令）

諸道行軍、応^レ給^二鼓角^一者、三万人以上、給^二大角十四具、大鼓二十四面^一。二万人以上、大角八具、大鼓十四面。万人以上、大角六具、大鼓十面。不^レ滿^二万人^一、臨^レ時量給。其鎮軍三分減^レ一。

①③は軍備についての諸規定である。①については各軍に鼓を執る者が十二人配備されることになっている。この人数は吹角の人数と一致していることから、鼓と吹角とが、ともに戦地にあつて用いられたことがわかる。

そして②は、陣営における鼓の設置について定めたもので、やは

りここでも「鼓吹」という形で、鼓と角が同数設けられている。そして後半部分については、『通典』本文をそのまま引用しているという復原案の問題を含む部分ではあるが、敵への警戒のために鼓が設けられていたことは認められよう。

③については、行軍に支給される鼓の個数が定められている。これを楽令として復原しているのは、『白氏六帖事類集』に「楽令」として本条が引用されていることによる。ただ軍事的な内容であることは、本条が『唐六典』武庫令にも引かれていることから明らかであろう。あくまで前者にもとづく推測ではあるが、軍事行動における鼓についても楽令で規定するのは、『周礼』の「役事を兼ね掌る」という文言にも関係してくるのではないかと考えられる。すなわち鼓吹署の「鼓吹調習」には、軍事的な鼓使用の教習も含まれていたと考えられるのである。

①～③の規定では、軍備としての鼓について記されているが、実際に軍の中でどのように用いられていたのかということまではわからない。この点で、『新唐書』兵志の次の記事が参考になる。

每歳季冬、折冲都尉率_二五校兵馬之在府者_一、置_二左右二校尉_一。位相距_二二百步_一。每_レ校為_二步隊十・騎隊_一。皆卷_二櫜幡_一、展_二刃旗_一、散立以俟。角手吹_二大角_一一通。諸校皆斂_二人騎_一為_レ隊。二通。偃_二旗櫜_一。解_レ幡。三通。旗櫜拳。左右校擊_レ鼓、二校之人合噪而進。右校擊_レ鉦、隊少却、左校進逐至_二右校立所_一。左校擊_レ鉦。少却。右校進逐至_二左校立所_一。右校復擊_レ鉦、隊還。左校復薄戰。皆擊_レ鉦、隊各還。大角復鳴一通、皆卷_レ幡。撰_レ矢、弛_レ弓、匣刃。二通。旗櫜拳、隊皆進。三通、左右校皆引還。是日也、因縱獵、獲各入_二其人_一。

ここにみるような冬に行う訓練については、その理想的あり方がさきにも『周礼』にも示されている。「因縱獵、獲各入_二其人_一」というのは、『周礼』のように行軍練習として狩獵を行っていたこととの関連を指摘することができよう。そしてここでは、鼓が撃たれることが前進の合図となっていて、読み取れる。一方、陣の整備には角吹、退却については鉦が用いられることになっている。前進を鼓とし、退却を鉦とするのは、(イ)③でみた市の集合・解散との共通性も見いだせるように思われる。

以上のように、軍事における鼓の使用は独特のものではなく、むしろ(イ)(ウ)でみたような用法との共通性のなかで説明できるものであることがわかる。

(オ) 皇帝権力の表象

ここまでみてきた各条文については、中国古代、とくに『周礼』の影響が強く認められよう。一方で、ここでとりあげる二条については、それ以外の新たな鼓の用法が見いだされる。

①公式令四〇(開元七年令・同二五年令)
諸諸辞訴、皆從_レ下始。(中略)受_レ表者亦不_レ達、聽_レ搥_二登聞鼓_一。(下略)

①にみえる鼓は登聞鼓といい、訴訟判決に不服である場合に皇帝に直訴するために鼓を撃つことを定めたものである(仁井田一九六三)。この場合、鼓の「力」をもって皇帝に直接呼びかける

という機能を認めることができよう。

②獄官令四三乙（開元七年令・同二五年令）

諸赦日、武庫令、設_二金雞及鼓於宮城門外之右_一。勅_二集囚徒於闕前_一、搥_二鼓千声_一訖宣_レ制放。其赦書頒_二諸州_一、用_レ絹寫行下。

②は赦免による釈放が行われる際の規定であり、武庫令が宮城門の外に金雞と鼓を設けて、囚徒の前で鼓を千度撃つた後に釈放することとされている。この場合の鼓は、千度撃つことによって釈放を認めるのであるから、罪人の釈放を人々に知らせるといふ機能をもっているのではないだろうか。そして赦免は皇帝による命令であるから、鼓の音は赦免という皇帝の行為を表象したものであるということができよう。なおこの規定は宋令にも継受されたようで、天聖令・宋47「諸赦日、主者設_二金雞及鼓於宮城門外_一、勅_二集囚徒於闕前_一、搥_二鼓千声_一訖宣_レ制放。其赦書依_レ程頒下」とみえている。以上の二条については、(イ) (エ) の機能とかけ離れたものではなく、そこから派生して、皇帝権力を反映したり、逆にそれに訴えかけていくというものであったとみることができよう。

本章でみてきた、中国古代における鼓の機能をまとめると、次のようになろう。まず『周礼』にみえる鼓は、何らかの力を示すということであり、軍事に限らず楽や宗教儀礼などにも用いられていた。一方、力を示すのに用いる鼓がひとりでに鳴るのは、抗いがたい力のあらわれとして捉えられた。

このうち楽や日・月食、宗廟祭祀にかかわる儀礼、軍事に関する部分は、唐令のなかにも引き継がれた。そしてここでも、「力」と

の関わりのなかで鼓の機能が認められた。ただ太常寺が礼楽のみならず軍事の鼓にも関与していたと推測されることから、やはり鼓は中国の思想・慣習に根付いたものとして用いられており、楽と役は本来不可分のものであったということを考えることができる。

このように中国の習俗・儀礼の背景をもった鼓が、日本ではどのように用いられたのかということについて、次章で検討していくこととする。

二、日本における鼓

(一) 鼓の継受過程

日本における鼓の使用については、古くは六世紀頃の群馬県伊勢崎市から出土した埴輪で、鼓を撃つ人物が形象されていることから知られる。また民俗学においては、太鼓について「古く精霊や鳥や敵をおどし、これを退けるためにも用いられた」と考えられている(『民俗学辞典』東京堂出版、一九五一年)。一方、文献史料における鼓の記事としては、『日本書紀』神功皇后撰政十三年二月甲子条に、武内宿禰が皇后に答えた歌に次のように見える(なお同様の歌が『古事記』にもみられる)。

許能弥企塙、伽弥鷄武比等破、曾能菟豆弥、于輪珥多氏々、于多比菟々、伽弥鷄梅伽墓、許能弥企能、阿椰珥、于多娜濃芝作、沙。(此の御酒を醸みけむ人はその鼓臼に立てて歌ひつつ醸みけめかも此の御酒のあやにうた楽しさ、さ)

当該部分はきわめて神話的な部分であり、ただちに史実と見なす

ことはできない。ただし『釈日本紀』は「古時白刃立^レ鼓、以^レ其鳴声^一助^レ杵歌^一也」として、酒造りの際に音頭をとるための道具として鼓が用いられていた可能性を示している。

また神功皇后撰政前紀・仲哀天皇九年十月辛丑条には、新羅征伐のさいの倭側の戦況について「船師滿^レ海、旌旗耀^レ日。鼓吹起^レ声、山川悉振^一」と説明し、これによって新羅王は失望したと述べている。この部分も、やはり史実とすることは難しいことから、鼓の使用例とみることはできない。

鼓の到来が推定される記事としては、『日本書紀』推古天皇二十年（六一二）是歳条の「百濟人味摩之帰化。日、学^二于呉^一、得^二伎楽舞^一。則安^レ置桜井^一、而集^二少年^一、令^レ習^二伎楽舞^一」に注目できる。このとき楽を伝えるにあたって、腰鼓（くれのつづみ）が渡来したと考えられている（大築一九五八）。雅楽用の鼓については、寺内直子氏が指摘するように、『西大寺資材流記帳』（宝亀十一年（七八〇））に「大唐楽器」として鞆鼓・腰鼓・倒鼓（鬻）など、高麗楽器として大鼓・小鼓・振鼓、「呉楽器」として呉鼓がみえる（寺内一九八八）。

一方、雅楽以外の鼓が国内で取り上げられる例は、孝徳期以降にしばしばみられるようになる。その例として、以下の①～⑥の史料に注目する。

①『日本書紀』大化二年（六四六）正月甲子朔
其四曰、（中略）凡兵者、人身輸^二刀・甲・弓・矢・幡・鼓^一。

①はいわゆる「改新の詔」の一部であるが、ここでは兵士が自弁

すべき武具の一つとして鼓が挙げられている。ここで用意される鼓がどのように用いられるのかについて史料から読み取ることができないが、兵士が準備するということであれば、少なくとも軍事に係るものとみえることは可能であろう。ただし改新の詔の評価と同様に、これがどれほどの実態をもつものであったのかについては、なお検討を要する。

②『日本書紀』天智天皇一〇年（六七二）四月辛卯【二十五】
置^二漏剋於新台^一。始打^二候時^一。動^二鍾鼓^一。始用^二漏剋^一。此漏剋者、天皇為^二皇太子^一時、始親所^二製造^一也、云々。

②は天智天皇が漏刻を設置するとともに、時刻を知らせるために鐘鼓が設置・使用されたことを記している。なお『懷風藻』大津皇子の「臨終」にも、「金烏臨^二西舍^一、鼓声催^二短命^一」とあり、律令制施行以前から、時報のための鼓が存在していたことが知られる。

③『日本書紀』天武天皇元年（六七二）七月辛亥【二十二】
男依等到^二瀬田^一。時大友皇子及群臣等、共營^二於橋西^一、而大成^レ陣。不^レ見^二其後^一。旗幟蔽^レ野、埃塵連^レ天。鉦鼓之声、聞^二数十里^一。列弩乱発、矢下如^レ雨。

③は壬申の乱の戦況を述べたものである。すなわち村国男依が野洲川、栗太へと兵をすすめ、ついに瀬田の地に至り、敵軍である大友皇子の軍に対したときのことを記している。このときの激戦を「鉦鼓之声聞^二数十里^一」とすることからは、戦場での合図として鼓

が用いられていたことが想定される。ただ当該条については、日本
古典文学大系の注に示されるように、『後漢書』光武帝紀の「軍
陣_二数百里_一。不_レ見_二其後_一」。(中略)旗幟蔽_レ野、埃塵連_レ天。鉦鼓
之声、聞_二数百里_一」。(中略)積弩乱発、矢下如_レ雨」という部分を
借りた表現である。そこで次の『万葉集』の長歌にも注目してみたい。

④『万葉集』卷二・二九九

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首(并_二短歌_一)
挂文 忌之伎鴨 言久母 綾尔畏伎 明日香乃 真神之原尔 久
堅能 天都御門乎 懼母 定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之
吾大王乃 所_レ聞見為 背友乃国之 真木立 不破山越而 狛劍
和射見我原乃 行宮尔 安母理座而 天下 治賜 食国乎 定賜
等 鷄之鳴 吾妻乃国之 御軍士乎 喚賜而 千磐破 人乎和為
跡 不_二奉仕_一 国乎治跡 皇子随 任賜者 大御身尔 大刀取
帶之 大御手尔 弓取持之 御軍士乎 安騰毛比賜 斉流 鼓之
音者 雷之 声登聞麻弓 吹響流 小角乃音母 敵見有 虎可叫
吼登 諸人之 協流麻弓尔 (下略)

(高市皇子の城上の殯宮のときに、柿本人麻呂が作りし歌)

かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに恐き 明日香
の 真神の原に ひさかたの 天つ御門を 恐くも 定めたま
ひて 神さぶと 岩隠ります やすみしし 我が大王の きこ
しめす 背面の国の 真木立つ 不破山越えて 高麗劍 和射
見が原の 行宮に 天降りいまして 天の下 治めたまひ 食
国を 定めたまふと 鷄が鳴く 東の国の 御軍士を 召した
まひて ちはやぶる 人を和せと まつろはぬ 国を治めと

皇子ながら 任けたまへば 大御身に 太刀取り佩かし 大御
手に 弓取り持たし 御軍士を あどもひたまひ 整ふる 鼓
の音は 雷の 声と聞くまで 吹き鳴せる 小角の音も 敵見
たる 虎か吼ゆると 諸人の おびゆるまでに(…)

この歌は、高市皇子の殯宮において柿本人麻呂が作ったものであ
るが、歌の前半部分では壬申の乱が回想されている。ここでも鼓が
みえており、その機能については、「整ふる」、つまり軍勢を整える
ものとされている。これを踏まえば、さきの『日本書紀』は、表
現を『後漢書』に借りつつも、壬申の乱で実際に鼓が用いられたこ
とを示しているとみてよいだろう。あるいは『万葉集』で用いられ
ていることから、すでに戦乱の常套句として鼓が認識されるよう
になっていたともいえる。

ここで鼓の使用を示すものとして③④を捉えると、日本における
鼓の本格的な使用は壬申の乱という国家的内乱を契機として現れる
ことになる。この見方が成り立つとすれば、次の⑤において鼓が現れる
ことはきわめて当然であるといえよう。

⑤『日本書紀』天武天皇十四年(六八五)十一月丙午【四】
詔四方国曰、大角、小角、鼓・吹、幡旗、及弩・抛之類、不
_レ応_レ存_二私家_一。咸収_二于_レ郡家_一。

⑤は、国家により組織される兵制において必要な装備について、
その私有を禁止したことを記している。この部分は、後述する軍防
令44の淵源ともされている。そしてその装備のなかに、鼓が見え

るのである。ここで鼓の所有が禁止された理由については、大軍の指揮にあたり必要なものであったことが挙げられている（佐伯一九五八）。たださきに述べたように、壬申の乱において鼓が用いられたと考えれば、そのねらいは、国家による軍事力の把握に求められるのではないだろうか。このことは、天武期の基本方針である「政要は軍事なり」（『日本書紀』天武十三年閏四月丙戌【五】）にも符合しているといえよう。なお本条に先立ち、天武十年三月甲午【二十五】には鼓吹の調習が行われており、鼓の軍事利用の準備も行われたことが知られ（『日本書紀』、同十二年十一月丁亥【四】）には陣法の訓練が諸国に命じられており、このときに鼓を用いた陣法訓練が行われたと推測される（下向井一九八七）。

⑥『日本書紀』天武十二年六月己未【三】
大伴連望多薨。（中略）乃贈大紫位、弍鼓吹葬之。

本条では、壬申の乱前後に天武天皇に随行するなどの功績があった大伴望多（馬来田）の死に際し、天武天皇が厚礼を施したことを記している。そしてこのとき鼓吹が発せられているのである。高官の死に際して鼓が与えられることは令制下にも引き継がれている（第二節（オ）参照）が、天武期に行われていることを考えれば、軍事機能を基本とする鼓を通じて国家による厚遇が示されたともみることができよう。

ここまでの史料をふまえ、日本での鼓の導入を整理すると、一、伎楽、二、時報、三、軍事、という三つの機能を見いだせよう。まず伎楽については、楽の一環であれば、中国の礼楽との共通性

を見いだせそうではある。しかし中国の礼楽の場合、天神・地神・宗廟といった祭祀との関わりが存在している一方、日本においては舞楽に限定した場での使用にとどまっている。これは中国の礼楽を根底で支えている鼓の思想が、日本になかったことによるものと考えられる。

これに対し、時報の機能は中国の制度を模倣・受容したものであった。ただその時期が天智十年であるという点が重要であろう。この年のはじめには、太政大臣に大友皇子、左大臣に蘇我赤兄、右大臣に中臣金を任じており、天智天皇による政治が本格化する動きがみられる。漏刻の設置がそうした年に設けられていることも、やはり天智天皇が政治を進めていこうとする姿勢のあらわれとして評価できよう。したがって漏刻の設置と、それにとまなう鼓の設置は、天皇の支配そのものをあらわすものであったと考えられる。

そして軍事については、鼓の軍事的利用の考え方は早くから伝わっていたとしても、その本格的な使用は壬申の乱をまたねばならなかったと考えることができる。乱の経験は、鼓の所有が軍事上きわめて重要であるということを示す。天武天皇に痛感させたのではないだろうか。それゆえにこそ、鼓吹の調習を行ったり、また私有を禁じたのである。また鼓が国家による軍事的強力を示すことから、葬礼においても天皇の厚遇を示すものとなつたのではないだろうか。

以上からは、中国では軍事に限らず宗教や礼楽などにも用いられていた鼓は、日本においてはその宗教的色彩が捨象され、支配者の力、とりわけ軍事力を示すために受容されたと考えることができよう。またそうした機能をもつようになった理由は、鼓の本格的な使用が天智・天武期にあたることと密接にかかわっていると見えよう。

このような鼓の導入過程が、日本令にどのような影響を及ぼしたのかということについて、次節でみることにする。

(二) 日本令における鼓の規定

日本令のうち、条文がほぼすべて知られる養老令のなかで、「鼓」という語を含む条文のある篇目を整理すると、次のようになる（括弧内の算用数字は、日本思想大系『律令』における条文番号を示す）。

- 職員令 五（9、17、27、69、70）
- 宮衛令 一（24）
- 喪葬令 一（8）
- 軍防令 三（39、44、54）
- 関市令 一（11）

唐令と比較すると、日本令で鼓について規定した条文は少ないことがわかる。これは鼓の規定を多く含んでいた楽令・鹵簿令を日本令が篇目として継受していないことにもよるが、さきの考察をふまれば、鼓の位置づけが中国令と異なっていることにもよると考えられよう。条文に書かれておらずとも解釈上鼓との関係が想定される条文もいくつか存するものの、それを加えても鼓に関する規定は唐令ほど多くは存在していない。以下、さきと同じく逐条的に検討するなかで日本における鼓の位置づけを考察していくことにする。

(ア) 鼓にかかわる官職

①職員令9陰陽寮条（中務省）

（上略）漏剋博士二人。〈掌_下率_二守辰丁_一、伺_中漏剋之節_上。〉守辰丁二十人。〈掌_下伺_二漏剋之節_一、以_レ時擊_中鐘鼓_上。〉使部二十人。直丁三人。

②職員令17雅楽寮

（上略）伎楽師一人。〈掌_レ教_二伎楽生_一。其生以_二楽戸_一為_レ之。腰鼓生准_レ此。〉腰鼓師二人。〈掌_レ教_二腰鼓生_一。〉（下略）

④職員令27鼓吹司条（兵部省）

鼓吹司 正一人。〈掌_下調_二習鼓吹_一事_上。〉佑一人。大令史一人。少令史一人。使部十人。直丁一人。鼓吹戸。

⑤職員令69大宰府条

大宰府〈帶_二筑前国_一〉。主神一人。〈掌_二諸祭祠事_一。〉帥一人。〈掌_下祠社、戸口簿帳、字_二養百姓_一、勸_二課農桑_一、糾_二察所部_一、貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闕遺雜物、及寺、僧尼名籍、蕃客、帰化、饗讌事_上。〉（下略）

⑤職員令70大国条

大国 守一人。〈掌_下祠社、戸口簿帳、字_二養百姓_一、勸_二課農桑_一、糾_二察所部_一、貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闕遺雜物、及寺、僧尼名籍事_上。余守准_レ此。其陸奥、出羽、越後等国、兼知_二饗給、征討、斥候_一。壹岐、对馬、日向、薩摩、大隅等国、惣_二知鎮捍、防守、及蕃客、帰化_一。三関国、又掌_二関割、及関契事_一。〉（下略）

日本令では、鼓という語を職掌にもつ官職として、①中務省陰陽

寮の守辰丁、②治部省雅楽寮の腰鼓師、③兵部省鼓吹司、④大宰府・帥、⑤大国・守、の五つがある。

①については、時刻を知らせるための鼓・鍾を撃つことを職掌とする。これは天智期に導入した漏刻制度が、律令制下に改めて取り入れられたものである。後世史料になるが、延喜陰陽寮式19（条文番号は訳注日本史料による。以下同じ）では「諸時撃_レ鼓 子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平声。鐘依_三刻数_一」と、鼓を特定回数撃つことで時（一日を十二に分けたもの）を知らせ、さらに鐘で刻（時を四等分したもの）を知らせることが規定されている。またこの鼓は都に行き交う人々の行動をも左右したことが、『万葉集』巻一一・二六四一から知られる。

時守之 打鳴鼓 数見者 辰尔波成 不_レ相毛恠

（時守の打ち鳴す鼓数み見れば時にはなりぬ逢はなくも怪し）

これは、鼓によって伝えられる時刻が京中広く聞こえていたことを示しているといえよう。またこの歌からは、時刻を知らせる守辰丁が、一般に「時守」と呼ばれていたことが知られる。なお陰陽寮の鼓も軍事用のもとの互換性があったようで、貞観八年四月二十六日には、漏刻の修理の間、兵庫の大鼓が陰陽寮に与えられている（『日本三代実録』）。

②については、雅楽における鼓（腰鼓）について教習を行うという職である。唐令では楽において鼓が用いられることを基軸として、鼓吹全体を鼓吹署が担当することとなっていたが、日本では楽（舞楽）のみを担当する役職として、腰鼓師が設けられている。

③については、唐における鼓吹署と同じく職名に「鼓吹」を冠しているが、その職掌は大きく異なっている。すなわち兵部省の所管

であることから明らかのように、軍事における鼓吹の調習を掌ることになっていたのである。また鼓吹司においては、各地に存する鼓吹戸をも管轄することとなっていた。

なお鼓吹司については、その後他の官職との統廃合が行われているので、ここで整理しておく。まず大同三年（八〇八）に治部省喪儀司を吸収している（『類聚三代格』所収大同三年正月廿日詔）。そして寛平八年（八九六）には、左右兵庫・造兵司と合併して、兵部省兵庫寮となっている（同寛平八年九月七日太政官符）。ただ昌泰元年（八九八）には改めて鼓吹司・左右兵庫・造兵の四司に分かれたうえで、いずれも兵部省の所管となっている（同昌泰元年十月五日太政官符）。

①③が中央官職であるのに対し、④⑤は地方における鼓を取り扱うこととなっている。これらの官職は、後述する諸国の軍団に鼓・角が置かれていることを踏まえると、軍事訓練を掌るものと考えられる（胡口一九八一）。

鼓が条文に含まれる官職から見ると、日本における鼓の機能は、時報、舞楽、軍事の三つに区分することができよう。これは第一節にみた鼓の導入における整理にも一致する。ただし舞楽については、日本は楽令を継受していないことから、令のなかには楽の体系的な規定がない。そこで、以下では、時報と軍事の二つについてみていくこととする。また軍事については、中央の兵部省鼓吹司、地方の大宰帥・国守が存在したことから、中央と地方に分けて検討する。

（イ）時報

①宮衛令4開閉門条

凡開_二閉門_一者、第一開門鼓擊訖、即開_二諸門_一。第二開門鼓擊訖、即開_二大門_一。退朝鼓擊訖、即閉_二大門_一。昼漏尽、閉門鼓擊訖、即閉_二諸門_一。〈理門不_レ在_二閉限_一。〉京城門者、曉鼓声動則開。夜鼓声絶則閉。其出_二入鎰_一者、第一開門鼓以前三刻出。閉門鼓以後三刻進。即諸衛按_二檢所部及諸門_一。持_レ時行夜者、皆須_二執_レ仗巡行_一。分明相識。每_レ旦色別一人、詣_二在直官長_一、通_二平安_一。

本条は鼓を撃つことによつて開閉門を行うことを定めており、唐宮衛令三に相当する。ここではどの官司が鼓を撃つのかは示されていないが、宮衛令集解「第一開門鼓擊訖、即開_二諸門_一」部分には次のような見解が示されている。

謂、擊_レ鼓時節、可_レ有_二別式_一。(中略)跡云、擊_レ鼓司并定_レ擊_レ鼓時等、依_二別式_一耳。朱云、貞云、陰陽寮可_レ擊。(中略)或云、問、此条開閉門等鼓所_レ有、及守打之人、并打_レ鼓之時、有_二所見_一哉。答、不_レ見_二令条_一。然則可_レ有_二別式_一。師云、鼓者時司鼓同耳。

朱説の引く貞説は、鼓を撃つ官職は陰陽寮であるとしている。また最後に見える師説も「時司鼓同」としており、さきの『万葉集』での例をふまえれば、門の開閉の基準となる鼓を撃つのは陰陽寮であったと考えられる。後世史料ではあるが、延喜陰陽寮式18では

「擊_下開_二閉諸門_一鼓_上」として季節ごとに開閉門の鼓を撃つ刻限を詳細に規定する。そしてその撃ち方については、「右依_二前件_一擊_レ鼓各二度、度別十二下、從_二細声_一至_二大声_一」とあり、小さい音から大きい音に十二回撃つのを二度繰り返し返すことで開門・閉門を知らせることになっている。おそらく集解諸説の段階においても、こうし

た式が存在したと考えられる。なおこの門の開閉は、養老公式令60に「凡京官、皆開門前上、閉門後下(中略)」とあることから、京官の出退勤にも関係していたことが知られる。

②宮衛令24分街条

凡京路、分_レ街立_レ鋪。衛府持_レ時行夜。夜鼓声絶禁_レ行。曉鼓声動聽_レ行。若公使、及有_二婚嫁喪病_一、須_二相告赴_一、求_二訪医藥_一者、勘問明知_レ有_レ実、放過。非_二此色人_一犯_レ夜者、衛府当日決放。応_レ贖、及余犯者、送_二所司_一。

本条は京内の区画および夜間の警備について定めたものであり、唐宮衛令七に相当する。ここでは鼓は京内の通行の許可・制限の合図として用いられている。条文中の「夜鼓」「曉鼓」は、集解一云が「令_レ釈」を引き、「且就_レ心曉・夜鼓者、漏刻鼓外別在耳」と、漏刻とは別にある鼓が撃たれていたと説明している。しかし①においても曉鼓・夜鼓はみえており、本条義解では、曉鼓を「上文第一開門是也」、夜鼓を「亦上文閉門鼓是也」としていることから、やはり開門・閉門の鼓をそれぞれさしているといえよう。

③関市令11市恒条

凡市、恒以_二午時_一集。日入前、擊_二鼓三度_一散。〈每_レ度各九下。〉

本条は市の開催・解散について規定したもので、日の入り前に鼓が撃たれることで解散することと定められた。鼓の撃ち方は、「每度各九下」を「三度」とあるから、九回撃つことを三度繰り返し返すこ

とで知らされたことがわかる。これは時報や開閉門とは異なる撃ち方である。またこの条文は、唐関市令六に相当するが、唐令では開催を鼓で知らせる一方、解散は鉦で知らせており、鼓のみを用いる日本令とは異なっている。

市の解散を知らせる鼓については、おそらく京職が撃つたと考えられる。養老職員令66左京職条には、左京職の職掌について次のようにある。

左京職（右京職准レ此。管三司一。）。大夫一人。（掌下左京戸口名籍、字三養百姓、糾三察所部、貢奉、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事上。）（下略）

そして「市廛」という語を説明するにあたり、職員令集解所引伴記は関市令11を引いている。ここから市の解散を告げる鼓も京職が撃つたものと考えられよう。

以上、①～③からは、京における時報として鼓が用いられたことを確認した。これらについては、唐令と同様に、鼓が京内にいる（または入ろうとする）者の行動を統御していることがわかる。

（ウ）中央の軍事

①宮衛令22元日条

凡元日、朔日、若有三聚集一、及蕃客宴会辞見、皆立三儀仗一。

本条は元日などに、儀仗を立てて威儀を示すことを定めたものである。本条そのものには「鼓」の語は見られないが、宮衛令集解本

条「凡元日朔日」部分古記は、「古記云、元日夫装三五纛一有三鉦鼓一也」という解釈をしている。すなわち、元日には五つの纛（はたばこ）を立てたうえで、鉦・鼓が用いられるとされているのである。纛は軍中に用いるもの（『大漢和辞典』）であることから、鉦・鼓も軍器としての性格をもったものと推測される。

これについては、次の史料（i）（ii）にも触れておきたい。

（i）『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申朔

天皇御三太極殿一受レ朝。皇太子始加三礼服一拜朝。（中略）其儀、朱雀門左右、陣三列鼓吹・騎兵一。元会之日、用三鉦鼓一、自レ是始矣。

この史料によれば、靈龜元年にいたりようやく律令の規定のような威儀が行われたことがわかる（ただし古記が存することから、大宝令に規定自体は存在していたと考えられる）。そしてその内容は、「鼓吹・騎兵を陣列す」というように、天皇・皇太子の面前で陣列するということ、いわば閲兵のようなものであったと考えられる。そしてここでの鼓吹は、やはり兵部省鼓吹司が管轄したものである。なお元日朝賀・後齋会における鼓吹司の関与については、延喜兵庫式に詳細な規定が存在する。

（ii）『類聚三代格』所引延暦十九年（八〇〇）十月七日官符（卷

廢置長上事 鼓吹司

廢三太極殿長上一員一、今置三鉦鼓長上一員一。

右得三兵部省解一偁、「鼓吹司解偁、『軍旅之設、吹角為レ本。征

戰之備、鉦鼓為^レ先。今有^二吹角長上三人^一、曾無^二鉦鼓之師^一。
至^二於威儀之日^一、有^レ失^二進退之節^一。望請、置^二鉦鼓長上^一、
教^二習生徒^一」者（中略）。

右の官符は職員令集解（鼓吹司条）にも引用されているところであるが、ここで鼓は「征戰之備」としてきわめて重要なものであると述べられている。そしてそれゆえにこそ、威儀の日に鉦鼓が十分であることによって「進退之節」を失うことは問題であるとしているのである。そして、これにより鼓吹司に鉦鼓の師のポストとして鼓吹長上が一員設けられることとなったのである。

本条及び（i）（ii）によれば、鼓吹の機能は、兵士の陣列を整えることにあつたということができよう。そしてここから推測するに、鼓吹司は日常的に軍事訓練、とくに陣列を整えるための軍事訓練に関わっていたのではないだろうか。このような鼓の機能について、鼓吹司の関与は見えないものの、次の史料に注目できる。

（iii）『続日本紀』養老五年（七二二）十二月辛丑【二十九】
太政官奏、「授刀寮及五衛府、別設^二鉦・鼓各一面^一。便作^二將軍之号令^一、以為^二兵士之耳目^一、節^二進退動靜^一」。奏^二可^一」。

ここでは授刀寮・五衛府にたいし、新たに鉦・鼓にそれぞれ二面ずつ設けることが奏上され、認められている。そして鉦・鼓は「將軍の号令を作し、以て兵士の耳目と為り、進退・動靜を節す」るものとされている⁽¹⁾。（ii）において鼓の未熟なことが「進退の節を失する」ことにつながるとしていたことを併せて考えれば、やはり

鼓吹は、兵士の陣列を整えるためのものであつたとみることができよう。そして鼓による陣列組織は、下向井氏のいうように律令軍制の基本戦術だつたと考えられる（下向井一九八七）。

以上、中央での鼓吹については、養老令では一条のみではあるものの、『続日本紀』にみえる諸記事を踏まえれば、兵士の陣列を整える機能に特化して用いられているということができよう。この点は、楽における鼓の使用についての規定も多くみられた唐令と対照的である。そして、次にみる、地方の鼓吹の存在は、このような軍事的機能が日本の律令国家に不可欠であつたことをより一層強く示しているといえる。

（エ）地方の軍事

①軍防令39軍団置鼓条

凡軍団、各置^二鼓二面、大角二口、少角四口^一。通^二用兵士^一。分番教習。倉庫損壞須^二修理^一者、十月以後、聽^レ役^二兵士^一」。

本条は、各国に設置される軍団に配備すべき装備として、鼓・角を規定したものである。ここでの鼓吹の機能は、具体的には記されていないものの、中央での鼓吹の用法や、「鼓二面」という数量がさきの『続日本紀』養老五年における配備数量と同じであることをみれば、やはり兵士の陣列に用いられたものであるように思われる⁽²⁾。

そして中央では鼓吹司が教習を掌つたものと推定されるが、本条では「兵士を通はし用いよ。分番して教習せよ」とあつて、招集された兵士を教習し、鼓吹を扱わせたと考えられる。しかし中央

において「鼓吹之師」を必要とするような鼓吹が、「分番教習」によって容易に習得させることのできるものであったとは考えにくい。そこで注目したいのが、(ア)③鼓吹司にみえる「鼓吹戸」である。職員令集解「鼓吹戸」部分所引の官員令別記には「大角吹弁二百十八戸、右毎戸召自_レ九月一至二月_レ習」とあり、また『続日本紀』神龜三年八月壬戌【十七】には「定_二鼓吹戸三百戸_一」とある。そして延喜兵庫寮式₃₂にも「山城国七十五烟、摂津国二烟、河内国廿三烟」と、合計百戸の鼓吹戸のあることが確認できる。こうした鼓吹戸が、地方において必要な鼓吹の教練にあたつたと考えられよう。

一方、鼓吹戸以外にも、鼓吹に関わつたと考えられる者の存在したことが、次の規定から認められる。

(i) 延喜民部省式上44

凡諸国国別置_二鼓生二人、大角生五人、小角生三人_一。並免_二徭役_一。

(ii) 延喜民部省式上76

凡大宰府鼓吹丁、筑前、肥後各七十二人、筑後、肥前各五十四人、豊前、豊後各卅六人。並免_二其徭役_一。

これらによれば、諸国に「鼓生」、大宰府管内に「鼓吹丁」が置かれていたことがわかる。前者については、国府などで行われる儀式での儀仗が軍団廃止以後も行われたと推測され、また後者については、大宰府に上番する鼓吹丁が軍団廃止後も維持されたとみられる(訳注日本史料『延喜式』における金沢悦男・堀部猛氏の注釈)。なお訳注日本史料『延喜式』では、「鼓吹丁」について、「軍団一団

につき鼓吹丁一八人という基準に基づいている」としたうえで、「大宰府に上番する鼓吹丁の鼓・角の教習は各国の軍団に委ねられ、彼らを交替で大宰府に勤務」させたとしている。軍団と鼓吹の対応については首肯できるものの、鼓・角の教習が軍団に任されていたとする点については検討が必要なように思われる。むしろここでは、大宰府上番の際に鼓吹の訓練が行われていたと考えられるのである。これは鼓吹が教習を要する技能であるのと同時に、鼓の使用が国家の軍事力を示すものでもあったことから説明できよう。

律令制成立前後には、持統天皇七年(六九三)十二月丙子【二十一】に諸国に「陣法博士」が送られたことがみえ(『日本書紀』)、天平宝字五年(七六一)十一月丁酉【十七】には「五行之陣」の調習が行われ、翌年十二月庚寅【十六】には新羅征討計画のなかで「軍旅を調習」することが行われている(『続日本紀』)。

したがって、国家から伝達された鼓の技能は鼓吹戸・鼓吹丁に伝えられ、適宜、彼らを用いて軍団で鼓を用いた陣法訓練が行われたと考えられるのである。

②軍防令44私家置鼓条

凡私家、不_レ得_レ有_二鼓鉦、弩、牟、稍、具装、大角、少角、及軍幡_一。唯樂鼓不_レ在_二禁限_一。

本条は私家における兵器備蓄を禁じたものである。さきに天武期における武器私有禁止を見たが、本条については唐令との関連もみられる。すなわち唐軍防令二五(開元二五年令)として「諸私家、不_レ合_レ有_二甲・弩・矛・稍・具装・旌旗・幡幟_一」と復原されてい

るのである。ここで興味深いのは、唐令には鼓吹の禁止が復原されていないことである。もちろん現段階の復原案であることには注意が必要だが、ここからは日本令で独自に鼓吹の私有禁止が規定されたと考えられるのである。

鼓私有禁止の背景としては、第一章でみたような鼓の慣習が日本には存在しなかったこと、またそうした社会の中では鼓の統制が容易であったことなどが考えられる。また条文中に「樂鼓は禁むる限りにあらず」という規定があることにも注目できる。唐では鼓が樂事・役事を併せもつものと捉えられていたのに対し、日本では樂と軍事の鼓がまったく別個のものとして認識されていたといえよう。宮衛令19では「凡有^レ獻^二軍事戎仗等^一、即令^下内舍人随^二獻人^一将入^上」と、軍器・戎仗の献上への対応を規定しているが、この「戎仗」のなかに「鼓吹幡鉦」が含まれると義解は説明している。したがって、鼓というと一般には軍器と見なされていたと考えられるのである。

軍防令義解は本条で鼓鉦の所有禁止の理由を、「所^二以^レ靜^レ喧也^一」と説明している。以上から、軍隊を統制するうえで不可欠なものであるがゆえに、私有が禁じられたと解することができる。

③軍防令54置関条

凡置^レ関^二守固^一者、並置^二配兵士^一、分番上下。其^二三関者^一、設^二鼓吹軍器^一、国司分当守固。所^レ配兵士之數、依^二別式^一。

本条は、関の運用について定めたものであり、そのなかで三関には鼓を置くことと規定されている。この鼓については、軍事行動に

おける鼓というよりも、むしろ門の開閉にかかわる鼓としてみるほうがよいだろう。この点、(イ)においてみた都城の開閉を掌る鼓と似たものとみることができるとは、関の門の開閉については、関市令10に「凡関門、並日出開。日入閉」とあるので、このときに京の諸門と同様に鼓が撃たれたのかもしれない。またあくまで推測ではあるが、国家の危急の際に固関を行う場合にも鼓が撃たれた可能性がある。軍防令に規定がみられることからすれば、そうした推測も可能ではないだろうか。

以上、地方における鼓吹の機能を検討した。鼓の機能は、中央と同様に、兵士の陣列を整えるという点から①②を説明できるだろう。また③も、軍事的な性格がうかがわれる。これらに用いる鼓を統括するのが、(ア)でみた大宰帥・国守であったと考えられるのである。このことから、唐令に比して鼓が軍事的機能に特化して用いられることとなっていたことを指摘できる。また唐令においてみられたような、皇帝への直訴・囚人の釈放における鼓の使用に類する事例が日本令ではみられないことも、このことは首肯されることである。

ただし日本令では、唐令と異なり、喪葬令に鼓についての規定がみられる。

(オ) 葬具

・喪葬令8親王一品条

凡親王一品、方相轎車各一具、鼓一百面、大角五十口、小角一百口、幡四百竿、金鉦鏡鼓各二面、楯七枚。發喪三日。二品、鼓八十面、

大角四十口、小角八十口、幡三百五十竿。三品、四品、鼓六十面、大角三十口、小角六十口、幡三百竿。其轎車鑊鼓楯鉦、及發喪日、並准^二一品^一。諸臣一位、及左右大臣、皆准^二二品^一。二位及大納言、准^二三品^一。唯除^二楯車^一。三位轎一具、鼓四十面、大角廿口、小角四十口、幡二百竿、金鉦鑊鼓各一面。發喪一日。太政大臣、方相轎車各一具、鼓一百四十面、大角七十口、小角一百四十口、幡五百竿、金鉦鑊鼓各四面、楯九枚。發喪五日。(下略)

本条は葬列・葬具の規模について規定したものである。唐令にも対応規定(唐開元七年喪葬令八・二三・一四)が存するものの、鼓は挙げられていない。本条については、喪葬儀礼の観点から稲田奈津子氏が検討を加えており、日本令では葬具が朝廷から支給されることとなっており、指摘に準備される葬具の制限を定める唐令の対応条文と対照的であることを指摘している(稲田二〇〇〇)。この見解を援用すれば、鼓の支給は、天皇に近いということを示すものであったといえよう。一見すれば、これは中国における「力」を示す鼓との関係を指摘できるかもしれない。ところで、ここでの鼓の運用は、治部省所属の喪儀司が取り扱っていることが次の規定から知られる。

職員令20喪儀司

喪儀司 正一人。(掌^二凶事儀式、及喪葬之具^一)

またこの条についての職員令集解は次のようにある。

・職員令集解「凶事儀式」部分
釈云、金鉦鑊鼓楯竿等行列法式、謂^二之儀式^一也。跡云、儀式、謂^三立列幡鼓大少角之類^一。次第注載^レ法式耳。古記云、凶事儀式者、親王、金鉦鑊鼓楯竿等若干云式耳。(下略)

・職員令集解「喪葬之具」部分
跡云、喪葬之具、謂鼓吹并帷帳等之類也。釈云、儀式具物、謂^二之喪葬之具^一也。古記云、喪葬之具者、即儀式之具物耳。并陳凶等是。

これらの史料からは、喪儀司が「喪儀之具」を取り扱うこと、そしてそれは鼓吹などのことをさすことが知られる。

ただしこの喪儀司については、先にふれたように、大同三年には鼓吹司に吸収されているのである。このことは、日本の律令国家においては、鼓吹は軍事利用が主であり、喪儀での使用はあくまで従であったことを裏付けているのではないだろうか。したがって日本令では、時報、舞楽での使用も認められるが、あくまで鼓の機能は軍事的なものであったということができよう。

以上、第二章では、日本における鼓のあり方について検討した。中国では「力」という思想のなから楽・役における鼓の機能が存在していたが、日本ではその思想が捨象され、軍事力、とくに兵士を統率するという機能に特化したかたちで、王権により継受されたといえよう。これは鼓の本格的な導入が、壬申の乱という内乱の時期においてなされたことに起因するものと考えられる。したがって日本における鼓の機能は、軍事における兵士統率にあるといえる。

それでは、こうした機能をもつ鼓が鞠智城にあるということはどういう意味があるのか、またそれが勝手に鳴ることが国史に記されるということにはどのような意味があるのか、といった点について、これまでの検討を踏まえて考えていくこととする。

三、鞠智城と鼓

(一) 鼓からみた鞠智城

鞠智城の鼓が勝手に鳴ったのは、冒頭に挙げたように天安二年のことであった。この時期は考古学的知見によれば鞠智城Ⅳ期に相当する。そしてこのことは、Ⅳ期までの間、鼓が鞠智城に置かれ続けていたということを示している。

そもそも鞠智城がどのような機能を有していたのかということについては、先行する「鞠智城跡特別研究」をはじめとして、近年さまざまな形で検討されてきた。このうち鞠智城が奈良・平安時代と、長期間にわたって存続してきたこととの関連でその機能を説明したものとしては、新羅と結びつく可能性のある在地豪族の監視（柿沼二〇一四、堀内二〇一八）、倉庫機能（能登原二〇一四、野木二〇一七）、不動倉（古内二〇一四、里館二〇一九）、大宰府諸国への食糧の備蓄（矢野二〇一八）、大農経営拠点（向井二〇一四）、兵庫（林二〇一九）、兵站（五十嵐二〇一六、須永二〇一七）などがある。そして、倉庫機能を説明するにあたっては、鞠智城が平坦な台地をもっているということに注目されている。

ただ、はじめに「鼓」から鞠智城を検討する視角を提示したよう

に、やはり鞠智城に鼓があるということそのものに、より注目すべきように思われる。ここで第二章に述べた、日本において鼓が軍陣を整えるという機能をもっていたことを鑑みるとき、鞠智城には軍事訓練の場という意味もあつたと考えられるのである。

大野城と「御笠団」（出土銅印）、基肄城と「基肄団」（『日本紀略』弘仁四年三月）のように、山城と軍団の所在に關係があることについては、すでに先行研究でもふれられている（五十嵐二〇一六）。そして鞠智城についても、その付近に軍団が配されていた可能性が指摘されている（笹山二〇一〇）。ここでさらに、鞠智城内に広大かつ平坦な地があることを考慮すると、軍団が広大な練兵施設をもっていたとされること（下向井一九八七）との關係から右のことを説明できるように思われる。

練兵にあつては鼓吹を掌る者が必要となるが、これも先述した延喜民部省式にあるように、肥後国に鼓吹丁が存在したことを踏まえれば、十分説明がつく。また軍団や鼓吹の管理は、本来は国司に帰するものの、西海道においては大宰帥も鼓吹を職掌としていた。このことから、軍団の練兵場である鞠智城には、大宰府と肥後国の双方の関与があつたのであろう。

もちろんこれを考える場合、次の二つの問題について検討する必要がある。すなわち、①天長三年に西海道には軍団制にかわり統領・選士制が敷かれていることとの関わり、②そもそもなぜ鞠智城で練兵が行われるのか、ということである。

まず①について、『類聚三代格』所収天長三年（八二六）十一月三日太政官符によれば、このころには兵士の弱体化が進んでいたことから、大宰府では、律令兵制を改めて、「富饒遊手之兒」から選

士をとり、その統帥を軍毅にかわって統領が行うこととなったのである。ただいくら富饒遊手であったとしても、集団戦の訓練は必要だったのではないだろうか。それゆえに、軍団制廃止以降も、鞠智城において練兵は存続したものと考えられるのである。

そして②についても、やはり軍団との近さから鞠智城が選ばれたものと考えておきたい。そもそも鞠智城のような平坦かつ広大な土地を直ちに他の場所において選定するということは困難であると考えられる。そこで、当初は他の目的も存したかも知れないが、律令兵制の拡充にあたって鞠智城に練兵場という新たな機能が付与されたと思われる。

そしてここで練兵が行われた場合に、兵士たちは何のために練兵したのかということについても考えておきたい。この点については、鞠智城の機能論で触れられてきた、対外（新羅）・国内（隼人）の二つが挙げられよう。ただし隼人対策については、木村龍生氏が鋭く批判している（木村二〇一四）。本稿では明確な結論を出すことはできないものの、対外目的の兵である場合には、最前線に配置すべき兵力を直前まで練兵することはないと思われるので、上陸以後の陸戦を想定した練兵が行われたと推測できる。また対隼人の場合も、実際に発生する可能性は低いとはいえ、やはり陸戦が主となるだろう。したがってここでは、「新羅か隼人か」と限定せずに、広く「集団戦を要する相手」を念頭に置いた練兵が行われたと考えておくこととしたい。

ただ元慶三年三月十六日に「菊池郡城院」が国史に登場する際には、「兵庫戸自鳴」とある（『日本三代実録』）ので、このときまでには鼓は撤去されるか消失し、同時に練兵場としての機能を失って

いったものと考えられる。このことは、鼓が国家による軍事を表象しているとすれば、国家による軍事力育成が行われなくなったことをも意味しているのかもしれない。

（二）「鼓自鳴」記事の意味

これまで鞠智城の鼓が鳴動することについては、主として新羅来襲などの対外危機や兵乱を示すものとして考えられてきた（酒寄二〇一四、加藤二〇一六など）。これらの見解は、貞観八年（八六六）四月十八日に兵庫鳴動について陰陽寮が遠国人の来投の予兆であると言上したこと、同十一年十二月二十八日に大鳥が現れた際の龜笠で「兵氣」が示されたことや、同十二年六月十三日に、肥前国杵嶋郡の兵庫振動・鼓鳴動があったことについて大宰府が占うと「隣兵を警むべし」という結果が出たと伝えたこと、元慶四年（八八〇）二月二十八日に隠岐国が兵庫の振動と鼓の自鳴を伝えたことを受けて陰陽寮が占ったところ「遠方兵乱、北方より起る」と示されたこと、同五年六月二十九日に北陸道に下された官符のなかで、兵庫鳴動についての卜占の結果が「北境東垂、兵火有るべし。秋より冬に至り、よろしく守禦を慎むべし」というものであったと述べられていること（いずれも『日本三代実録』）など、天安二年の記事の後に、兵庫鳴動と兵乱との関係性が示された事例の見られることが典拠となつていて考えられる。たしかに元慶三年三月十六日に鞠智城の兵庫が自明していることについては、こうしたことを踏まえて兵乱の予兆として捉えられたと考えることが可能であろう。

しかしそのことをただちに天安二年に援用することについては、

なお慎重を要するだろう。貞観・元慶年間とは対照的に、天安二年前後は新羅の動きを示す記事はあまり見られず、わずかに対馬において新羅に備えて弩師をおいたことがみえる（『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）二月庚戌【廿五】）のみである。この点に着目して、鞠智城の鳴動と新羅海賊とを結びつけることに批判的な見解も存する（清田二〇一五）。もちろん鼓が軍事に用いられているものであるから、それが勝手に鳴り出すことは兵士召集の合図を意味しているという見方（濱田二〇一〇）も成り立たないわけではない。このように先行研究をみていくと、そのいずれかが正しいとみることは、かなり難しいといわざるを得ない。したがって、鼓の鳴動がただちに新羅海賊を示すかどうかという点で「鼓自鳴」の意味を考えることとそのものから脱却する必要があるのではないだろうか。

ここで傾聴すべきは、九世紀が災害の多発する時期であることなど、時代的問題を踏まえた検討が必要であるという榎本淳一氏の見解である（榎本淳一二〇一七）。これを踏まえれば、災害の多発が当時のように受け止められていたのかということを考える必要があるのではないだろうか。したがって、ここでは災異記事が多く見られることの意味、そして『日本文徳天皇実録』編纂のねらいは何か、ということを検討したい。そうした検討を経てこそ、本稿で検討する、天安二年の記事の位置づけも理解できるように思われる。ここでは特に次の二点を検討することによって、右のことを明らかにしたい。すなわち、①『日本文徳天皇実録』にみえる災異記事の特質、②『日本文徳天皇実録』編纂の特色、である。

まず①について、六国史ではしばしば災異記事がみられ、鼓や戸の鳴動についても多く見られる。『続日本紀』以降の五国史につ

いて、鳴動に関連する記事を一覧にすると、表一のようになる^③。こうした記事が集められることについて、山下克明氏は『続日本後紀』に着目し、怪異を「物怪」として認識していたことを指摘する。そして「物怪」としてあらわれる「モノ」の意思の背景には、個人的な災いや社会的災害が想定されており、貴族層はそうした怪異に敏感に反応したとみる。また貴族層は「物怪」とみなすことによつて、災害・怪異を天命・災異思想のように天皇の政治責任に帰することを回避したのではないかと述べている（山下二〇〇二）。一方、松本卓哉氏は、天下の災異を天皇が究極的に引責することによつて、逆説的に倭国の天命思想を体现しようとしたとみている（松本一九九〇）。また『日本書紀』の災異記事について検討した榎本福寿氏も、持統紀において災異への対応が記されているのは、災異を察知し、しかるべく対応するという天皇の存在を賞賛するねらいがあったと指摘する（榎本福寿二〇〇四）。天皇の責任についての差異は認められるものの、三者の意見は、災異やその記事が天皇の支配・治世と関連付けてとらえられていたとみることでは共通している。

なお山下氏は災異を「物怪」とみる点について、『日本文徳天皇実録』は災異記事も少なく、『続日本後紀』と好対照をなしているとする（山下二〇〇二）。しかし『日本文徳天皇実録』には鳴動を含む災異の記事が多く見られ、むしろ松本氏などの述べるような、災異の責任を負う天皇のあり方を認めることができるのである。

この点を踏まえて、②『日本文徳天皇実録』編纂の特色をみていく。本書の編纂には、都良香が実質的な筆者であったとする説が有力である。その根拠として、『日本文徳天皇実録』に「何以書^レ之。記^レ異也」

表1 五国史における兵庫・鼓などの鳴動記事

出典	年	西暦	月	日	記事
続紀	養老 5	721	2	15	大蔵省の倉が鳴った。
	宝亀 11	780	6	28	伊勢国が 6 月 16 日に鈴鹿関西内城の大鼓が鳴ったことを言上。
			10	3	左右兵庫の鼓が鳴った。
	天応元	781	3	26	美作国が 3 月 12 日における美作国苫田郡の兵庫鳴動を言上。また伊勢国は 3 月 16 日における鈴鹿関西中城門の鳴動を言上。
			4	1	左右兵庫の兵器が鳴った。
			12	26	兵庫南院の東庫が鳴った。
後紀	大同元	806	3	22	兵庫が夜に鳴った。
	大同 3	808	4	30	廊下に置かれていた馱鈴が鳴った。
			8	27	左右兵庫の鉦鼓が鳴った。
続後紀	承和 4	837	3	20	美濃国が 2 月 25 日・3 月 15 日の兵庫鳴動を言上。
	承和 7	840	5	2	但馬国養父郡・気多郡兵庫の鼓が鳴った。
	承和 10	843	4	1	3 月 18 日の山陵鳴動を楯列陵守らが言上。
	嘉祥 3	850	3	12	鈴印の櫃が鳴った。
文徳実録	斉衡 2	855	2	13	備中国吉備津彦名神の庫内にある鈴鏡が一夜に三度鳴った。
			8	10	兵庫の中の鼓が鳴った。
	天安元	857	10	24	陰陽寮の漏刻鼓が三度鳴った。
			11	2	陰陽寮の漏刻鼓が三度鳴った。
	天安 2	858	1	5	陰陽寮の漏刻鼓が鳴った。
			閏 2	24	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が鳴った。
			閏 2	25	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が再び鳴った。
			6	20	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が鳴った。
			8	4	若狭国兵庫が鳴った。振鈴のようであった。
三代実録	天安 2		10	8	陰陽寮漏刻の銅器が鳴った。
	貞観元	859	1	22	大宰府、筑前国志摩郡の兵庫の鼓が鳴り、兵庫内の弓矢が音を立てたことを言上。
	貞観 8	866	4	18	若狭国の印・公文を収める庫・兵庫が鳴った。
			9	7	美作国兵庫が鳴った。鉦鼓を打つようであった。
	貞観 9	867	10	19	石見国鹿足郡の倉庫が鳴った。
	貞観 12	870	6	13	大宰府、肥前国杵嶋郡の兵庫が鳴り、鼓は二度鳴ったことを言上。

	貞観 13	871	1	15	大宰府、壱岐島の兵庫の鼓が鳴ったことを言上。
			5	10	佐渡国司、兵庫の鳴動を言上。
	貞観 14	872	7	17	遠江国兵庫が鳴った。鼓を槌つようであった。
	貞観 17	875	7	21	長楽門にある馱鈴が、櫃のなかで鳴った。
			8	8	陰陽寮の漏刻の鼓が鳴った。
	元慶 3	879	3	16	肥後国菊池郡の城院の兵庫戸が鳴った。
			11	4	隠岐国での震動。
	元慶 4	880	2	28	隠岐国、兵庫が振動し、のち庫中の鼓が鳴ったことを言上。
			6	23	右兵庫寮中央兵庫が鳴った。
	元慶 5	881	6	23	兵庫が鳴った。
	仁和 2	886	5	26	山城国石清水八幡宮が鳴った。鼓を撃つようであった。

「何以書^レ之。記^レ災也」という文言をもつ記事が合計十三例みられており、この書き方が都良香の通じていた『春秋公羊伝』にもとづくものであるということが挙げられる（松崎二〇〇一）。本稿で取り上げている天安二年の「鼓自鳴」記事には「災」「異」ということは記されていないが、中国古典に通じている人物が当該時期にいるということは、「鼓自鳴」記事の性格を考える上で無視できないであろう。すなわち松本氏などの述べるように、「鼓自鳴」などの怪異を受け止めることによつて、天皇の支配を体現しようとしたと考えられるのである。さらに『日本文徳天皇実録』編纂前後が文章経国の時代であることを鑑みれば、鼓の鳴動が、第一章でみたように「力」の現れとして認識されたことも十分想定できるのではないだろうか。

したがつて、鞠智城の鳴動が取り上げられ、それが国史に記載されたのは、対新羅危機の予兆としてではなく、文徳天皇、そして律令国家の支配というものを示すねらいによると考えられるのである。たしかに鼓が勝手に鳴り、のちに不動倉が焼失するということは、一面的には城の荒廃や衰退をあらわすもの（桑原一九九六）ではある。しかしそれをあえて記録することについては、律令国家にとつて何らかの意味がなければならぬだろう。「自鳴」という怪異をも受け止めることが、天皇による支配を逆説的に示していることになるのである。中世以降、有力寺社が国家にその存在を訴えかけていく方法として、鳴動を伝えるということが見られるようになる（黒田二〇〇二、榎村二〇〇九）のは、こうした古代における支配の思想と無関係ではないように思われる。

このように考えるとき、鞠智城の「鼓自鳴」を国家が把握するこ

とは、律令国家の支配を改めて認識するという意味があったといえるのである。

むすびにかえて

ここまで三章にわたり、鼓の唐日における機能の違いを踏まえて、鞠智城に鼓があること、そして「鼓自鳴」記事があることの意味を検討した。ここまで明らかにしたことを整理すると、次のようになる。

- ・中国では、あらゆる「力」の象徴として鼓が用いられた。その思想のもとに、鼓は楽事・役事（軍事）に用いられた。またそうした鼓が勝手に鳴ることは、抗いがたい「力」の存在を示した。
- ・日本では、壬申の乱という国家的内乱のさいに鼓が本格的に導入された。このため鼓は国家の軍事的強力を示すものとなった。とくに兵士の陣列を整えるために鼓は用いられており、鼓吹司は兵部省のもとに置かれた。葬送における鼓についても、最終的にはこの鼓吹司が担うこととなった。

・鞠智城に鼓が置かれていたことは、城内に広大な平坦地が存在したと併せて考えれば、この城が練兵場という役割をも平安時代に担っていたことを示している。またその鼓の鳴動を国家が把握することは、律令国家の支配をあらためて認識する意味があったと考えられる。

鞠智城の「鼓自鳴」については、それが何を意味するのかというよりも、まず自鳴ということを知ることそのものが重要だったのではないかと考えた。もちろん国家による様々な怪異把握の一

環として鞠智城も捉えられたことは確かである。しかしなぜ他の山城ではなく、鞠智城を把握したのかということについて、最後に私見を述べておきたい。林氏は兵庫の存在が律令国家の象徴であったことに着目している（林二〇一九）が、やはりそれに加えて、鞠智城そのものが律令国家にとって重要な城だったことによると考えた。それは、のちに練兵場としても用いられていたとはいえ、当初は東アジアの動乱や対国内政策との関わりの中で作られたと考えられる鞠智城が、律令国家を周縁から支える存在でありつづけていたことを示すのではないだろうか。それゆえにこそ、その鼓の鳴動は律令国家として把握しなければならぬものであったように思われる。

本稿は天安二年前後の鞠智城の姿について、ささやかな私見を示したにすぎない。したがって私見の当否は、鞠智城の変遷全体のために位置づけることによって改めて吟味されなければならないだろう。今は大方のご叱正を仰ぐこととし、擱筆したい。

【註】

- (1) 胡口氏は、こうした鼓の使用が唐府兵制における軍陣調習法（第一章第二節（エ）参照）に通ずるものであるとする（胡口一九八一）。鼓と軍事訓練との関連については同意したいが、それを直ちに「季冬習戦」＝冬期の集団戦訓練と結びつけることは難しいように思われる。ここでは日唐の軍制・訓練の違い、ひいては鼓のもつ思想的背景の違いにも注目する必要がある。なお北啓太氏は、陣法の技術を統制下に置くために、国内上番の際に陣法訓練を行ったとみている（北一九八二）。

(2) 下向井氏は、軍制の考察をするなかで、鼓を用いた教練の存在を指摘している(下向井一九八七)。

(3) 本表作成にあたっては、酒寄氏・加藤氏の報告資料(酒寄二〇一四、加藤二〇一六)を参照した。

【参考文献】

(史料)

周礼正義(十三経注疏、中文出版社)

山海経(全釈漢文大系、集英社)

後漢書(中華書局)

新唐書(中華書局)

三国史記(朝鮮史学会)

日本書紀(日本古典文学大系、岩波書店)

続日本紀(新日本古典文学大系、岩波書店)

日本後紀(訳注日本史料、集英社)

続日本後紀(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

日本文徳天皇実録(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

日本三代実録(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

唐令拾遺・唐令拾遺補(東京大学出版会)

天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究(中華書局)

令義解(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

令義解(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

類聚三代格(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

延喜式(訳注日本史料、集英社)

积日本紀(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

万葉集(新日本古典文学大系、岩波書店)

懷風藻(日本古典文学大系、岩波書店)

(論文・著書)

荒木雪葉二〇〇三「中国古代の鼓と為政者——音楽思想として——」(『比較思想研究』二九別冊)。

五十嵐基善二〇一六「西海道における武器の生産・運用体制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』四、熊本県教育委員会)。

稲田奈津子二〇〇〇「日本古代喪葬儀礼の特質——喪葬令からみた天皇と氏」(『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年所収)。

榎本淳二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城——国際環境から見た九世紀以降の鞠智城——」(『鞠智城の終焉と平安社会 古代山城の退場』熊本県教育委員会)。

榎本福寿二〇〇四「日本書紀の災異関連記述を読む——日本書紀の文献学をめざす試み——」(『日本史研究』四九八)。

榎村寛之二〇〇九「奈良・平安時代の人々とフシギなコト」(東アジア権異学会編『怪異学の可能性』角川書店)。

大築邦雄一九五八「鼓(つづみ)」(『日本歴史大事典』一三、河出書房)。

柿沼亮介二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」(『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会)。

加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城——九世紀から一〇世紀の対外関係と『菊池城院』『菊池郡城院』——」(『律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会)。

北啓太一九八二「軍団兵士の訓練に関する一考察——「季冬習戦」の存否をめぐる——」(『続日本紀研究』二二四)。

木村龍生二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察——熊襲・隼人対策説への反論——」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ——論考編Ⅰ——)。

清田美季二〇一五「八・九世紀における古代山城の展開と官衙寺院」(『鞠智城と古代社会』三、熊本県教育委員会)。

黒田智二〇〇二「鳴動論ノート」(『日本歴史』六四八)。

桑原憲彰一九九六「鞠智城と長者伝説」(『菊鹿町史』菊鹿町史編集委員会)。

胡口靖夫一九八一「律令軍団制の軍事訓練制度(続) — 橋本裕氏の所論を讀みて —」(『続日本紀研究』二二六)。

佐伯有清一九五八「律令時代の禁書と禁兵器制」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇年所収)。

酒寄雅志二〇一四「古代の東アジアの動向と鞠智城」(『古代山城の成立と鞠智城 古代山城鞠智城築城の謎を探る』熊本県教育委員会)。

笹山晴生二〇一〇「鞠智城と古代の西海道」(笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社)。

里館翔大二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」(『鞠智城と古代社会』七、熊本県教育委員会)。

下向井龍彦一九八七「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五)。
進藤英幸一九八二「中国古代における鼓に就いて」(『大東文化大学漢学会誌』二二)。

須永忍二〇一七「古代肥後の氏族と鞠智城 — 阿蘇君氏とヤマト王権 —」(『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会)。

寺内直子一九八八「鼓(つづみ)」(『国史大辞典』九、吉川弘文館)。
仁井田陞一九六三「中国法制史」増補版、岩波書店。

野木雄大二〇一七「十世紀における国家軍制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会)。

能登原孝道二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ — 論考編Ⅰ —』)。

濱田耕策二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城 — 白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」(笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社)。

林奈緒子二〇一九「日本古代の兵庫と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』七、熊本県教育委員会)。

古内絵里子二〇一四「日本における古代山城の変遷 — とくに鞠智城を中心として —」(『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会)。

堀内和宏二〇一八「鞠智城と古代西海道の官衙・交通路」(『鞠智城と古代社会』六、熊本県教育委員会)。

松崎英二二〇〇一「日本文徳天皇実録」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館)。

松本卓哉一九九〇「律令国家における災異思想」(『黨弘道編』古代王権と祭儀』吉川弘文館)。

向井一雄二〇一四「鞠智城の変遷」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ — 論考編Ⅱ —』)。

矢野裕介二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」(『大宰府の研究』高志書院)。

山下克明二〇〇二「災害・怪異と天皇」(『岩波講座 天皇と王権を考える』八 コスモロジーと身体』岩波書店)。

律令国家の軍事行政における鞠智城

古田 一史

はじめに

白村江の戦いに敗れて以降、西海道から瀬戸内を通って畿内に至る地域において、唐・新羅の脅威に備えるべく急速に防衛体制が整えられていった。鞠智城もまた、このような防衛施設の一つであったと考えられている。

鞠智城を築城した記録はない。その史料上の初見は次の記事である。

【史料1】『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申条

甲申、令^三大宰府繕^二治大野・基肆・鞠智三城^一。

同時に繕治されている大野城・基肆城は天智天皇四年（六六五）に築城記事がみえている（二）ことから、鞠智城も同時期の築城とみられ、考古学的な成果もこれと一致している（佐藤二〇一四・矢野二〇一八）。

この後、鞠智城はしばらく史料上から姿を消しており、再び現れるのは九世紀後半となる。

【史料2】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰条・

丁巳条

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

丁巳、又鳴。

【史料3】『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉条

己酉、（中略）大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失。九国二嶋盡被^二損傷^一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴、同城不動倉十一宇火。

【史料4】『日本三代実録』貞観十七年（八七五）六月二十日条

廿日辛未、大宰府言、大鳥二集^二肥後国玉名郡倉上^一、向^レ西鳴。群鳥数百、噬^二拔菊池郡倉舎葺草^一。

【史料5】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条

十六日丙午、（中略）又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

いずれも記述が少ないが、鞠智城に兵庫と不動倉が置かれていたこと、また鞠智城が「菊池（郡）城院」と呼ばれていたことを知ることができる。

鞠智城の沿革については、これを白村江敗戦以降の対外的危機を契機として造営された城であるとみることには基本的に異論はないのであるが、その立地や構造が他の山城と異なっていることから、築城目的やその果たした役割について、多くの研究が重ねられてきた。ここでは、鞠智城が大宰府から南に離れていることから有明海から上陸した敵兵力との戦闘を想定し、あるいは有明海周辺の在地勢力による反抗の抑制を図ったとする見解が提出されている（柿沼二〇一四・堀内二〇一八）。さらに当初は唐・新羅による西海道侵攻を想定したが、その危機が低下すると並行して、西海道南部に

あつて中央政府の支配に服さない隼人に対する積極的な進出が図られると、先にみた繕治を経て物資・兵力の集積拠点としての機能をも果たしたとされている（菊池二〇一四）。

一方で、鞠智城が再び史料上に現れる九世紀については、史料上にもみえる兵庫や、発掘で多数検出された倉庫とみられる総柱建物など、倉庫的機能が維持されるが、軍事的施設としての性格は低下する（熊本県教育委員会二〇一二）。この段階では、鞠智城がなぜ維持されているのが主要な問題となろう。

鞠智城は対外危機を契機として築城されて以来、時期的な変遷とともに多様な機能を果たしていた。それゆえ、その築城・維持の目的を一つに定めようとするよりも、律令国家の形成・展開に沿って鞠智城が維持され、時に応じた役割を与えられていたという事実をこそ重視すべきである。そして鞠智城を通時代的に理解しようとするとき、やはりその収納施設としての性格が常に保たれてきたことが重要なのではないだろうか。

本稿は右のような意識のもと、鞠智城という個別事例を通じて律令体制、特に軍事を含む地方行政の展開を考察しようとするものである。律令体制の形成・展開について、文献史料からは既に多くの研究が重ねられてきた。その知見を鞠智城という築城から廃絶までの経過を考古学的成果からうかがいいうる事例と対照することで、律令地方軍制の変質を具体的に認識することができると期待している。

以下での議論の前提として、まずは鞠智城の考古学的な時期区分を紹介しておく（矢野二〇一八）。

【Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）】

鞠智城の創建期。城門や土塁・石塁などの外郭施設が構築され、内部に掘立柱建物と貯水池が置かれるなど、城として最低限の機能を備えた。

【Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半世紀前半）】

鞠智城の隆盛期。管理棟の建物群や総柱建物群、八角形建物など内部施設が充実する。また、土器の出土料もこの時期が最も多く、多くの人員が配置されたとみられる。

【Ⅲ期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）】

鞠智城の転換期。総柱建物群が掘立柱から礎石建物に建て替えられるなど、施設の耐久性向上が特徴とされる。一方で土器の出土はほとんどなく、配置人員の縮小など、管理のあり方が変化したとみられる。

【Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）】

鞠智城の変革期。管理棟の建物群が消滅し、貯水池機能も低下するが、礎石建物は大型化しており、稲穀蓄積機能が中心となったとされる。

【Ⅴ期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）】

鞠智城の終末期。一部では礎石建物の再建や大型化もみられるが、十世紀中頃には廃城となる。

鞠智城の主要な構成要素としては、当然ながら文献史料上に現れる不動倉と兵庫とが注目されてきた。そこで以下では、正倉に着目して、考古学的成果による鞠智城の時期区分をもとに、収納施設としての鞠智城の持つ意義とその変遷を考え、さらに軍事施設として

の鞠智城のあり方をも検討していきたい。

一・鞠智城の築城と律令制

本章ではまず、律令制が形成され、律令国家の地方支配と軍事行政に鞠智城が組み込まれる大宝律令施行前後、鞠智城のⅠ期・Ⅱ期にあたる時期について検討していく。

(一) 鞠智城の築城と繕治

Ⅰ期は明らかに白村江敗戦による対外危機を意識した施設であった。天智天皇三年(六六四)に設置された烽による情報伝達システムとの関連が想定される(佐藤二〇一四)ほか、「車路」と呼ばれる古代官道と密接な関係を持ったことが指摘されており(鶴嶋二〇一一)、古代山城を連絡して大津宮にまで至るネットワークを形成していたとの見通しも示されている(木本二〇一一)。

一方で、Ⅰ期については築城の背景に、王権と在地勢力との関係が指摘されている。磐井の乱平定後、ヤマト王権が九州に勢力を拡大するにあたり、肥(火)君がその先兵として活躍したとされる(小田・坂上二〇〇六)。そして交通の要地に立地する鞠智城は、肥君と同系で菊池平野一体を拠点とする筑紫火君と朝廷との良好な関係性のもとで築城されたという(宮川二〇一三)。さらに鞠智城の築かれた位置には先行する防衛性の高い集落が存在し、現地勢力による特殊な集落であると想定されている(木村二〇一八)。鞠智城は、現地勢力による集落を中央の王権が再利用するかたちで築かれた施設であった。

このように、鞠智城は対外的危機を契機とはしながらも、その前

提に中央政府と在地勢力との関係があったことを重視したい。これについては、いわゆる大化改新以来進展してきた、地方制度の整備と中央集権化の流れの中で理解すべきであると考ええる。

はじめに述べたように、鞠智城は有明海から上陸して北上する敵への備えであるとともに、現地勢力の反抗を抑制する意味も持った。この多方面への有効性を確保するため、中央政府は在地豪族の有した既存の集落を接収し、軍事施設へと転用したのであった。

七世紀後半、後の郡衙につながるような評家の設置に先立って、一部では初期評衙ともいえるべき拠点が置かれ、それらは軍事・交通の要衝に従来の在地豪族による施設を踏襲するかたちで造営されたことが指摘されている(山中一九九四)。鞠智城築城の背景には、このような初期評衙的な特徴に一致するところが多く、単なる防衛施設ではないことがわかる。七世紀の地方支配は在地の社会集団を利用したものであったことが知られている(大町一九七九・鐘江一九九三)。鞠智城もこのような、在地の人々を中央政府の支配下に置くための拠点として、中央政府が在地豪族の権力を引き継いだことを示したのではないだろうか。

これについて注目されるのが、近年有力な鞠智城を含む古代山城を大宰・総領制と関連付ける見解である。北條秀樹氏は九州北部の古代山城や神籠石系山城と近隣の行政施設との関係を指摘し、古代山城の築城が防衛政策の観点のみからは説明できないとした(北條一九九一)。その後、西海道から瀬戸内まで、白村江敗戦後に現れる大宰・総領との関係(三)が指摘され、広域行政を担う大宰・総領のもと、律令的な地方支配の整備が図られ、その拠点として山城が機能したとされている(仁藤二〇一四・森二〇一七)。

鞠智城の築城を前後の歴史的背景に位置付けるこれまでの研究によれば、鞠智城の誕生が歴史的事象としては孝徳朝以来の地方支配整備・中央集権的国家形成の一環であったといつて良いだろう。白村江の敗戦という重大な危機をてこに、律令国家は一挙に地方支配の進展を図ったのであり（吉川二〇〇六）、鞠智城もまた大化改新以来の中央集権化政策が具体的な施設として表出したものだったのである。そしてこれ以降、鞠智城は律令国家の地方支配とともに浮沈していく。

Ⅱ期において、城の施設が充実するとともに、多くの人員が配置されたことがわかっているが、これは前掲の文武天皇二年の繕治と関わりとみられ、大宰府の管理下で、隼人に対する軍事行動の拠点として活用されたと推定される（佐藤二〇一四・菊池二〇一四）。

なお、後に薩摩国・大隅国となる地域が隼人に対しての前線であったのに対し、肥後国北部に位置する鞠智城は距離があまりすぎることから、実際には肥後国南部に拠点を想定し、大宰府と前線とを結ぶ二段階の支援拠点を想定する見解もある（五十嵐二〇一五）。

【史料6】『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉条

丁酉、先是、征_レ薩摩隼人_一時、_二禱_二祈大宰所部神九处_一、_三実頼_二神威_一、_四遂平_二荒賊_一。爰奉_二幣帛_一、以賽_二其禱_一焉。唱_二更国司等_一（今薩摩国也）言、於_二国内要害之地_一、_三建_レ柵置_レ戍守之_一。許焉。

大宝二年には隼人征討の事後処理として、薩摩国に防衛拠点を設置することが提起されており、当時の前線は南方に進んでいたことがわかる。鞠智城が直接隼人の脅威にさらされる位置にはなかったという点は首肯しうるものであり、この段階では稲穀・武器などの収納施設としての性格を強めたであろう。

天平期の正税帳からは、兵家稻^{（三）}や軍団糶^{（四）}といった特殊な財源・蓄積の存在が知られる。これらは大税（正税）とは別に、兵部省の管理下で運用されたものと考えられている（吉永二〇〇七）。そして鞠智城の繕治前後の情勢をみれば、八世紀前半期の鞠智城に蓄積された稲穀には、右のような軍事財源というべきものが多く含まれたと考えるのが自然であろう（堀内二〇一八）。

八世紀半ばには軍事行動を伴う強圧的な対隼人政策が停止された（菊池二〇一四）。しかし鞠智城は廃止されることなく、むしろ収納施設としての機能を拡充していく。収納施設としての鞠智城に注目するとき、関連するのが次の史料である。

【史料7】『延暦交替式』和銅元年（七〇八）閏八月十日太政官符

太政官符。大税者、自今已後、別定_二不動之倉_一、以_二為_二国貯之物_一。〈郡別造_二鑑一勾_一〉。国郡司等各税文及倉案、注_二其人_一・時_一・定倉_一。〈後檢_下校欠徵所_二連署_一人_上〉。

和銅元年閏八月十日

和銅元年、著名な不動穀制が開始される。全国的に、稲穀の蓄積自体は不動穀制以前から行われていたとみられるが（藺田一九五七）、八世紀前期に鞠智城内の収納施設拡充が図られた背景には、このような律令国家による稲穀蓄積政策を想定することができるだろう。

正倉は多く郡家などに付随して置かれたが、中には郡家とは別に置かれた例もあり、また正倉にはその管理・運営のための官衛が附属することもあった（山中一九九四）。八世紀における菊池郡家やその関連遺構とされる遺跡が鞠智城の南の菊鹿盆地に複数確認されており（熊本県教育委員会二〇一二）、鞠智城もこれらと関連しな

から収納に特化した官衙として運用されたかと思われる^(五)。

天平九年度長門国正税帳に「右、所^二以不^レ進^三不動倉鑑^一者、依^二今年国裏疫病^一、不得^レ加^三不動穀^一。仍不^レ進^二上件鑑^一、如^レ前。^(六)」との注記があることからわかるように、蓄積された稲が正倉を満たすと、正倉にカギがかけられて不動倉とされた。そのカギを中央に進上させたことは、郡司ら在地豪族の影響を受けやすい地方財源としての稲を中央財源として封じ込めるといふ理念的な意義を持つたとされる(渡辺一九八九)。さらに、カギの集約という象徴的な行為は、天皇を最高の首長とする律令国家の天皇制イデオロギーを体現するものであるといわれる(平野一九八四・大津一九九九)。

また、稲穀の蓄積に加え、出挙にもクラが関わっていることにも注目したい。七世紀において出挙はクラを拠点に在地豪族によって行われ、クラそのものが権力の象徴となっていた。そしてこのような在地豪族らの有した稲の頒布という行為を収公したのが律令制下の公出挙であった(三上二〇〇五)。この点でも、地方に設置された倉庫施設には、単なる収納機能以上の意義が認められる。

かつて在地豪族の有した防衛施設的な集落を収公して築城された鞠智城は、戦時に備えた蓄積機能をもとに、律令国家の地方における収納施設として展開した。そして正倉を有するという事実は、単なる食料の備蓄を越えて、律令国家の支配理念に関わる重大な意義を持つていたのである。前節でみたように、鞠智城の設置を含めた七世紀の防衛体制が、実は孝徳朝から続く中央集権的国家体制整備の一過程でもあったことを踏まえれば、鞠智城は繕治前後でその機能こそ転換するものの、本質的な意義は一貫していたといえるのではないだろうか。そしてこれ以降、在地豪族からの支配権収公と

いう律令国家の理念を体現する施設として維持されていくことになったのである。

(二) 鞠智城の築城と律令軍制の形成過程

次に、八世紀前半までの鞠智城の軍事面に注目して検討していく。鞠智城の軍事行政における位置付けを検討するうえで、当然その起点は白村江敗戦と鞠智城の築城に求めねばならない。その築城の契機からいって、唐・新羅の脅威を想定した天智朝の一連の防衛政策の一環であったことは疑いないが、さらに前節で述べたように、鞠智城が在地豪族の有した防衛施設的な集落を接収して設置されているらしい点に注目したい。

石母田正氏が述べたように、八世紀の律令国家へと結実する中央集権化政策は国際的契機を前提としたもので(石母田一九七一)、先に述べたとおり、天智朝の中央政府は白村江敗戦という最大の危機をてこにして地方支配を推し進めたのであり、またこれは孝徳朝に始まる中央集権化に連なるものでもあった。軍制面に着目すれば、国造軍から評制軍、そして律令軍団制への展開はすでに多くの研究によって明らかにされているが、特に山城の造営のための在地における労働力編成が中央政府による民の把握を進展させたとする下向井龍彦氏の指摘は重要であろう(下向井一九九一)。後の評督や郡司のような在地豪族由来の地方官が、中央政府の支配に組み入れられることにかえって支配力を拡大する面があった(山口二〇〇四)ように、築城という中央主導の大規模造営事業への協力は在地豪族らの中央政府への依存を強めることになっただろう。

さらに、天武朝にみえる次の記事にも注目すべきである。

【史料8】『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）十一月丙午条

丙午、詔四方国曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弩抛之類、不_レ應存私家。咸収于郡家。

在地豪族の有する軍隊指揮具（大角小角、鼓吹幡旗）を「郡家」（評家）に収納するものであり、まさに在地豪族からの軍事指揮権収公を象徴する政策であった。そして肥後国においては、その拠点として鞠智城が機能したことも十分に考えられるだろう。従来、九世紀の史料上に見える兵庫を鞠智城築城以来の軍事施設として評価することが多いが、先に述べたクラのあり方を考えるとき、鞠智城の兵庫もまた、律令国家による軍事権の掌握を象徴する施設として存在した時期があったと考えてもよいのではないだろうか。

ところで、天武朝以降には軍事指揮権の収公と同時に、画一的な地方軍制の形成に向けた政策も重ねられていた。

【史料9】『日本書紀』天武天皇十年（六八一）三月甲午条

甲午、天皇居新宮井上、而試發鼓吹之声。仍令調習。

【史料10】『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）十一月丁亥条

十一月甲申朔丁亥、詔諸国習陣法。

【史料11】『日本書紀』持統天皇七年（六九三）十二月丙子条

十二月丙辰朔丙子、遣陣法博士等、教習諸国。

中央における鼓吹の訓練を前提に、諸国の軍事訓練を進めたこともわかる。ところで律令軍団制成立以前には、このような訓練はどことで行われたのかはつきりしない。鞠智城内では大規模な歩兵の陣法訓練に適さないようにも思われるが、あるいは歩兵に指示を伝えるための鼓吹の訓練が行われた可能性もあろう。

鞠智城Ⅰ期は律令国家軍制の形成期でもあった。鞠智城内の施設

はさほど充実していなかったとされるから、あまり積極的な役割を想定しすぎない方が良いだろうが、築城の背景をふまえると、地方支配・地方軍制の形成に相応の役割を期待されたものと考えられる。

（三）律令制下の軍事行政

このような鞠智城の役割が一挙に拡大したのがⅡ期であった。前節でみたとおり、鞠智城の施設は充実し、明らかに南方への支配拡大のための拠点として整備されている。そして鞠智城は大宝律令に「筑紫城」として組み込まれるのである（大高二〇一三）。

律令制下で軍事施設の管理体系の頂点に位置するのは兵部省であった。

【史料12】養老職員令24兵部省条

兵部省（管司五）

卿一人。〈掌、内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、

朝集、祿賜、假使、差發兵士、兵器、儀仗、城隍、烽火事。〉

大輔一人。少輔一人。大丞一人。〈掌、准式部大丞。〉少丞

二人。〈掌同大丞。〉大録一人。少録三人。史生十人。省掌

二人。使部六十人。直丁四人。

その職掌に「城隍」とあるのが筑紫城すなわち大野城や鞠智城などを指すことはすでに大高氏により明らかにされている。しかし実際には大宰府（七）・国司（八）の職掌にも「城牧」とあり、実際の管理は現地の官司で行われたとみられる。それゆえ、『令集解』職員令24兵部省条で「城隍」に付された穴記の説によれば、兵部省は帳簿によって把握するのみだったとされている。

そこで、鞠智城のような山城を含め律令国家に城として把握され

た施設がどのように維持されたのかが問題となる。大高氏は、日唐律において防衛用の外郭を有する施設に関する規定^(五)の比較から、唐に存在した鎮・戍という辺境防衛組織が日本律令には継受されなかったことを明らかにし、筑紫城こそが外郭施設を有する軍事施設であったとした(大高二〇一一・二〇一二)(一〇)。

兵部省の「城隍」という職掌は、唐の尚書兵部に由来する。

【史料13】『唐六典』卷第五尚書兵部 職方郎中・員外郎条

職方郎中・員外郎掌「天下之地図及城隍・鎮戍・烽候之数」、弁^二其邦国・都鄙之遠邇及四夷之帰化者^一。凡地図委^二州府^一三年一造、与^二板籍^一偕上^レ省。

唐では長官である兵部尚書のもと、分曹の一つ職方郎中が軍事施設の管理を担っていた。ここでは州県や鎮・戍の設備が把握され、さらに三年ごとに地図も更新されたのである。兵部尚書についても「山川要害之図^(二)」を把握するとされ、陸続きで脅威に接する唐に相応しい国土防衛業務を担っていた。

一方兵部省については、地図に関する職掌はなく、諸国からの報告により城の状態を知るようだが、その周辺地形など城の配置や運用には必ずしも関心は強くないようである。勿論『肥前国風土記』にみえるように、城の所在地と周辺情勢程度は認識していたであろうが、例えば前掲【史料6】にみえるように、現地国司らの裁量を前提に城の新設と既存の城の把握を行ったのではないかと推定される。そしてその把握の目的としては、先に述べた兵家稲の運用があっただろう。兵部省は各地の軍事施設の維持に兵家稲が適切に運用されていることを確認することで、大宰府や国司を介した軍事行政を統制していたのである。

これと同様の運用方式が想定され、かつ全国的に展開した兵部省系の施設として駅家がある。永田英明氏によれば、兵家稲と同じく兵部省の管理下にあったとされる雑官稲に駅起稲があり、その運用を記載した駅起稲帳^(三)が恐らく兵部省に提出されていた(永田一九九七)。律令国家の交通は駅伝制として知られるが、郡家に属する伝制に対して、駅家は財源においても相対的に自立していた(大日方一九八五)。駅家は国司のもとに置かれて兵部省被管の兵馬司に管理されており、緊急時の軍事的伝達網として機能する点では烽と同様であろう。

律令国家成立当初、地方における軍事施設の運用のために、律令国家は一面では在地豪族に依存しながらも、独自の財源を設定するなどして安定化を図ったのであった。そしてこのような施設と財源の帳簿による把握・監査によって国司を統制することこそ兵部省の軍事行政のあり方であり、永田氏の言葉を借りれば兵部省勘会制というべきものであった。そして筑紫城として律令内に位置付けられ、また城内に兵家稲という軍事施設経営の独自財源を保有することによって、鞠智城は兵部省の軍事行政体系に包摂されたのである。

ところがこの兵部省勘会制は、財源の運用と施設の維持を結局は国司に依存するという弱点を抱えていた。それは兵部省の独自財源が失われることで顕在化してくる。次章では、兵部省勘会制が大きく後退する八世紀半ばについてみていきたい。

二. 収納施設としての鞠智城と管理行政の再編

本章では、八世紀半ばを中心とする時期、鞠智城の編年ではⅢ期にあたる時期をみていきたい。まずは律令国家の地方支配の進展と

鞠智城の施設との関わりを確認する。

(一) 正倉院としての鞠智城

Ⅲ期に入り、鞠智城内の施設が礎石建物に建て替えられていくのも、律令国家の不動穀制の展開と一致している。渡辺晃宏氏は天平八年(七三六)の薩摩国正税帳の分析から、律令制支配の浸透とともに稲穀蓄積も進展し、不動倉が増加したとする^(二二)(渡辺一九八九)。さらにこの時期には、郡稲をはじめとして各種の費目ごとに財源を設定され、出挙によって運用されていたいわゆる雑官稲が、天平年間に正税へと一元化されていた。

【史料14】『続日本紀』天平六年(七三四)正月庚辰条

庚辰、勅、令_下諸国雑色官稲、除_二馱起稲_一以外、悉混_中合正税_上。

【史料15】『続日本紀』天平十一年(七三九)六月戊寅条

六月戊寅、令_三諸国馱起稲、咸悉混_二合正税_一。

先にみた兵家稲についても、伊豆国正税帳には「依_二兵部省天平十一年九月十四日符_一混合」の注記があつて、天平十一年には正税へと統合されているのである(官稲混合)。これにより、鞠智城に置かれた稲穀収納施設は、基本的に田租や正税を収納した正倉へと一元化されたと考えてよいだろう。

なお、兵家稲混合の背景には、天平七年(七三五)からの疫病流行を受けた社会復興政策として、軍団兵士制が停止されたことがある(吉川二〇〇六)。

【史料16】『続日本紀』天平七年八月丙午条

丙午、大宰府言、管内諸国、疫瘡大発、百姓悉臥。今年之間、欲_レ停_三貢調_一。許_レ之。

【史料17】『類聚三代格』卷十八軍毅兵士鎮兵事 延暦二十一年

(八〇二) 十二月太政官符所引天平十一年五月二十五日兵部省符

兵部省去天平十一年五月廿五日符偁、被_二太政官符_一偁、奉_レ勅、

諸国兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸国

等兵士依_レ常勿_レ改者。

西海道は対外防衛の前線であることから、軍団兵士制停止の対象外となっているが、そもそも疫病が西海道から発したことを考えれば、その甚大な被害により西海道諸国に置かれた軍事施設の運営も見直された可能性はある。

【史料18】『続日本紀』天平十一年六月癸未条

癸未、縁_レ停_三兵士_一、国府兵庫、点_二白丁_一、作_レ番令_レ守之。

軍団兵士制停止地域では、兵士に代わり白丁を動員して、国府や兵庫など最低限の守衛を確保している。これを参考にすると、すでに隼人との大規模な戦闘も終結し、隼人と直接接することもない鞠智城では、最低限兵庫・正倉の守衛が行われれば足りたのであり、配置する人員の大幅な縮小が行われたはずである。Ⅲ期になって鞠智城内の土器出土量が激減する背景には、隼人に対する軍事行動の終結とそれに続く大宰府管内の疫病を想定することができるだろう。

人員を縮小する一方で、収納施設としての機能が強化されたことについては、律令国家によるイデオロギー政策としての賑給が正倉の動用穀などを財源として行われたことも見逃せない。飢饉や災害のほか、天皇の即位のような国家的大事に際して行われた賑給は、社会政策であつただけでなく、律令国家のイデオロギー政策でもあつた(寺内一九八二)。そして正倉に蓄積された田租を財源とすることには、天皇の財源としての正倉からの給付という意義があつ

た（武井二〇一一）。鞠智城に多くの人員を割いて軍事施設として維持する必要性は低下しても、社会政策・イデオロギー政策の拠点として稲穀蓄積機能を維持・拡大することは要求され続けていたのである。

八世紀半ばから後半には次のような指示が出されている。

【史料19】『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅

勅、諸国正倉、如_レ理不_レ造、多有_二破壊朽損_一。税穀亦就_二村里_一、借_二用他倉_一。自今以後、勤加_二修蓋_一。若有_二怠緩_一、国郡官人、依_レ法科_レ罪。

天平勝宝元年八月四日

【史料20】『続日本紀』天平神護二年（七六六）九月戊午条

九月戊午、勅、比見_二伊勢・美濃等国奏_一、為_レ風被_レ損官舎数多。非_二但毀頽_一、亦亡_二人命_一。昔不_レ問_レ馬、先達深仁。今以_レ傷_レ人、朕甚_レ悽歎。如聞、国司等、朝委未_レ称、私利早著。倉庫懸磬、稲穀爛紅。已忘_二暫勞永逸之心_一、遂致_二雀鼠風雨之恤_一。良宰蒞_レ職、豈如_レ此乎。自_レ今以後、永革_二斯弊_一、宜_レ令_下諸国具_レ録_二歲中修理官舎之数_一、付_二朝集使_一、毎年奏聞_上。国分_二二寺亦宜_レ准_レ此。不_レ得_下假_二事神異_一、驚_中人耳目_上。

律令国家は八世紀後半においても、諸国の正倉を維持することに強い関心を示していたのである。その背景として、時代は下るが次の史料が注目される。

【史料21】『類聚三代格』卷十二正倉官舎事 承和九年（八四二）

二月二十五日太政官符

太政官符

応_レ修_二理_一正倉_一事

右案_二太政官去延暦廿四年四月四日符_一、右大臣宣、奉_レ勅、奉_二為崇道天皇_一諸国造_二正倉_一、收_二納正税_一者。仍須_下国司掾已上一人專_二当其事_一、郡別造_レ倉納_中稻冊束_上。其造制者准_二納物数_一、所_レ須料者宜_レ用_二正税_一者。今被_二正三位行中納言兼左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣_一、奉_レ勅、件倉若有_二損失_一者隨即修造。自外之事_一依_二前符_一。

承和九年二月廿五日

崇道天皇すなわち早良親王のために、諸国に正倉を置いて正税を納めたことがみえる。大津透氏は、全国の郡に正倉を設置して稲を納めるという行為と天皇とは不可分の関係にあったことを指摘しており（大津一九九九）、傾聴すべき見解である。

従来鞠智城が維持され続けることについて、食料備蓄機能を指摘する研究は多い。しかし正倉の存在それ自体の有する意義を考えるとき、律令国家のイデオロギー政策の一環として、一度設置された正倉、特に不動倉などを容易に廃止することはできず、これを維持すること自体に意義を見いだしていた可能性を指摘しておきたい。

（二）兵部省勘会制の後退と官舎としての鞠智城

天平十一年に駅起稲や兵家稻といった固有財源を喪失したことは、兵部省勘会制に大きな影響をもたらした。官稻混合それ自体は、兵家稻などの安定的な運用を可能にする積極的な措置と評価できるが、これにより軍事施設の維持など兵部省の軍事行政は、民部省による正税管理に全面的に依存する状況となった（永田一九九七）。ここに兵部省勘会制は大きく後退し、実質的には民部省勘会制に包摂されることとなったのである。この頃から、律令国家の軍事行政

が一般の地方行政、特に財政の中に取り込まれる傾向を生じたものと考えられる。

このように地方軍事行政が容易に一般地方行政に統合されたのは、律令国家の財政構造の特徴による。一九九九年の北宋天聖令の発見と、二〇〇六年の公刊により、日唐律令制の比較研究は急速に進展した^{二四}。なかでも発見された篇目に賦役令が含まれたことで、日唐間の財政構造の相違が浮き彫りにされてきた。それによると、唐の財政構造は、中央の度支を中心として、中央政府の運営費や本土の軍事費などについて予算を編成し、各官司・各地方の必要量の割り当てに応じて、全国から徴収された調などが生産地から消費地へと廻送（外配）されたのである（大津一九八六・武井二〇一〇）。これに対し、日本律令制では唐令に特徴的であった外配規定を欠き、地方軍事行政の経費は全面的に諸国の財政に依存するものであった（武井二〇一〇）。

そもそも律令国家の地方支配は、郡司をはじめとする在地豪族の支配力に立脚していたことはよく知られている。そして行政・軍事の未分化な評は、大宝律令において郡司（行政）と軍毅（軍事）に分化した（橋本一九七三）。そしてこれら郡司・軍毅に対する指揮・統率を行い、中央政府による在地豪族からの支配権収公を担ったのが国司であった。その結果、軍事行政と一般行政とは国司において統合され、これを中央の八省がそれぞれの管掌事項によって分担・監査していたのである。このようにみると、兵部省の勘会業務が民部省勘会制に一元化されるのは、行政手続の合理化といえる。

このようにして、地方に置かれた軍事施設は、民部省―国司による管理体制のもと、恐らく通常の官舎と同様に管理されるように

なったのである。ところで、前章で兵部省による軍事施設の把握は帳簿上の管理であるとすゝる穴記の説をみたが、この帳簿に相当する文書は、管見の限り史料上に現れないのである。兵家稲の混合以降、兵部省による軍事施設の管理はほとんど実効性を持たなくなってしまうたのではないだろうか。

律令制に組み込まれた筑紫城についても、同様の状況が想定されるが、鞠智城に注目するとき、その管理の主導権が大宰府にあるのか肥後国司にあるのが問題となる。私見では、肥後国司が正税を運用して管理し、これを大宰府が正税帳の監査を通じて把握するという関係を想定する。春名宏昭氏によれば、大宰府は中央の八省に類する構成で、管内諸国に対して公文勘会を通じて強力な統制を行うべき存在であったという（春名一九九七）。特に八世紀半ばには隼人に対する軍事行動の終息もあり、鞠智城に大宰府官人が直接出向する必要も薄い。大宰府から距離のある鞠智城は、前節で述べたように官舎・正倉としての性格を強めていたこともあって、肥後国司からの行政報告を通じた管理になっていたであろう。

このようにして、鞠智城は肥後国司のもと、官舎として把握されることとなり、兵部省の監督下を離れたものと思われる。一方前掲【史料20】にみえるように、官舎についてはむしろ管理の強化が指向されていたが、これは現地における官舎維持の不十分な実態をふまえていることにも注意を要する。これ以降、官舎として把握された鞠智城は、国司による管理不徹底という律令国家全体の傾向の中で、徐々に衰退していくことになるのである。

三. 地方支配の転換と鞠智城の廃絶

本章では、鞠智城が下降傾向に転じて廃絶に向かうⅣ期・Ⅴ期についてみていく。この時期は律令国家全体においても地方支配の質が顕在化する時期であり、鞠智城が全国的な行政のあり方を反映して衰退していくことが知られるであろう。

(一) 稲穀蓄積の後退

これまでみてきた通り、七世紀末から八世紀にかけて、鞠智城は律令国家による在地豪族の支配権収公を体現する施設として維持されてきた。その中心的施設はやはり正倉である。

Ⅳ期に入っても正倉は維持された。礎石建物が大型化し、同時期の太野城と同規模の正倉が建てられたことは、律令国家が鞠智城の正倉に依然として関心を抱いていたことを示す(矢野二〇一八)。またこの時期には鞠智城内で再び土器が現れる。一方この頃から管理棟的な施設や貯水池など、官衙としての鞠智城の機能は低下していき、ついにⅤ期には鞠智城自体の廃絶を迎えるのである。

Ⅳ期に鞠智城内で土器が確認され、文献史料上にも再び鞠智城が現れることについて、従来は九世紀の新羅海賊問題や、鞠智城周辺地域の治安悪化などを理由として説明されてきた(加藤二〇一六・野木二〇一七)。特に有明海周辺地域で新羅と通謀した反乱計画がみられたこと^(二五)や、実際に大宰府管内に襲撃が起こったこと^(二六)などからも、対外的危機が現実味を帯びていたことは事実であろう。とりわけ寛平五年(八九三)に肥後国飽田郡への襲撃が発生した^(二七)ことは重大な影響をもたらしたと思われる。また、向井一雄氏は、肥後国における公営田制との関連を指摘し、生産された稲穀を保管するにあたり、群盗の脅威から守りやすい鞠智城が利用されたので

はないかとする(向井二〇一四)。

新羅海賊や国内の群盗など、防衛・治安に鞠智城の存続理由を見いだす見解は、九世紀半ば以降に関しては首肯しうるものの、八世紀後半から九世紀前半にかけて鞠智城が存続したことを説明するのが難しい。貞観年間頃までの西海道の防衛政策は大宰府・鴻臚館を中心にしており(加藤二〇一六)、八世紀後半から鞠智城が一時的に停廃されていたとの見方もある(向井二〇一四)。

しかし、鞠智城を正倉院として評価するとき、前章でも述べたように律令国家は一貫して官舎・正倉の維持を図っているのであるから、鞠智城の一時的な停廃を想定する必要はない。むしろ【史料21】において確認したように、少なくとも中央においては、天皇権力と密接に結びついた施設としての正倉は、九世紀に入ってもなお維持されるべきものと認識されていた。そして実際にも、中央政府は地方の正倉を維持すべく指示を発していたのである。

【史料22】『類聚三代格』卷十二正倉官舎事 延暦十年(七九二)二月十二日太政官符

太政官符

応_レ造_二倉庫_一事

右被_二右大臣宣_一偁_レ奉_レ勅、如_レ聞、諸国倉庫犬牙相接。縦一倉失_レ火者、百庫共被_二焚燒_一。於_レ事商量、理不_レ合_レ然。今欲_レ改_二旧倉_一、恐勞_二百姓_一。自今以後、新造_二倉庫_一、各相去必須_二十丈已上_一。地有_二寛狭_一随_レ便議置。但旧倉者修理之日亦宜_二改造_一。

延暦十年二月十二日(統紀第卅冊)

八世紀末、中央政府は諸国の正倉があまりに過密に設置されたため

に、火災の被害が拡大することを指摘して、その設置に指針を与えている。加えて、従来の正倉についても修理の日に改造することとし、正倉の維持を図ったのである。少なくとも中央政府の認識として、鞠智城内の正倉を廃止する必要性は薄いのではないだろうか。

なお、IV期には鞠智城内に大野城と同規格のクラが建てられており、その背景に米の生産量増加が想定されている（矢野二〇一八）。九世紀における肥後国は大宰府管内随一の生産力を有しており、菊鹿盆地における生産物集約の拠点として鞠智城を維持する意義は失われていない（二八）。

一方で、八世紀末以降には全国的に財政支出が増大する傾向を生じた。延暦期には、不動穀の蓄積も、疫病に苦しんだ天平期に続いて二度目の停滞を迎えることになる（一九）。

【史料23】『類聚三代格』卷八不動動用事 大同三年（八〇八）八月三日太政官符

太政官符

応_下年中雜用停_レ用_二新穎_一先盡_中旧穀_上事

右檢_二拋令条_一、凡貯積者稻穀粟支_二九年_一。又太政官去天平十二年八月十四日符偁、其官用使用_二遠年不動穀_一。天平宝字七年三月廿五日符偁、不動倉鈎匙自今以後進_二上於官_一。但穀

有_レ須_レ用、臨_レ時請_レ之者。然則貯支之事既立_二三年限_一。雖_レ曰_二不動_一必有_レ可_レ用。而諸国司等不_レ存_二公平_一、頃年所_レ行既乖_二令格_一。遂令_下遠年旧穀徒損_二倉中_一、救_レ急之儲誠非_中其資_上。今被_二右大臣宣_一偁、奉_レ勅、宜_下自今以後、年中雜用除_二進_レ官春米_一以外、停_レ用_二当年新穎_一、先盡_二遠年不動_一、当年所_レ輸新穀即委以為_中不動_上。但論定本穎及公廩等之類、並依_二

大同元年八月廿五日符_一収_レ穎。

大同三年八月三日

国司は財政支出に乗じて、本来使用すべき旧年の不動穀ではなく、新たに収納した穎稻を使用していたという。ここで、支出に際しては不動穀を開用することが前提となつて注意したい。諸国の不動穀は中央財源として消費される傾向にあったのである（渡辺一九八九）。特に八世紀末以来の調庸未進を補うための正税による必要物の交易や、九世紀に拡大する中央官人らへの給付財源としての不動穀の消費は、蓄積された稲穀の減少を早めただろう（早川一九六五・武井二〇一〇）。

このような稲穀消費の拡大と並行して、地方支配の基本的なあり方も変化していた。律令国家は在地豪族から国司に支配権を収公することで、中央政府の意向を末端まで直接実現させうる体制を形成し、地方における官僚制的な支配を浸透させていった（吉田一九八二・大津一九九三）。しかしこれにより、従来の在地豪族に依存した租税の収取は困難となり、調庸の違期・未進などの弊害を生じたのであった。中央政府は当初国司統制をもつて臨んだが、九世紀半ばには積極策を打ち出さなくなり、正税支出による必要物の貢納が定着した（吉川二〇〇六・武井二〇一四）。

こうして地方財源の中央財源への転化の過程で正税や不動穀の消費が進んでいくこととなる。そして中央政府は地方における租税収取を維持するために、郡司以下の在地勢力に対する国司の支配力を前提として権限と責任を国司官長へと集中させていき、九世紀後半に受領制が形成されていく（佐藤二〇〇二）。同時期に奈良時代の天皇による宗教的・呪術的権威による支配からの脱却が進み、地方

において正倉はかつてのような權威の象徴ではなく、実際のな財源となつていたのである^(三〇)。そして中央政府が正倉の維持を命じるにもかかわらず、実際には他の官舎と同様に十分な管理がなされない状況は拡大していく^(三一)。

(二) 正倉の無実化と鞠智城の廢絶

さらに九世紀後半には、各地の正倉・不動倉の形骸化が一層進展した。

【史料24】『類聚三代格』卷八不動動用事 貞觀八年（八六六）十二月八日太政官符

太政官符

應^レ禁^三制^三輒^三開^三用^三不動^三穀^一事

右不動之物国家貯積、非^レ有^二官符^一何輒開用。而頃年之間、諸国司等寄^三事^三公用^一、不^レ待^二報符^一、且言且開。須^下加^三科^三責^一令^上慎^二將來^一、官量^三權宜^一、許而不^レ責、積習為^レ常。寔可^二懲肅^一。右大臣宣、奉^レ勅、宜^二早^下知^レ莫^レ令^三更^三然^一。若猶不^レ悛、科以^三違^三勅^一、不^二曾^二寬宥^一。

貞觀八年十二月八日（三代実録第十三）

国司は公用と称して不動穀を消費していたことが述べられている。そしてこれは不動穀に限らず、正税をはじめとした地方財政一般にあてはまる状況であった。国司は任国での造営事業に際して、中央に過大な支出を申告する^(三二)などの不正を行っていたのである。また、次のような史料もある。

【史料25】『類聚三代格』卷八不動動用事 寛平三年（八九一）八月三日太政官符

太政官符

一、應^レ令^下開用不動穀遺不^レ加^三動用^一後年委填^上事

右得^二民部省解^一備、主税寮解備、不動穀者、遠年之備、非常之備、尋常之時不^レ可^二輒用^一。而或国称^レ不^レ足^二例年雜用^一、申^三請^三件^一穀^一指^レ倉開用。假令可^レ用^三千斛之穀^一、猶開^三万斛之倉^一。遺九千斛皆為^二動用^一。元來為^レ例、所司無^レ責。不動減少職此之由。式云、穀未^二下^下盡^一不^レ得^二除^二耗^一。然則迄^二下^下盡日^一可^レ謂^三不動^一。而多許之遺、更為^二動用^一、求^二之^一政途^一頗乖^二公平^一。望請、自今以後、開用倉遺猶為^二不動^一、其所^レ用之穀後年必令^二委填^一。又開^三用^三不動^一事須^三先^三盡^一遠年^一。而或国寄^三言^三納^三倉^一破損、申^二開^二近年^一不動^一。須^下修^三理^三其^一倉^一如^レ旧^上委納^上。而開用之後、秩限已滿、不^レ加^二修^二理^一亦無^二委填^一。遂使^三新^三穀^一之資好充^二用途^一。九年之貯一時永絶。推^二之^一物情^一、亦乖^二理^一途^一。重望、殊施^二嚴^二制^一一切禁制者。省依^二解^二狀^一謹請^二官裁^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。但開用遺穀率^二於本數^一、不^レ足^二五^二分^一之^一、不^レ可^二更^二勞^二委填^一。不^レ得^下偏^二恃^一此事^一每^レ倉置^上遺。若不^二遵^二行^一返^二却^二稅^一帳^一。

(中略)

以前条事如^レ右。宜^下依^レ件^上行^上之。

寛平三年八月三日

国司は一度不動穀を開用すると、僅かな支出であっても、正倉に残された穀を動用穀として容易に持ち出したのである。

また、里倉の増加も正倉の空洞化を進めたとされる。国司は交替時に官物未納の指摘を受けるのを避けるため、正税出挙の本稲やその利稲が百姓の私倉に保管されているとする里倉の概念を持ちだし

た。そこでは百姓の私的な蓄財を里倉への納入として、未進の事実を覆っていたのである（坂上一九八五）。里倉の登場は九世紀初頭にまで遡り、これのために郡家などの正倉が内実を失って消滅に向かったとされている（佐藤二〇〇二）。

以上は全国的な傾向であるが、大宰府も同様の事態を避けられなかっただろう。九世紀初期には大宰府が管内諸国への正税帳勘会の実効性を低下させる一方、九世紀後半から大宰府自身が受領化し、中央政府と乖離していった（佐々木一九八四・西別府一九九一）。結局、九世紀の対外的緊張などにより、鞠智城が一時的に注目されることはあったにせよ、九世紀から一〇世紀にかけての官舎・正倉の無実化を止めることはできなかったのである。

一般に、八世紀後半から九世紀にかけて、国府の施設が整備されてその機能が拡大され、郡家は一〇世紀に入ると遺構が存続せず、衰退していったとされる（山中一九九四）。その背景にはこれまでみてきた不動穀・正税の消費と正倉の無実化がある。鞠智城は一〇世紀半ばに廃絶するが、それまでには著名な『上野国交替実録帳』^(二二)にみえるように、破損・無実の正倉が残されるばかりとなったのではないだろうか。

(三) 軍団制の停廃と軍事行政の転換

鞠智城を官舎・正倉としてとらえたとき、その廃絶には鞠智城の機能面よりも、これを維持・管理する国司のあり方に問題があったことを確認してきた。そしてこのような地方への国司権力の浸透とそれに引き続く中央政府の国司統制の後退は、軍事行政に関しても全く同様であった。

鞠智城Ⅳ期は、管理棟的建物や貯水池が維持されなくなった点に特徴があるが、これは前節でみたような国司の官舎維持の不徹底に起因する。そして鞠智城の管理に大きな影響を与える出来事として、軍団制の解体を挙げるべきだろう。

延暦十一年（七九二）、三十八年戦争の最中に軍団兵士制が廃止される^(二四)。このときは蝦夷と接する最前線である陸奥国・出羽国などに加え、大宰府管内も軍団制を維持している。しかし天長三年（八二六）に至り、大宰府管内の軍団も全面的に廃止され、代わって少数の選士・衛卒と指揮官である統領が置かれることとなった^(二五)。兵士に代替する選士は全体で一七二〇人、これが四番に分かれて勤務した。大宰府に四〇〇人が充てられていることからすれば、肥後国で常時待機する人数は極めて少ないだろう。

さらに盗賊への備えと大野城の修理など従来兵士を充てていた雑務のため、大宰府に衛卒二〇〇人を置いていた点が注目される。軍防令53城陸条に定めるように、城の修理には兵士があたっていたのであり、また天平期に最低限の人数に削減はされただろうが、鞠智城の守衛と管理にも軍団兵士があたつたはずである（鈴木二〇一〇）。軍団の解体を受けながら、僅かな選士のほかに代替措置を講じられていない状況では、当然国司が兵士以外の労働力を徴発して修理にあたらねばならない。恐らくは雑徭や正税による給糧によって労働力を動員するのであろうが、前節でも述べた通り、九世紀にそうした業務が適切に行われたとは考えがたい^(二六)。

宝龜十一年（七八〇）には、天平四年に定められた大宰府管内防衛の式が大宰府と北陸道に適用されている^(二七)が、そこでは敵が上陸した際に動員された軍がまず結集すべき地点を事前に定めると

する。大宰府と西海道南方とを結ぶ要地にあり、また比較的標高も低く、兵庫・正倉を備える鞠智城は、博多湾方向に向かう軍の一時的な結集地点として好適な位置にあったろう。よって八世紀末の律令国家が軍事施設としての鞠智城を放棄する積極的な理由はない。このことから、鞠智城の廃絶の要因には、前節で挙げた正倉の空洞化と、西海道の軍団解体や国司の怠慢による管理体制の崩壊を想定するのが自然ではないだろうか。

なお、軍団兵士制の解体それ自体については、むしろ地方支配の進展の結果として評価するべきであるとされる。すなわち、国司による百姓への直接的支配の進展を背景に、旧来の在地豪族に依存した軍団という機構を解体し、国司がより広い範囲から動員することが可能になったのである(吉永二〇一五)。実際に延暦十一年の軍団制解体後も大規模な征夷軍の発遣は行われており、軍事動員そのものを放棄したわけではないのである。

しかし軍団制の解体は、軍事行政という点で大きな変化をもたらした。兵部省は兵士を名簿によって管理していたが、軍団が廃止されたことで、動員の対象は戸籍や計帳など国司が作成する一般行政用の文書に依存するしかなかったのである。ここに、天平期の官稲混合に続いて、兵部省による軍事行政の、民部省による一般行政財政への包摂はさらに一段進んだのである。

ここで重要なのは、国司が戸籍・計帳を適切に作成する限り、兵部省はこれによって動員可能な兵力を推計できるのであり、正税帳が適切に作成される限り徴発可能な物資を知ることができる、という軍事行政の全面的な国司依存が生じたことである。これらが一定の効果を持った八世紀末から九世紀初頭の三十八年戦争期は、まさ

に律令軍制の最盛期であったと評価できよう。

ところがこうした体制が早々に崩壊することは、すでに前節でみた通りである。国司に対する財政的統制と並行するように、中央政府は九世紀を通じて地方における軍事行政や軍事動員を主導する意欲を失っていく。元慶二年(八七八)に起こった著名な元慶の乱^(二八)に際して、大規模な反乱であったにもかかわらず、中央政府は現地に追討を命じるのみであって、作戦指揮や三十八年戦争期のような広域に及ぶ大規模軍事編成を行わなかった。元慶七年(八八三)の上総国における俘囚反乱に際して発せられた太政官符では「但飛駒馳伝、法令自存。自今事非^(二九)機急、勘^(三〇)拋律令^(三一)、発^(三二)遣脚力^(三三)、申^(三四)太政官^(三五)。不^(三六)得^(三七)專輒馳駟上奏^(三八)。」^(三九)と述べるように、中央政府は地方における軍事問題に積極的に関与しない姿勢を示している。さらに寛平期の新羅海賊問題に際しては、象徴的な次の記事がある。

【史料26】『日本紀略』寛平六年(八九四)四月十六日条

十六日戊申、大宰府飛駟使来著上下奏被^(四〇)給^(四一)將軍^(四二)討^(四三)平凶賊^(四四)上。即日、以^(四五)參議藤原国経^(四六)為^(四七)權帥^(四八)。

大宰府から將軍の任命と、恐らくそれに伴う広域から動員された征討軍の派遣が要請されたにもかかわらず、中央政府はついに征討軍を組織することはなかった。当事国の国司から軍事を担当させる者を選出して対処にあたらせたのであり、一〇世紀に特徴的な押領使の端緒となる(吉永二〇一五)。

このような律令国家の姿勢については、本来国家が行うべき軍事指導の放棄であるとともに、国司による軍事権の拡大でもあり(下向井一九七九)、国司による軍事指揮が機能していると評価されている(吉永二〇一五)。ここでは、国司に成果のみを要求して過程

への統制を放棄する姿勢が、財政を中心とする行政分野における受領制の形成と同時に進行していることを強調しておきたい。

中央政府主導の律令制的な大規模兵力・物資動員が行われなくなると、諸国はその軍事動員を自国の国力に頼ることになる。一〇世紀には行政機能が国府に集中することは先に述べたが、武器や食料などの軍需物資についても、国府の保有量が動員力を決したのである（寺内二〇一〇・二〇一一）。これら物資は当然国府付属の正倉や兵庫に蓄積されたであろう。このことと、鞠智城に存在した正倉や兵庫の廃絶とは、果たして無関係であろうか。里館翔大氏は、一〇世紀に肥後国府が飽田郡に常置されるに及び、鞠智城の官衙機能が相対的に必要性を低下させ、廃絶に至ったとの見通しを示した（里館二〇一九）。私見では肥後国府に集約された鞠智城の機能こそが、正倉と兵庫という築城以来の収納施設としての機能であったと考える。鞠智城の衰退は、八世紀的・律令制的な地方支配の変質を反映したものであったといえよう。

おわりに

日本律令国家は、在地豪族からの支配権収公という指針のもとで地方行政を形成した。そこでは一般行政と軍事行政とが国司において統合されており、常に一体として運用される傾向を有したのである。当初軍事施設などを維持する経費は兵部省の管理下にあったものの、これが正税に混合されたことで、軍事財政は全面的に民部省―国司のラインに依存した。さらに軍団制の解体に及び、国司は軍事動員・指揮、そして平時の軍事行政を全面的に掌握し、中央はこれを正税帳などにおいて財政的事象として把握したのである。

このような軍事行政の一般行財政への取り込みは、軍事財政を独立させて全国的に運用するという唐のあり方を継受せず、国ごとに運用する形式をとった日本律令軍事行政の必然的な帰結であった。

本稿において検討してきた地方支配の概要は右に尽きる。そして本稿は、考古学的に確認される鞠智城の変遷を、律令国家の地方支配に関する時代ごとの全体的傾向の中に位置付けながら、鞠智城が西海道・肥後国にとどまらず、律令国家の全体像を考える素材となりうる山城・官衙遺構であることを示そうと試みた。その結果、鞠智城の時期ごとの変遷は、律令国家の地方行政、そして軍事行政を多分に反映しており、いわばその縮図ともいえるべきものであったのではないかと考えるに至った。

筆者の力量不足により、右の試みが成功しているかははなはだ心許なく、また先学の成果によるところも大であって屋上家屋の議論も多いだろう。しかし、鞠智城の時代ごと、また軍事や行政における個別の機能については、すでに多くの研究が蓄積されているのであり、ここで一度、その成果を律令国家の各時代の像に結びつけてみる必要があると考え、検討を行った。

受領制そのものの展開や、大宰府管内の軍制、対外的・国内的な危機と対応など、論じ残した点は多く、今後の課題としたい。本稿で示した律令国家の地方行政・軍事行政に関する見通しが、今後の鞠智城研究に僅かでも資するところがあれば僥倖である。

注

(一) 『日本書紀』天智天皇四年八月条。

(二) 大宰・総領は吉備・周防・伊予に置かれたことが確認され、それぞれに鬼ノ城、長門城、屋島城が対応し、さらに同様の広域行政区画として畿内を想定すれば高安城がこれに対応するとされる(仁藤二〇一四)。(三) 天平十一年(七三九)度伊豆国正税帳(『大日本古文書』二、一九五～一九六頁)。

(四) 天平二年(七三〇)度紀伊国正税帳(『大日本古文書』一、四二二頁)。

(五) 鞠智城の管理主体については、大宰府による直接管理か、あるいは肥後国・菊池郡を介在させた管理か、断定することが難しいが、肥後国や菊池郡の関与を想定する見解を支持したい(佐藤二〇一四・里館二〇一九)。

(六) 『大日本古文書』二、三六頁。

(七) 養老職員令69大宰府条。

(八) 養老職員令70大国条。

(九) 養老衛禁律24越垣及城条と『唐律疏議』衛禁律24越州鎮戍等垣城条。(一〇) 日本令において、城の管理を規定した条文は次の二つである。

養老軍防令53城隍条

凡城隍崩頽者、役_二兵士_一修理。若兵士少者、聽_レ役_二随近人夫_一。逐_二閑月_一修理。其崩頽過多、交闕_二守固_一者、隨即修理。役訖具録申_二太政官_一。所_レ役人夫、皆不_レ得_レ過_二十日_一。

養老軍防令65東辺条

凡縁_二東辺・北辺・西辺_一諸郡人居、皆於_二城隍内_一安置。其営田之所、唯置_二庄舎_一。至_二農時_一、堪_二営作_一者、出就_二庄田_一。收斂訖勒還。其城隍崩頽者、役_二当処居戸_一。随_レ閑修理。

『令義解』軍防令65東辺条によれば、両者の相違は守備兵の有無であり、後者は防衛施設があっても守備兵がいらないから別の条文をたてたのだという。しかし、『令集解』賦役令37雜徭条の古記によって、軍防令53城隍条は大宝令では「若兵士少及无者、聽役人夫」とあったことが知られる。両者を守備兵の有無で区別しようとした『令義解』の説は、条文本

来の由来を知らずに付されたものなのである。

大宝令・養老令間の相違について、大高氏は大宝令段階では兵士のない山城があったと想定している(大高二〇一三)。しかし私見では、この兵士のない城というのは、唐令に由来する表現であると考えている。

『新唐書』卷五十五志第四十五 食貨五(開元二十四年(七三六)の記事に続けて)

先_レ是州県無_二防人_一者、籍_二十八以上中男及殘疾_一以守_二城門及倉庫門_一、謂_二之門夫_一。(後略)

右に掲げたのは、唐代に州県の城門守衛にあたった門夫と呼ばれる徭役労働についての史料である。これによれば、唐の州県には防人(兵士)が配置されていない場合があった。兵士がいなかったのは、当然彼らが修理にあたるはずはないから、適宜人夫を徴発することになっただろう。そしてそうした前提のもとに存在した唐軍防令文を継受したために、大宝軍防令の城隍条では兵士のない場合を規定したのである。一方で辺境の郡にも防衛施設を想定する東辺条については、州県や鎮・戍といった基本的に城壁を持つ施設とは別に、特に防衛施設を持つべき地域の規定であろう。

(一一) 『唐六典』卷第五尚書兵部 兵部尚書・侍郎条。

(一二) 駅起稻帳の提出については『続日本紀』大宝二年(七〇二)二月丙辰条や同和銅二年(七〇九)六月乙巳条にみえる。

(一三) 但し鞠智城Ⅲ期の中心を占める天平年間は、不動穀の蓄積が停滞していたとされる(渡辺一九八九)。その背景には、後述する天平年間の疫病流行が考えられる(吉川二〇〇六)。

(一四) 天聖令の紹介とその研究上の意義については大津透氏のまとめがある(大津二〇〇七・二〇一三)。

(一五) 『日本三代実録』貞観八年(八六六)七月十五日条、同貞観十二年(八七〇)十一月十三日条など。

(一六) 『日本三代実録』貞観十一年(八六九)六月十五日条には、新羅海賊が博多津に襲来して豊前国の年貢絹綿を略奪したことがみえる。

(一七) 『日本紀略』寛平五年(八九三)五月二十二日条には、同月十一日に新羅海賊が肥前国松浦郡に向かったことを大宰府が報告しており、さらに同年閏五月三日条では、新羅海賊が肥後国飽田郡を襲撃したことが報告されている。

(一八) 『続日本後紀』承和元年(八三四)五月癸亥条にみえるように、大宰府は管内諸国に分担させている府官公廩を、天長八年(八三一)から肥後国一國に依存しようとした。結局承和元年には旧に復されたとはいえ、鞠智城に何らかの形で大宰府の管理が及んでいたとすれば、その正倉を維持することは大宰府が財源を確保するためにも有意義であっただろう。

(一九) 延暦期の不動穀蓄積の停滞について、渡辺氏は征夷と造都を想定した(渡辺一九八九)。さらに吉川氏は、延暦九年の疫病流行も一因であった可能性を指摘する(吉川二〇〇六)。

(二〇) 古尾谷知浩氏の研究によると、大蔵省などの中央保管官司の場合、カギは天皇のもとにあり、これを中務省品官の監物が持ち出すことで、諸司の出納が行われた。そして出納の場には天皇の御覽を代行する中務省官人が立ち会った。これが一〇世紀に入ると、カギは天皇によらず弁官の許可によって持ち出されるようになり、いわば官僚制的な運用がなされていく(古尾谷一九九四・一九九五)。これに関して大津氏は、九世紀に入って律令制を支えていた天皇の宗教的機能が不要となり、官僚機構による自律的な運用が可能になったとの見方を示している(大津一九九九)。本稿で論じている地方のクラについても同様のことがいえるだろう。

なお、八世紀後半から九世紀には政治の場が内裏へと移ったことも、天皇と宮人(女官)にのみ許された内裏という一種のタブーからの脱却であったとされ(大隅一九九五・吉川二〇〇五)、宗教的・呪術的な天

皇の権威が外形上見えなくなっていくことはこの時期の全体的な潮流であった。

(二一) 『類聚三代格』卷十二正倉官舎事所収の弘仁四年(八一三)九月二十三日太政官符にみえるように、地方の官舎維持についてはすでに九世紀初頭から問題になっていた。

(二二) 『類聚三代格』卷七牧宰事 弘仁十年(八一九)五月二十一日太政官符。

(二三) 『平安遺文』四六〇九。

(二四) 『類聚三代格』卷十八軍毅兵士鎮兵事 延暦十一年六月七日勅。

(二五) 『類聚三代格』卷十八統領選士衛卒衛士仕丁事 天長三年十一月三日太政官符。

(二六) 『類聚三代格』卷十二正倉官舎事に収める弘仁二年(八一三)九月二十四日太政官符では、上総国の事例ながら、国司が官舎修理に人々を役使しながら給付を与えないため、延暦十九年(八〇〇)に破損が大きければ事前に申請のうえで給糧することが命じられた。ところが適切な修理は行われず、正税を必要以上に浪費する状況になったため、再び給糧を停止したという。このように、九世紀初頭より、官舎を適時修理するという中央政府の意向は遵守されなかった。

(二七) 『続日本紀』宝龜十一年七月丁丑条・同戊子条。

(二八) 元慶の乱の過程は『日本三代実録』によって知られる。その整理は中村光一氏による(中村一九九三)。

(二九) 『日本三代実録』元慶七年二月二十一日条。

参考文献

- 五十嵐基善 二〇一五 「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』三
- 石母田正 一九七一 『日本の古代国家』岩波書店
- 大隅清陽 一九九五 「九一〇世紀の日本」『岩波講座日本通史 第5巻』

- 岩波書店(一章を吉田孝氏、二章を大隅氏、三章を佐々木恵介氏が分担)
 大高広和 二〇一一 「律令継受の時代性」大津透編『律令制研究入門』
 名著刊行会
 大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一
 大津透 一九八六 「唐律令国家の予算について」『日唐律令制の財政構造』
 岩波書店 二〇〇六所収(一九八六年の論文に一九九〇・二〇〇〇年の論文を追加して所収)
 大津透 一九九三 「律令国家の展開過程」『律令国家支配構造の研究』岩波書店
 大津透 一九九九 「クラとカギ」『古代の天皇制』岩波書店 一九九九所収
 大津透 二〇〇七 「北宋天聖令の公刊とその意義」大津透編『律令制研究入門』名著刊行会 二〇一一所収
 大津透 二〇一三 「古代日本律令制の特質」『思想』一〇六七
 大町健 一九七九 「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本古代の国家と在地首长制』校倉書房 一九八六所収
 小田富士雄・坂上康俊 二〇〇六 「古代史の舞台 西海道」『列島の古代史1』岩波書店
 大日方克己 一九八五 「律令国家の交通制度の構造」『日本史研究』二六九
 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
 加藤友康 二〇一六 「平安期における鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム 二〇一五 成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会
 鐘江宏之 一九九三 「国」制の成立」笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上 吉川弘文館
 菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城」『律令国家の隼人支配』同成社 二〇一七所収
 木村龍生 二〇一八 「鞠智城の築城とその背景」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
 本木雅康 二〇一一 「大野城・基肆城と車路について」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
 熊本県教育委員会 二〇一一 『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城第8、32次調査報告―』
 坂上康俊 一九八五 「負名体制の成立」『史学雑誌』九四―二
 佐々木恵介 一九八四 「大宰府の管内支配変質に関する試論」『日本古代の官司と政務』吉川弘文館 二〇一八所収
 佐藤信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会
 佐藤泰弘 二〇〇二 「受領の成立」吉川真司編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館
 里館翔大 二〇一九 「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」『鞠智城と古代社会』七
 下向井龍彦 一九七九 「王朝国家国衙軍制の成立」『史学研究』一四四
 下向井龍彦 一九九一 「日本律令軍制の形成過程」『史学雑誌』一〇〇―六
 鈴木拓也 二〇一〇 「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一―四
 藪田香融 一九五七 「倉下考」『日本古代財政史の研究』塙書房 一九八一所収
 武井紀子 二〇一〇 「律令財政構造と軍事」『唐代史研究』一三三
 武井紀子 二〇一一 「義倉の成立とその意義」『国史学』二〇五
 武井紀子 二〇一四 「律令財政と貢納制」『岩波講座日本歴史 第3巻』岩波書店
 鶴嶋俊彦 二〇一一 「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古

代東アジアの道路と交通』勉誠出版

- 寺内浩 一九八二 「律令制支配と賑給」『日本史研究』二四一
寺内浩 一九八五 「律令地方財政の歴史的特質」『日本史研究』二七一
寺内浩 一九九四 「大帳・正税帳制度の解体」『受領制の研究』塙書房
二〇〇四所収
寺内浩 二〇一〇 「九世紀の地方軍制と健児」『平安時代の地方軍制と天
慶の乱』塙書房 二〇一七所収
寺内浩 二〇一一 「一〇一一世紀の地方軍制」『平安時代の地方軍制と
天慶の乱』塙書房 二〇一七所収
永田英明 一九九七 「駅伝馬制管理行政の変質」『古代駅伝馬制度の研究』
吉川弘文館 二〇〇四所収
中村光一 一九九三 「元慶の乱」についての一考察(上)(下)『史聚』
二七・二八
西別府元日 一九九一 「九世紀の大宰府と国司」『新版 日本の古代』三
角川書店
仁藤敦史 二〇一四 「広域行政区画としての大宰総領制」『国史学』
二一四
野木雄大 二〇一七 「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代
社会』五
橋本裕 一九七三 「軍毅に関する一考察」『律令軍団制の研究 増補版』
吉川弘文館 一九九〇所収
浜口重国 一九三三 「唐に於ける両税法以前の徭役労働」『秦漢隋唐史の
研究』上 東京大学出版会 一九六六所収
早川庄八 一九六五 「律令財政の構造とその変質」『日本古代の財政制度』
名著刊行会 二〇〇〇所収
春名宏昭 一九九七 「鎮西府について」『律令国家官制の研究』吉川弘文
館
平野卓治 一九八四 「令制監物に関する覚書」『史学研究集録』九

古尾谷知浩 一九九四 「中央保管官司におけるカギの管理」『律令国家と

天皇家産機構』塙書房 二〇〇六所収

古尾谷知浩 一九九五 「律令中央財政機構の出納体制」『律令国家と天皇

家産機構』塙書房 二〇〇六所収

北條秀樹 一九七五 「文書行政より見たる国司受領化」『日本古代国家の

地方支配』吉川弘文館 二〇〇〇所収

北條秀樹 一九八〇 「府支配と西海道」『日本古代国家の地方支配』吉川

弘文館 二〇〇〇所収

北條秀樹 一九九一 「初期大宰府軍制と防人」『日本古代国家の地方支配』

吉川弘文館 二〇〇〇所収

堀内和宏 二〇一八 「鞠智城と古代西海道の官衛・交通路」『鞠智城と古

代社会』六

三上喜孝 二〇〇五 「出挙の運用」『日本古代の文字と地方社会』吉川弘

文館 二〇一三所収

宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景」『鞠智城と古代社会』一

向井一雄 二〇一四 「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ—論考編2—』熊本県

教育委員会

森公章 二〇一七 「鞠智城「繕治」の歴史的背景」『史聚』五〇

矢野裕介 二〇一八 「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘

五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院

山口英男 二〇〇四 「地域社会と郡司制」『日本古代の地域社会と行政機

構』吉川弘文館 二〇一九所収

山里純一 一九八八 「正倉をめぐる諸問題」『律令地方財政史の研究』吉

川弘文館 一九九二所収

山中敏史 一九九四 「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房

吉川真司 一九九〇 「律令国家の女官」『律令官僚制の研究』塙書房

一九九八所収

吉川真司 二〇〇五 「王宮と官人社会」『列島の古代史3』岩波書店

- 吉川真司 二〇〇六 「律令体制の展開と列島社会」『列島の古代史8』岩波書店
- 吉田孝 一九八二 「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店 一九八三所収
- 吉永匡史 二〇〇七 「律令軍団制の成立と構造」『律令国家の軍事構造』同成社 二〇一六所収
- 吉永匡史 二〇一五 「古代国家の軍事組織とその変質」『岩波講座日本歴史 第4巻』岩波書店
- 渡辺晃宏 一九八九 「平安時代の不動穀」『史学雑誌』九八―二

氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城

溝口 優樹

はじめに

鞠智城は七世紀後半に築かれた古代山城の一つである。現在の熊本県山鹿市菊鹿町米原・木野、菊池市木野の一带には、その遺跡である鞠智城跡が所在しており、発掘調査によって多くの成果があがっている。本稿は、こうした発掘調査成果を前提に、主として文字資料の分析にもとづく歴史学の立場から、特に古代氏族の分析を通して、鞠智城が築造された背景の一端に迫ろうとするものである。

一・先行研究と問題の所在

(1) 鞠智城の概要

まずは文献史料にもとづき、鞠智城の概要を確認したい。鞠智城の史料上の初見は次のようなものである

【史料1】『続日本紀』文武二年（六九八）五月甲申（二十五日）

条

令^三大宰府繕^三治大野・基肆・鞠智三城^一。

右は大宰府に命じて大野・基肆・鞠智の三城を繕治させたというものである。このうち大野・基肆の二城については天智四年（六六五）に築造されることが知られる^(二)。しかし、鞠智城の造営については史料から確認することができない。

次に鞠智城が史料にあらわれるのは九世紀半ばである。すなわち、

天安二年（八五八）閏二月二十四日に菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴つたことを肥後国が報告したというものである^(三)。また、その翌日にも鳴つたことがみえる^(三)。そして同年六月には、菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴り、同城の不動倉十一宇が火災にあったという^(四)。さらに元慶三年（八七九）三月にも、菊池郡城院の兵庫の戸が自ら鳴つたことがみえる^(五)。

このように、八世紀における鞠智城の様相については史料から確認することができないものの、遅くとも七世紀末には築城されており、九世紀後半までは存続していたことがわかれる（途中で一時的に機能が停止していた可能性を否定するものではない）。

この鞠智城の遺跡が、菊池川の中流域、その右岸に広がる標高一四五メートル前後の「米原台地」に所在する。鞠智城跡は熊本県教育委員会などにより発掘調査が続けられ、その詳細が明らかにされてきた（熊本県教育委員会一九八三・二〇一一）。発掘調査では、鼓楼の可能性が指摘される八角形建物跡を含む七二棟の建物跡や貯水池跡、門跡などが検出されている。また遺物としては、貯水池跡から出土した銅造菩薩立像や、「秦人」の文字が記された木簡（一号木簡）などが特筆できよう。こうした発掘調査の成果を踏まえ、報告書は建物の変遷をⅠ期（七世紀第3四半期～七世紀第4四半期）、Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）、Ⅲ期（八世紀第

1 四半期後半～八世紀第3 四半期)、IV期(八世紀第4 四半期～九世紀第3 四半期)、V期(九世紀第4 四半期～十世紀第3 四半期)の五時期に区分している(熊本県教育委員会二〇一二)。

以上の考古学的な知見をうけ、鞠智城が大野・基肆の二城とおおよそ同時期にあたる七世紀第3 四半期に築かれたこと、史料上最後に確認できる九世紀後半以降も一〇〇年間近く存続したことを確認しておきたい。なお、必ずしもこの間に鞠智城が機能し続けたとは限らない。八世紀第2 四半期～第3 四半期については遺物がほとんど存在しないことから、機能を停止していたとする見方もある(向井二〇一四)。

(2) 鞠智城の築造背景をめぐる先行研究

次に、鞠智城が築造された背景をめぐる先行研究を概観したい。まず鞠智城跡に関する先駆的な研究をおこなった坂本經堯氏は、白村江の敗戦後、外寇に備えて構築された「百済式山城」の一つとして鞠智城を位置づけた(坂本一九七九)。その後も、鞠智城が白村江の敗戦をうけて唐・新羅の侵攻に備えるために築造されたとする見方は、多くの論者に継承されている(乙益一九八三、小田二〇一三、佐藤二〇一四など)。

他方、鞠智城は九州地方の勢力へ対処するために築造されたとする見方もある。例えば富田紘一氏は、白村江敗戦後の大和朝廷が、火君氏を牽制する意味で、肥後北部の穀倉地帯の中央に鞠智城を築いたとする(富田一九七九)。また木崎康弘氏は、九州における古代山城の分布などから、百済滅亡をうけたヤマト王権が、内憂回避策として筑紫君氏や火君氏、菊池川流域の豪族などを牽制するため、

それらを圍繞するように山城群を構築し、特に日置氏や火君氏など菊池川以南の勢力を対象として築かれたのが鞠智城であったとする(木崎二〇一四)。

鞠智城が九州地方の豪族への対処を目的として築かれたとする研究のなかには、特にこうした勢力による外交が倭王権によって警戒されたのだとする見方もある。例えば長洋一氏は、九州西海岸の豪族が大陸文化受容の窓口を新羅に求める可能性を中央権力が警戒し、そのような動きを牽制するため火君氏の根拠地に接して鞠智城が造営されたとする(長一九九一a)。さらに近年、柿沼亮介氏は、火葦北国造や肥君氏、水沼君氏といった有明海沿岸の勢力がそれぞれ独自の外交ルートを有していたことを指摘したうえで、王権がそれを抑えて外交権を掌握するため、大宰府とともに設置されたのが鞠智城であったとする(柿沼二〇一四)。

こうした議論においては、鞠智城そのものの機能や立地などに加え、火君氏など肥後の勢力の性格や動態が重要な問題となる。しかし肥後の勢力、とりわけ火君氏をめぐることは、分布や系譜などさらなる検討を要する点が少なくないと思われる。そうなると、鞠智城の築造と関連づける理解にも関わってくる可能性がある。

ところで、鞠智城の築造にあたって肥後の勢力がいわば「仮想敵」の如くみなされたと捉える研究がある一方、鞠智城の築造に与した存在として肥後の勢力を取り上げる研究もある。鞠智城の立地を歴史的環境から探る一環として、火国に勢力を有した肥君氏との関わりを検討した宮川麻紀氏は、古墳の消長から菊池川下流域の勢力が六世紀に減退したとみられること、肥君氏が宇土から八代へ勢力を拡大したとされる時期がそうした動きと重なること、菊池川中流域

に所在する木柑子フツカサン古墳（六世紀前半、前方後円墳）や木柑子高塚古墳（六世紀後半、前方後円墳）に置かれた石製表飾が岩戸山古墳と類似しており筑紫君氏との親和性がうかがわれることなどから、五世紀末以降に菊池川下流域の勢力が大和朝廷とのつながりを保てなくなり弱体化したのを捉え、宇土半島を本拠としていた肥君氏が筑紫君氏と結びながら未開発の菊池川中流域へ進出し、車路の源流となる道路が開発され、鞠智城が築かれる前提となったとする（宮川二〇一三）。また須永忍氏は「鞠智城に最も近い位置を本拠とした肥後の国造」として阿蘇君氏に着目し、阿蘇君氏が那津官家の修造や維持・管理において重要な役割を果たしたとしたうえで、阿蘇君氏はそうした倭王権との特殊な関係を背景として菊池郡域を含む肥後北部を阿蘇国に包括し、白村江敗戦後は阿蘇国造として鞠智城の造営に協力したとする（須永二〇一七）。

両氏の研究は、主として取り上げた氏族は異なるものの、鞠智城が築造された背景として肥後の勢力の動向を重視するものである。鞠智城は中央権力である倭王権の主導によって築造されたものではないが、こうした大規模な造営事業にあたっては、労働力編成などの面で現地の勢力との関わりが重要となる。したがって、鞠智城が築造された背景を考えるうえで、所在地周辺における諸勢力との関係を探ろうとする視点は継承すべきであろう。ただし、これらの先行研究に問題点がないわけではない。

まず宮川説については、六世紀の菊池川中流域において石製表飾をとともなう古墳を造営した勢力が筑紫君氏と結びつく点は認められるとしても、それを肥君氏あるいは筑紫火君氏とみてよいかは疑問がある。また須永説については、那津官家の「修造」にあたって阿

蘇君氏が茨田屯倉の穀を運搬するといった形で関与したことは認められるものの、「現地における中核的存在」としての位置を占めたかは疑問がある。また、国造制下において後の菊池郡域が「阿蘇国」の一部であったとする点も明らかでなく、鞠智城の築造において阿蘇君氏が果たした役割も明確でない。このように、鞠智城の築造にどのような勢力が関与したか十分に解明されていないのだが、そもそも鞠智城の所在地周辺にどのような勢力がいたか不明な点に原因の一端があるように思われる。

これまでも、周辺勢力との関わりから古代山城を捉える研究がおこなわれてきた。例えば向井一雄氏は、有明海沿岸や吉備では六世紀代の有力古墳群を故意に避けて古代山城が選地されており、在地勢力による築城とは考えにくいことを指摘している（向井一九九一）。また周辺遺跡との関係から古代山城と地域勢力の関係を検討した乗岡実氏は、古代山城の立地は特定の在地勢力との相関性が見出し難い一方、官道をはじめとする「畿内政権」による施設との接近性が強い点を指摘している（乗岡二〇一〇）。さらに、こうした視点から鞠智城の立地を捉える試みもある。すなわち向井氏は鞠智城の立地に関して、所在地の菊池郡には古墳時代の全期間を通して前方後円墳が築かれていない一方、瀬戸口横穴群といった横穴墓が多く造られている点に注目している（向井二〇一四）。

このように、古代山城の立地を周辺遺跡との関わりから捉える研究があり、鞠智城についてもそういった言及がなされている。しかしその一方で、文字資料の分析からは、鞠智城の所在地周辺における勢力の実態解明が進んでいないのが現状といえよう。まずは、鞠智城の所在地周辺にどのような氏族が分布するか復元するところか

ら始めなければならぬだろう。

以上、鞠智城の築造背景をめぐって、肥後の勢力との関係論じた先行研究を中心にとりあげ、問題点を考えてきた。まず、鞠智城が現地の勢力に対処するために築造されたとする説を検証するには、肥後の勢力、とりわけしばしば取り沙汰される火君氏の歴史的な性格を明らかにする必要がある。また、敵対的な関係を想定するにしても、協力的な関係を想定するにしても、鞠智城の築造を現地の勢力と関連づけて考えるならば、鞠智城の所在地周辺にどのような人々がいたのかを明らかにしなければならない。

こうした点に鑑み、本稿では火君氏や菊池地域（令制下の菊池郡域に相当する一帯）に関わる諸氏族をとりあげ、その分析を通して古代の肥後における地域社会の実態を検討する。こうした作業によって、鞠智城の築造背景を解明するための一助としたい。

二、肥後の古代氏族——火君氏を中心に——

(1) 肥後における古代氏族の特徴

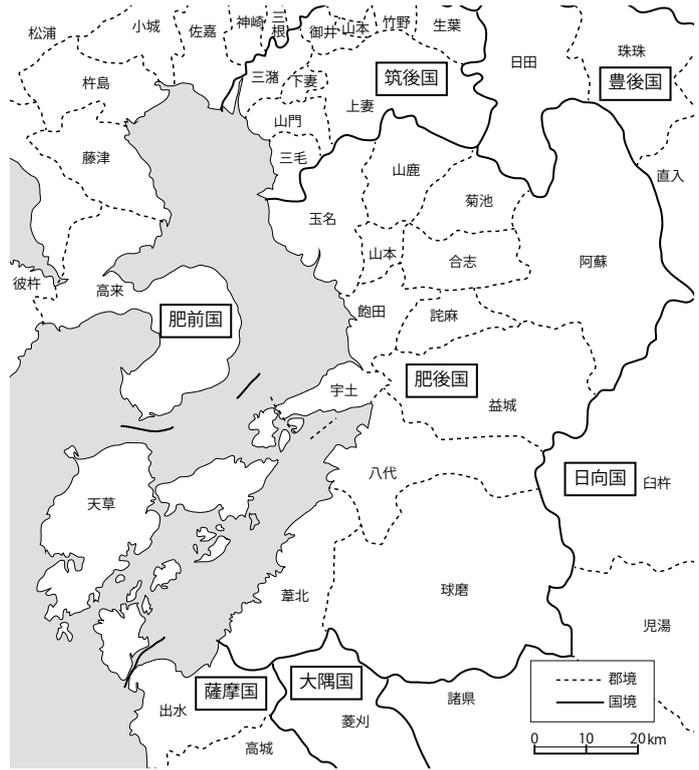
肥後の古代氏族を分析するにあたり、その前提作業として、諸史料から肥後の氏族分布を郡ごとに復元したものが第1表である。

肥後の氏族を概観してまず留意されるの

第1表 肥後国の氏族分布

郡	人名・氏族名	典拠	備考
玉名	日置部	日置郷の郷名から復元	
	日置部公	『日置氏系誌』(松本1980年など)	権擬少領
山鹿			
山本			
菊池	兼人	鞠智城跡貯水池跡出土木簡(熊本県教育委員会2012)	郡名を記さないことから菊池郡の人と推定される
	大伴部島上・大伴部稲依	東大寺大仏殿廻廊西地区出土木簡1761(奈良県教育委員会2000)	子養郷の人。「薬院依仕奉人」としてみえる
阿蘇	阿蘇君	『古事記』神武段など	郡名との一致から推定
	阿蘇直	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
	穴穂部直	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
	宇治部公・宇治部宿禰	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
合志	日下部辰吉	『日本三代実録』貞観18年(876)9月9日癸未条	擬大領
	壬生諸石	『日本書紀』持統10年4月戊戌(27日)条	
	鳥取部	鳥取郷の郷名から復元	
飽田	春日部	『日本書紀』安閑2年5月甲寅(9日)条	「火国春日部屯倉」の所在地として熊本市春日日が比定されることから推定
	建部君馬口 ^(馬カ)	平城宮木簡(『平城宮木簡』1-300)	天平三年。主政
	建部君虫麻呂	天平勝宝6年(754)『瑜伽師地論』巻38奥書(『大日本古文书』25-171頁/石山寺所蔵)	
	建部公弟益	『純日本後紀』承和14年3月丙申朔条	長統朝臣賜姓・左京三条に移貫
	建部公貞雄	『日本三代実録』貞観3年8月21日壬戌条	大領
	私部	私部郷の郷名から復元	
詫麻	津守部(?)	津守郷の郷名から復元	
	山稲主	『純日本紀』宝龜元年(770)10月己丑朔条	旧の山部
益城	肥公馬長	延暦20年(801)浄水寺「燈樓銘」(豊野町教育委員会2004)	
	真上日乙	延暦20年(801)浄水寺「燈樓銘」(熊本県豊野町教育委員会2004)	真上=真髮部はもと白髮部
	大伴君熊凝	『万葉集』巻5-885	天平3年(731)相摸使の従人として上京
	当麻部(?)	当麻郷の郷名から復元	
	宅部	宅部郷の郷名から復元	
	益木采女	二条大路木簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報』31-20下(248))	
宇土	額田部君得万呂・額田部真嶋	天平勝宝2年「仕丁送文」(『大日本古文书』25-145頁/正倉院丹波文書第94号)	大宅郷
八代	火君健緒鈍	『肥前国風土記』総記、『釈日本紀』所引「肥後国風土記」逸文	火国の地名起源および火君氏の祖先伝承
	火国造	『国造本紀』	八代部火邑の地名から推定
	高分部福那理	『純日本紀』宝龜3年(772)10月戊午(11日)条	
	豊服広公	『日本霊異記』下巻第19縁	豊服郷の人。宝龜2年の説話
天草	天草国造	『国造本紀』	郡名との一致から推定
葦北	火葦北国造刑部鞍部阿利斯登	『日本書紀』敏達12年10月是歳条	
	葦分国造	『国造本紀』	郡名との一致から推定
	日奉部広主亮	『純日本紀』宝龜元年(770)10月己丑朔条	『純日本紀』宝龜3年10月丁酉(9日)条では「日奉公広主亮女」とみえる
	家部嶋吉	『純日本紀』宝龜3年(772)10月戊午(11日)条	
	刑部広瀬女	『純日本紀』神護景雲2年(768)9月辛巳(11日)条	
	他田継道	『純日本後紀』天長10年(833)3月丙申(9日)条	少領
	真髮部福益	『純日本後紀』天長10年(833)3月丙申(9日)条	真髮部はもと白髮部
球磨	大伴部	伴郷の郷名から復元	
	久米部	久米郷の郷名から復元	

は、火・阿蘇・葦北・天草といった複数の国造がみられる点である。天草国造の詳細は不明であるが、そのほかはいずれも君のカバネを有していた。それと関わって注目したいのは、建部君(公)や額田部君など、在地で部民を管掌していた伴造氏族も同様に、君(公)のカバネを有している点である。一定地域の諸氏族がカバネを共有している例は珍しくないが、その一例として出雲国をあげることが



第1図 肥後国の郡

できる。

出雲国の国造としては出雲臣氏が知られているが、出雲国には日置部臣や額田部臣など臣姓の伴造氏族が多い。これらの伴造氏族は、国造である出雲臣氏などとの政治的関係にもとづいて臣のカバネを有しているのだと考えられている（岸一九八八、平石二〇一五）。肥後の伴造氏族が君のカバネを有しているのもそれと同様、国造など現地の有力氏族との政治的関係にもとづくものであろう。ただし肥後各地の伴造氏族が、どの国造との政治的関係にもとづいて君のカバネを有していたのかは判然としない。まず想起されるのは火君氏との関係であろう。しかし、阿蘇国造や葦北国造も君姓であり、

肥後にはこれらの国造氏族との政治的関係にもとづいて君姓を有する伴造氏族がいた可能性もある。また、火国の北に隣接する筑紫の国造として知られる筑紫氏も君姓である。肥後北部の氏族については、筑紫君氏との関係も視野に入れる必要があるだろう。

ところで、肥後における諸氏族を総合的に検討した井上辰雄氏は、肥後の部民は靫部や大伴部のように軍事的色彩が強いことを指摘し、六世紀に朝鮮半島情勢が緊迫化したのに応じ、刑部など五世紀に編成された「皇室部民」が軍事的な部民へ再編されたとみる（井上一九六七・一九七〇a・b）。しかし、この説には問題もある。まず指摘したいのは、軍事的な部民とされた大伴部のなかには、食膳奉仕に関わるものも含まれており、全てを中央の大伴連氏の配下にある軍事的な部民とみることにはできない点である（後述）。また、靫部などが対外的な軍事力として編成されたとは考えがたく、「皇室部民」すなわち名代・子代と靫部の編成に時期差を想定する点にも疑問がある。

井上氏が指摘しているように、靫部は「皇室部民」すなわち名代・子代と関係が深い。しかしそれは、名代・子代が靫部に再編されたことを示すわけではないだろう。例えば白髪部舍人・白髪部膳夫・白髪部靫負^(六)といった名称からうかがわれるように、靫部（靫負）は王宮にて警護をおこなう舍人や食膳奉仕をおこなう膳夫などと同様、名代・子代など地方の奉仕集団代が中央の王宮に上番した際に従事するものであった。したがって、靫部は対外的な軍事力とは異質なものといえよう。また、名代・子代と靫部は時期を隔てて編成されたのではなく、表裏一体の関係にあったのである。

以上、肥後の古代氏族の特徴を簡単にみてきた。以下では特に、

火君氏をはじめとする火国の国造と菊池地域に関わる諸氏族をとりあげ、その歴史的性格を明らかにしたい。

(2) 火国の国造

倭王権による地域支配において、重要な役割を担ったのが国造である。そこでまずは、火国の国造を取り上げたい。国造に関する基本的な史料としては、『先代旧事本紀』に収められた「国造本紀」をあげることができる。『先代旧事本紀』は推古二十八年に聖徳太子と蘇我馬子が勅をうけて撰定したと序文にあるが、実際には物部氏系の人物によって平安時代初期に編纂されたとみられている（鎌田一九六二）。このように『先代旧事本紀』は史料性格に問題が多いものの、「国造本紀」が七世紀以前の国造の研究に利用できないわけではない。

現「国造本紀」に記された国造氏の名と系譜は、大宝二年（七〇二）に国造氏の認定がおこなわれた際、各国造が提出した系譜を原資料として編纂された「国造記」にもとづく¹⁾とされる（篠川一九九六）。そうすると「国造本紀」にみえる国造の大半は大宝二年の時点で実在したものであり、その系譜は各国造氏に伝えられたものだということになる。この点を踏まえたくうえで、「国造本紀」にみえる火国（後の肥前・肥後）の国造を掲げると次のようである。

【史料2】『先代旧事本紀』国造本紀

竺志米多国造。志賀高穴穂朝、息長公同祖稚沼毛二俣命孫、都紀女加定²⁾国造¹⁾。

(略)

火国造。瑞籬朝、大分国造同祖志貴多奈彦命兒、遅男江命定²⁾

賜国造¹⁾。

松津国造。難波高津朝御世、物部連祖伊香色雄命孫、金弓連定²⁾

賜国造¹⁾。

末羅国造。志賀高穴穂朝御世、穂積臣同祖大水口足尼孫、矢田

稻吉定²⁾賜国造¹⁾。

阿蘇国造。瑞籬朝御世、火国造同祖神八井耳命孫、速瓶玉命定²⁾

賜国造¹⁾。

葦分国造。纏向日代朝御代、吉備津彦命兒、三井根子命定²⁾賜

国造¹⁾。

天草国造。志賀高穴穂朝御世、神魂命十三世孫、建嶋松命定²⁾

賜国造¹⁾。

(略)

葛津立国造。志賀高穴穂朝御世、紀直同祖大名草彦命兒、若彦

命定²⁾賜国造¹⁾。

「国造本紀」には、令制下の肥前・肥後両国に関わる国造として竺志米多・火・松津・松羅・阿蘇・葦分・天草・葛津立の各国造がみえる。このうち、竺志米多国造は肥前国三根郡米多郷の地と関わるが、筑紫国造の後に配されており、その後は豊（豊前・豊後）の国造（省略部分）を挟んで火国造が続く。竺志米多国造は「竺志」を冠していることから、筑紫（後の筑前・筑後）の国造と認識されていたのであろう。また、葛津立国造は肥前国藤津郡の地と関わるが、薩摩国造の後、伊吉嶋造・津嶋県直と多嶽嶋との間に配されている。こうした配列は、葛津立国造を西海道の島嶼部の国造とみなす認識にもとづくものとみられる。さらに「国造本紀」における国造の配列に関して興味深いのは、肥前の次に肥後の国造という順序

となつてはいるが、これらの前に火国造が掲げられている点である。こうした配列は、火国造が肥前・肥後の両方に関わるといふ認識にもとづくものと考えられる。

ところで、石母田正氏は国造について、おおむね令制下の「郡」に対応する「小国造」と、「国」に対応する「大国造」という二つの型があることを指摘し、前者が後者によって編成されるという「大国造制」の存在を提唱した(石母田二〇一七)。仮にこの説にしたがうとすれば、火国の国造のうち火国造が「大国造」、そのほかの各国造が「小国造」ということになる。

しかしながら、令制下の国や郡・郷の範囲と、その名を帯びている国造のクニの範囲が必ずしも一致するものではないこと、国造どうしの統属関係を示す史料がみられないことなどから、「大国造制」の存在は疑問視されている(山尾一九七七、篠川一九九六a)。そこで火国の国造の系譜をみると、阿蘇国造は火国造と同祖関係にあるものの、ほかは火国造とは同祖関係にない。氏族間の政治的結びつきが必ずしも同祖関係として表れるとは限らず、また系譜の可変性も考慮しなければならぬが、少なくとも系譜の観点からは、火国造と火国のほかの国造の間に統属関係を見出すことはできないのである。

(3) 火君氏の仕奉と火国

肥後の氏族のうち、鞠智城との関係においてしばしば取り上げられるのが、火国造たる火君氏である。以下では火君氏を取り上げ、いかなる氏族であったのか検討したい。

火君氏の歴史的な性格を考えるうえでまず注目すべきは、「火」と

いう姓である。一般に国造の姓(および国造名)は地名であると考へられている。しかし、凡河内直氏(凡河内国造)のように、地名そのものではない姓を有する国造も存在する。この点に着目した筆者は最近、国造に任じられた氏族の姓が必ずしも地名そのものや支配領域を示すものではなく、直接にはその氏族による仕奉を表現したものであることを指摘した(溝口二〇一七・二〇一九)。これを火君氏にあてはめるならば、「火」と表現し得る仕奉をおこなっていた氏族だということになる。ここで問題となるのは、姓の由来となつた「火」がいかなる地域かという点である。すなわち火国には広義と狭義、両方の用法があり、火君氏の仕奉がどちらに対応するかによつて、その性格に対する理解も大きく変わってくるのである。まずは、広義と狭義それぞれの用例をいくつかとりあげよう。

【史料3】『肥前国風土記』総記

肥前国者、本、与_レ肥後国_一合為_二一国_一。昔者、磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後国益城郡朝来名峯、有_二土蜘蛛打猴二人_一。帥_二徒衆一百八十余人_一、拒_二捍皇命_一、不_レ肯_二降服_一。朝廷、勅遣_二肥君等祖健緒組_一伐之。於_レ茲、健緒組奉_レ勅、悉誅滅之、兼巡_二国裏_一、觀_二察消息_一。到_二於八代郡白髮山_一、日晚止宿。其夜、虚空有_レ火。自然燎、稍々降下、就_二此山_一燎之。時、健緒組見而驚恠、參_二上朝廷_一、奏言、臣辱被_二聖命_一、遠誅_二西戎_一、不_レ露_二刀刃_一、梟鏡自滅。自非_レ滅_レ靈、何得_レ然之。更、拳_二燎火之状_一、奏聞。天皇勅曰、所_レ奏之事、未_二曾所_レ聞_一。火下之國、可_レ謂_二火国_一。即、拳_二健緒組之勲_一、賜_二姓名_一曰_二火君健緒鉦_一。便、遣_二治_二此国_一。因曰_二火国_一。後分_二两国_一、而為_二前後_一。又、纏向日代宮御宇大足彦天皇、誅_二球磨贈於_二而_一、巡_二狩筑紫国_一

之時、從_二葦北火流浦_一發船、幸_二於火国_一。度_レ海之間、日没夜冥、不_レ知_レ所_レ着。忽有_二火光_一、遙視_二行前_一。天皇、勅_二棹人_一曰、直指_二火処_一。応_レ勅而往、果得_レ着_レ崖。天皇下_レ詔曰、(火燎之処、此号_レ何界。所_レ燎之火、亦為_レ何火。土人) 奏言、此是火国八代郡火邑也。但不_レ知_二火主_一。于時、天皇詔_二群臣_一曰、今此燎火、非_二是人火_一。所_二以号_二火国_一、知_二其爾由_一。

右は、火国の地名起源を説く『肥前国風土記』の記事である。同様の内容は「肥後国風土記」逸文にもみえる。

記事の前半部分は、「肥君等の祖」である健緒組の功績を述べたものである。それによれば、崇神天皇の時代、「肥君等の祖」である健緒組が勅をうけ、肥後国益城郡の朝来峰にいた土蜘蛛打猿らを誅滅した。また、健緒組が国裏を巡って観察するなかで八代郡の白髪山に到つて止宿した際、空に火がありおのずから燃えて降り、この山について燃えた。それを見て驚いた健緒組は朝廷に参上して報告したところ、天皇はそれを火の国というべきだとし、また功績を褒めて「火君健緒鉦」の姓名を賜与し、火国を治めさせたという。ここにみえる火国は後に両国に分かれたというから、後の肥前・肥後を合わせた地域を指す概念である。広義の火国については、次のような伝承もある。

【史料4】『古事記』上巻

次生_二筑紫島_一。此島、亦身_一而有_二面四_一、每_レ面有_レ名。故、筑紫国謂_二白日別_一、豊国謂_二豊日別_一、肥国謂_二建日向日豊久土比泥別_一、(自_レ久至_レ泥以_レ音) 熊曾国謂_二建日別_一。(曾字以_レ音)。

右はイザナギとイザナミによる国生み神話の一部であり、生成された大八島国の一つとして筑紫島がみえる。それによると、筑紫島

は面が四つあつてそれぞれ名があり、そのうち肥国は「建日向日豊久土比泥別」といった。このように、九州を四つのブロックにわけ、そのうちの一つを肥国とする観念もあつた。これも後の肥前・肥後を含んだ、広義の用法である。

一方、史料3には狭義の火国の概念もみられる。この記事の後半部分は、景行天皇による九州巡幸にまつわる話である。それによれば、景行は葦北火流浦から船で火国に向かったという。そして八代郡火邑にいわゆる不知火があり、それにもとづいて火国というようになったとされる。この火邑とは令制下における八代郡肥伊郷のあたりに相当し、八代平野の氷川流域に比定される。なお、類似の説話が『日本書紀』にもみえる。

【史料5】『日本書紀』景行十八年五月壬辰朔

從_二葦北_一發_レ船到_二火国_一。於是、日没也。夜冥不_レ知_レ著_レ岸。遙視_二火光_一。天皇詔_二挾杪者_一曰、直指_二火処_一。因指_レ火往之。即得_レ著_レ岸。天皇問_二其火光之処_一曰、何謂_レ邑也。国人対曰、是八代県豊村。亦尋_二其火_一、是誰人之火也。然不_レ得_レ主。茲知_レ非_二人火_一。故名_二其国_一曰_二火国_一。

物語の骨子は「風土記」のものと同じであるが、「風土記」の「八代郡火邑」が『日本書紀』では「八代県豊村」となっている。このうち「火邑」の名称が肥伊郷に継承される点からすれば、「豊村」の方が相対的に古いと考えられる。また「火邑」の名称は、火君氏がこの地に居住したと関係するであろう。これらを考え併せると、火君氏がこの地に居住したことによって「豊村」が「火邑」に改称したとみることができるといえる。いずれにせよ、景行の巡幸伝承にみえる火国は、後の肥前・肥後を合わせた地域よりも狭い地域を指し

第2表 火君氏の分布

地域	人名など	出典	備考
筑紫国	火君等祖(不知名)	『播磨国風土記』師磨郡条	継潮の地名起源説話。「筑紫国」は九州全土を指す可能性あり
筑前国嶋郡川辺里	肥君猪手ほか	大宝2年(702)「筑前国嶋郡川辺里戸籍」(『大日本古文書』1-9~142/『正倉院文書』正集三十八・三十九、続修六)	猪手は大領
筑前国志摩郡	肥公五百磨	承和8年(841)「筑前国隈家」(『平安遺文』第1巻、67号文書/『大宰府市史 古代資料編』史料132)	大領
肥前国養父郡	筑紫火公貞直・筑紫火公貞雄	『統日本後紀』嘉祥元年(848)8月壬辰(6日)条	忠世宿祿を賜姓。左京に移貫
肥前国松浦郡	火君	『日本霊異記』下巻第35縁	
肥後国益城郡	肥公馬長	延暦20年(801)浄水寺「燈樓銘」(豊野町教育委員会2004)	
(肥後国)八代郡	火君健緒鉦	『肥前国風土記』総記など	火国の地名起源および火君氏の祖先伝承
薩摩国(薩摩郡?)	肥君廣龍	天平8年「薩摩国正税帳」(『大日本古文書』2-18頁/『正倉院文書』正集四十三)	主帳
薩摩国出水郡	肥君	天平8年「薩摩国正税帳」(『大日本古文書』2-20頁/『正倉院文書』正集四十三)	大領

の姓である「火」はいずれに対応するのであろうか。まず史料3によると、「肥君等の祖」である健緒組は、「火君健緒鉦」の姓名を賜与されて火国を治めることとなり、それが後に両国に分割されたという。こうした記述からは、火君氏や火国造の名称となった「火」が広義の火国に対応するという認識がうかがわれる。また、先述のように「国造本紀」において火国造は肥前の国造の前に配されている。これも、火国造が広義の火国に対応するとの認識にもとづくものである。

ている。葦北は「火葦北国造」といった表現があるように、火国の一部と認識される地域であった。しかし、景行は葦北から火国へ到ったとされるから、この文脈において葦北は火国に含まれていないことになる。この場合の火国とは、「八代郡火邑」(風土記)、八代郡豊邑(『日本書紀』)を中心とする地域であった。

以上、火国は後の肥前・肥後を含んだ広義の概念と、八代郡火邑(豊村)を中心とする狭義の概念があることを確認した。では、火君氏

次に、火君氏の分布に注目すると、令制下の肥前・肥後に広く分布していることがわかる(第2表)。このことからすると、火君氏の姓である「火」は、八代郡火邑一帯のような狭い地域に対応するものとは考えがたい。

以上の点を総合すると、火君氏の姓は狭義の火国ではなく、広義の火国に対応するものと考えられる。ただしこのことは、火君氏が広義の火国を領域的に支配していたことを意味するものではない。ここではひとまず、倭王に対する火君氏の仕奉が、令制下の肥前・肥後を含んだ地域に関わるものであったことを確認しておきたい。

(4) 火君氏の成立

前節で検討した火君氏の仕奉を踏まえたうえで、次に火君氏がいかに成立したか考えてみたい。これまでの研究において、古墳の築造動向などから火君氏は四世紀後半(あるいは五世紀前半)には宇土半島基部を拠点としており、六世紀以降は氷川流域(後の肥伊郷)へ拠点を移し、さらに磐井の乱後に筑紫や肥前に進出したといわれている(井上一九七〇a)。こうした見解のうち、宇土半島基部に所在する向野田古墳の造営勢力が火君氏に連なるかどうかは措くとして、火君氏が氷川流域に拠点を有していた点は首肯できる。先にとりあげた健緒組の説話は八代郡と火君氏との関わりを示唆するし、火邑や斐伊郷といった地名も火君氏と関わるものである。また、近年は国造制の成立を六世紀前半に求める見解が有力であるが(篠川一九九六bなど)、氷川流域では六世紀代に野津古墳群や大野窟古墳が造営されている。このことも、氷川流域に火国造たる火君氏の拠点があったことを示唆するようである。

このように、火君氏が氷川流域に拠点をもつていた蓋然性は高い。ただし火君氏の分布をみると、肥後よりもむしろ筑紫や肥前などに多く確認される。こうした分布をめぐって、火君氏は磐井の乱後に氷川流域から肥前や筑紫に進出したと理解されているが、実は必ずしも明確ではない。

また、火君氏と氷川流域の関係を考えるうえで興味深いのは、史料3において、「肥君等の祖」である健緒組が肥後国に派遣された存在として描かれている点である。健緒組は崇神の命令をうけて益城郡の土蜘蛛を誅滅に來たのであり、その後、国裏を巡察した際に八代郡に到っている。こうした伝承は火国の地名起源譚であると同時に、火君氏の奉事根源譚としての性格を有する。「風土記」は諸国に命じて産出する資源や動植物・土地の肥沃の状態・山川原野の名称の由来、古老の伝える旧聞・異事などを報告させたものであるが^(七)、健緒組の物語については、火君氏に伝えられていた伝承が基礎にあるといえよう。つまり火君氏の間では、自氏の「祖」が八代郡の地からみて外部から來た存在だと伝えられていたのである。このような認識は、火君氏が神武の皇子である神八井耳命の後裔とされる点と関わるのかもしれないが、八代郡豊村(火邑)からみれば健緒組は外来の神だったことをうかがわせる。また「豊村」が「火邑」に改称したとみられることも、それまで火君氏なる氏族がこの地にいなかったことを示唆するものである。

さらに注目すべきは、健緒組が「肥君等の祖」とされている点である。「肥君等」とあるものの、健緒組を「祖」とする氏族は火君氏のほかに知られていない。この場合の「肥君等」とは、火君氏を構成する諸集団を指しているのである。すなわち火君氏は、健緒

組を「祖」とする集団の集合体だったと考えられるのである。本来は火君氏を構成する諸集団それぞれに固有の「祖」があったが、健緒組を介して系譜を接合していたとみることができよう。また興味深いのは、健緒組の名が肥前国杵島郡武雄の地名と通じる点である。この点が認められるとすれば、火君氏を構成する集団のなかには武雄を拠点とするグループがあり、健緒組はもともその集団に固有の「祖」だったと考えることができる。いずれにせよ、火君氏は複数の集団が結集してできた氏族であった。このことと、火君氏の仕奉が広義の火国に関わることを考え併せると、火君氏とは令制下の肥前や肥後の勢力の集合体であったとみることができよう。すなわち六世紀前半頃、肥前と肥後の諸勢力が結集し、広義の火国に関わる仕奉をおこなう政治集団として成立したのが火君氏だったと考えられるのである。氷川流域の勢力は、火君氏を構成する集団の一つとして理解できよう。この集団が火君氏の一部となったことによって、あるいは外部から來て定住したことによって、「豊村」から「火邑」への改称がおこなわれたのだと考えられる。

ところで、「火」と表現される仕奉の具体的な内容を考えるうえで留意されるのは、火君氏の分布が氷川流域のほか、肥前国松浦郡や筑前国嶋郡などにもみられる点である。こうした分布のあり方が大陸とも繋がる海上交通の掌握と関わることは、従来指摘されているところである(井上一九七〇a・bなど)。これまで、松浦郡や嶋郡における拠点の形成は、火君氏の二次的な展開として理解されてきた。しかし本節での考察によれば、筑紫にあたる嶋郡は措くとして、火君氏は成立当初から肥前と肥後に拠点を有していたと考えられる。むしろ、こうした地域における勢力の集合体が火君氏であ

り、「火」と表現し得る仕奉はそれを前提に成り立つものであった。このように考えるならば、広義の火国における海上交通ルート⁽⁸⁾の掌握こそが、火君氏による仕奉の主たる内容だったといえるのではないか。

(5) 火君氏と同祖氏族

次に系譜を手がかりとして、火君氏とほかの氏族の関係性を考えてみたい。火君氏の系譜は「国造本紀」⁽⁸⁾のほか、『古事記』にもみえる。

【史料6】『古事記』神武段

故、其日子八井命者、(茨田連・手鳥連之祖。)神八井耳命者、(意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・島田臣等之祖也。)神沼河耳命者、治天下也。

右は神武天皇の皇子に関する記述の一部であり、神八井耳命を「祖」とする諸氏のなかに火君がみえる。ここにみえる神八井耳命の後裔氏族は十九氏を数えるが、そのなかでも火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連の諸氏は、九州地方の氏族としてグループピングできる。火君氏をはじめとする九州地方の諸氏族の間で系譜が結ばれた後、ほかの地域の諸氏族とも系譜が接合されたと考えられよう。

まずは九州地方の国造となつている火君・大分君・阿蘇君がいかに系譜を結びつけたのか考えてみたい。「国造本紀」によれば、火国造は大分国造と同祖で志貴多奈彦命の児にあたる遅男江(「建男組」の誤りとする見方がある)命を祖とするという。また大分国造

は「国造本紀」にはみえないが、「天孫本紀」には「建弥阿多良命」がみえており、「高屋大分国造等祖」とされる。一方、阿蘇国造は火国造と同祖で神八井耳命の孫にあたる速瓶玉命を「祖」とするとされる。「国造本紀」の記載によれば、火国造と大分国造が志貴多奈彦命を介して系譜を接合しており、さらに火国造と阿蘇国造が神八井耳を介して系譜を接合していたことになる。

火国造と阿蘇国造はいずれも広義の火国の国造であり、大分国造は豊国の国造である。こうした点からすれば、火国造と阿蘇国造が系譜を接合し、そのグループと大分国造が系譜を接合したとのイメージがもたれるかもしれない。しかし遺された系譜からは、まず火国造と大分国造が系譜を接合し、そのグループと阿蘇国造が系譜を接続するという順序を見出すことができる。系譜が諸氏族間の政治的関係の所産であり、系譜の接合関係が諸氏族による政治的結びつきの反映であるとすれば、まず火国造と大分国造が政治的関係を形成し、そこに後から阿蘇国造が加わるという過程を想定することができる。

ちなみに史料6には、火君氏などと同じ神八井耳命の後裔氏族として、筑紫三家連氏もみえる。筑紫三家連氏は『和名類聚抄』(以下、『和名抄』)にみえる筑前国那珂郡三宅郷(現在の福岡市南区三宅)との結びつきが想定でき、このあたりに所在した那津官家の管理に関わった氏族だと考えられる。筑紫三家連氏がいかなる事情で火君氏などと系譜を接続したかを考えるうえで、手がかりとなるのは次の史料である。

【史料7】『日本書紀』宣化元年五月辛丑朔条

詔曰、食者天下之本也。黄金万貫不_レ可_レ療_レ飢。白玉千箱何能

救_レ冷。夫筑紫国者、遐迹之所_二朝届_一、去来之所_二関門_一。是以、海表之_二国_一、候_二海水_一以来賓、望_二天雲_一而奉_レ貢。自_二胎中之帝_一、泊_二于朕身_一、収_二藏穀稼_一、蓄_二積儲糧_一、遥設_二凶年_一、厚饗_二良客_一。安_レ国_二之方_一、更無_レ過_レ此。故朕遣_二阿蘇仍君_一、_レ未_レ詳也。加_二運河内国茨田郡屯倉之穀_一。蘇我大臣稻目宿祢、宜_下遣_二尾張連_一、運_中尾張国屯倉之穀_上。物部大連麿鹿火、宜_下遣_二新家連_一、運_中新家屯倉之穀_上。阿倍臣、宜_下遣_二伊賀臣_一、運_中伊賀国屯倉之穀_上。修_二造官家那津之口_一。又其筑紫・肥・豊、三国屯倉、散在_二県隔_一。運輸遙阻。儻如須要、難_二以備_レ卒。亦宜_下課_二諸郡_一分移、聚_二建那津之口_一、以備_二非常_一、永為_中民命_上。早_下下_二郡県_一、令_レ知_二朕心_一。

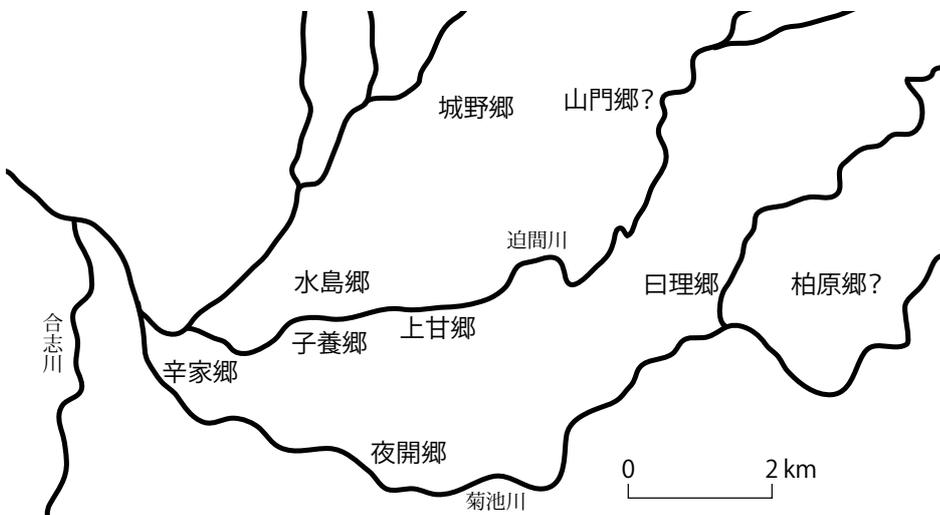
右は宣化期における那津官家の「修造」記事である。これによれば、阿蘇君氏のこととみられる「阿蘇仍君」が茨田屯倉の穀を那津に運んでいる。また、筑紫・肥・豊の三国のミヤケは散在しており、急に必要となった場合に備えがたいとして、「諸郡」に命じて各ミヤケの穀の一部を那津に集めさせている。ここにみえる肥国や豊国のミヤケの管掌者としてまず想定できるのは、それぞれの地域の国造であろう。だとすれば、穀の運搬に火国造や大分国造が関与していた可能性が浮かんでくる。このように阿蘇君・火君・大分君の各氏いずれも、那津官家の「修造」を介して筑紫三家連氏と政治的關係を結ぶ機会があった可能性がある。詳細は不明なもの、こうした政治的関係を背景として、火君氏をはじめとする同祖関係のなかに筑紫三家連氏も入ってくるのであろう。

三. 菊池地域の古代氏族

(1) 菊池郡の概要

菊池地域の氏族を取り上げる前に、まずは史料にもとづいて菊池郡の概要を確認しておきたい。『和名抄』には肥後国の郡として「菊池（久久知）」とあり、城野・水島・辛家・夜開・子養・山門・上甘・日理・柏原の郷名がみえる。これによって所属の郷がわかるほか、「菊池」が「ククチ」と訓まれたことも確認できる。また『和名抄』にみえる諸郷は、遺称地名などからおおよその所在地が比定されている（第2図）。

なお、「ククチ」の名称については、それに類する「ククノチ」という神名が知られている。すなわち『古事記』上段にはイザナギとイザナミによって生成された神として「木神久々能智神」が登場し、『日本書紀』の神話にも「木祖句句廼馳」（第五段本文）あるいは「木神等



第2図 菊池郡の郷配置

号句句廼馳」(第五段一書第六)とある。さらに『延喜式』にも大
殿祭の祝詞に「屋船久久遲命(是木靈也)」とある。これらの記載
から、「ククノチ」は木の神であったことがわかる。「ククノチ」と
いう名のうち、「クク」は「木木(キキ)の古形」、「ノ」は助詞、「チ」
は「勢威のあるもの」とされる^(九)。菊池郡の名称も、この地に叢
生する木々、あるいはそれを神格化したものに由来するのであろう。
さて、菊池地域に関わる氏族としては久々智、大伴部、秦人とい
つた氏族を復元することができる。また、「菊池」の地名に関わる神
名として、いわゆる『異本阿蘇氏系図』にみえる「健句々知君」と
「建久々知命」をあげることができる。このうち「建久々知命」は火
国造となったという建緒組命の父とされるが、系線の誤りといった
疑問点が指摘されている(田中一九八六)。したがって、「建久々知
命」を手がかりとして火国造・火君氏と菊池地域との関係を考える
ことはできない。

一方、「健句々知君」は允恭朝に阿蘇直姓を負った「宇志瓶乃君」
および「吹羽乃君」の祖父である「味吹乃君」の別名としてみえる。「味
吹乃君」は阿蘇直氏の「祖」の一人ということになるが、阿蘇国造
になったという美穂主命の子とされており、この父子関係によって
阿蘇国造を世襲した阿蘇君氏の系譜と接続している。この点からす
ると、阿蘇直氏は阿蘇君氏の傘下にあった氏族だと推定されよう。
こうした氏族が「ククチ」を冠する名を別名とする神を「祖」とし
ていることは、阿蘇の勢力と菊池地域との関係性を考えるうえで興
味深い。しかし、具体的に阿蘇の勢力が菊池地域といかに関わった
のかを明らかにするのは難しい。

以下では、菊池地域との関わりがうかがわれる氏族として久々智、

大伴部、秦人の諸氏をとりあげ、その分析を通して当該地域の歴史
的性格を考えてみたい。

(2) 久々智氏

菊池地域における居住は確認できないものの、この地との密接な
関わりが想定し得る氏族として久々智(鞠智)氏をあげることがで
きる。八世紀後半には、平城京右京四条四坊の戸主として鞠智足人
がみえる^(一〇)。また、九世紀初めに編纂された『新撰姓氏録』には、
撰津国の氏として久々智氏の系譜が収められている。

【史料8】『新撰姓氏録』撰津国皇別

高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀不見。

佐々貴山君。同上。

久々智。同上。

右によると、久々智氏は高橋朝臣などの諸氏と同じく阿倍朝臣と
同祖であり、大彦命を「祖」とする系譜を有していた。現在の兵庫
県尼崎市には久々知という地名が遺っており、この地域に居住して
いたと推定される。この地は、古代の行政区分では撰津国川辺郡域
にあたる。観福寺(篠山市)所蔵『大般若経』巻第十六の奥書には
建久二年(一一九一)の年記とともに「撰州川辺南条久々智村」の
地名がみえており^(一一)、遅くとも川辺郡における久々智(久々知)
の地名が十二世紀末まで遡ることが確かめられる。

久々智氏と川辺郡久々智の地名の関係をめぐっては、さしあたり
(A) 川辺郡久々智の地名にもとづいて久々智氏の姓が成立した、
(B) 久々智氏が居住していたことよって川辺郡久々智の地名が
成立した、という二つの可能性を想定することができよう。この問

題に関しては、川辺郡久々智の地名がこの地における久々智氏の居住以前に遡ることが確認できないこと、ほかに「ククチ」の地名が確認できるのは古代では肥後国のみであることなどが留意される。

さらに重要なのは、久々智氏が大彦命を「祖」とする系譜を有していた点である。後述するように肥後国菊池郡には大伴部氏の分布が認められるが、それは膳臣氏系、つまり大彦命を「祖」とする氏族であったと考えられる。つまり久々智氏は、菊池郡の人として確認できる大伴部氏と同祖関係にあった。

このように「ククチ」という姓に加え、大彦命を「祖」とする系譜を有することから、久々智氏はもともと肥後の菊池地域を本拠地とした氏族であったと判断できる。具体的な時期は不明なもの、ある時期に菊池地域から撰津国川辺郡の地に移ってきたと考えられよう。したがって川辺郡久々智の地名は、久々智氏がそこに移住してきたことによって成立したことになる（B）。

(3) 大伴部氏

菊池地域に分布が確認できる氏族の一つとして、大伴部氏をあげることができる。

【史料9】東大寺大仏殿廻廊西地区出土木簡（奈良県教育委員会

編二〇〇〇）

・「薬院依仕奉人（大伴部鳥上 入正月□□^{（五廿七）}／大伴部稻依 〃

〃入正月五日） 肥後国菊池郡□^{（子カ）}養郷人 『□□』

・「悲田 悲田院 充大□不□未□ 『□□』

四七六×四三×四〇 一型式

右は、東大寺の防災施設工事にとまなう発掘調査により、大仏殿

廻廊西側の地区から出土した木簡のひとつに認められた墨書の積文である。この木簡は大仏建立に関わる整地層の下に位置する自然堆積層から検出されたもので、ここからはほかにも多くの木簡が出土している。これらの木簡は加工痕跡が整地層出土の木片と共通していることから、大仏鑄造工事現場で用いられた木材が利用されたことと推定されており、記載内容に大仏鑄造に関わるものが多いことから、大仏鑄造が開始された天平十九年（七四七）九月から大仏殿が完成した天平勝宝三年（七五一）頃までのものとみられている（中井・和田一九八九）。史料9の木簡も、大仏鑄造などに関わるものとみられる。

積文にある「薬院依仕奉人」は「薬院によりて仕え奉る人」あるいは「薬院より仕え奉る人」と読み、「薬院から（派遣されて）仕える人」という意味で、薬院すなわち施薬院に所属する大伴部鳥上や大伴部稻依が大仏鑄造の場に入るときの通行証か、二人の勤務をチェックするための札であると考えられている（東野二〇一〇）。また、「肥後国菊池郡□^{（子カ）}養郷人」とあることから、大伴部鳥上と稻依が菊池郡子養郷の人だったことがわかる。なお、子養郷は遺称地の「五海」から、現在の菊池市七城町のあたりに比定されている。ちなみに、子養郷に光明皇后に関わる封戸があり、大伴部鳥上と大伴部稻依はそこから仕丁として徴発されて上京していたとする見方もある（和田一九九〇）。

この木簡により、八世紀中頃の菊池郡子養郷に大伴部姓の人がいたことが判明する。この大伴部氏とは、いかなる氏族であろうか。

かつて、火国さらには九州地方の部民を総合的に分析した井上氏は、肥後に分布する大伴部について、大伴連氏の統属下にある「軍

事的部民」と位置づけ、朝鮮半島情勢が緊迫化した六世紀に設定されたとみた（井上一九七〇a・b）。また小田富士雄氏も、九州地方の大伴部を「軍事的部民」とみるが、設置の契機としては大伴連氏による磐井の乱の鎮圧を想定している（小田・坂上二〇〇六）。これらの研究をうけ、まずは菊池地域の伴部が中央の大伴連氏に連なる集団であったかどうか再検証してみたい。

肥後国において、菊池郡のほかに「大伴」を称する氏族の分布が認められる地域としては、益城郡と葦北郡をあげることができる。このうち益城郡には大伴君熊凝なる人物がいたが、史料の残存状況から大伴連氏と結びつく氏族かどうかは判然としない。

一方、葦北郡には伴郷（『和名抄』）がある。伴郷は、九世紀に大伴郷が淳和天皇の諱である「大伴」を避けて改称したものとみられる。もとは、大伴部を中心に編成された郷であろう。伴郷を擁する葦北郡は、葦北国造の本拠地として知られている。葦北郡伴郷の大伴部と大伴連氏の関係を考えるうえで注目すべきは、「葦北国造刑部鞞部阿利斯登の子」である日羅が、大伴金村を「我が君」と呼んでいることである（二二）。このことは、葦北国造の一族が倭王に仕える身分でありながら大伴連氏に仕えていたことを示す。大伴連氏は、鞞部を率いたとする伝承（二三）を有することで知られている。葦北国造の一族が中央に上番した際に鞞部として奉仕し、その際に大伴連氏との統属関係が形成されたと考えられよう。この点を踏まえると、葦北郡伴郷は大伴連氏の配下にあった人々を編成した郷であったとみて差し支えない。

このように、大伴連氏の配下にある集団が肥後国に分布していたことは間違いない。しかし、だからといって菊池地域の伴部も同

様に解するのは早計である。大伴部には、大伴連氏とは別の系統のものもあった。

【史料10】『日本書紀』景行五十二年十月条

至^レ上総国^一、從^レ海路^二渡^三淡水門^一。是時間^二覺賀鳥之声^一。欲^レ見^三其鳥形^一、尋^レ而出^二海中^一。仍得^三白蛤^一。於^レ是、膳臣遠祖、名磐鹿六鴈、以^レ蒲為^二手繩^一、白蛤為^レ膾而進之。故美^三六鴈臣之功^一、而賜^三膳大伴部^一。

右は景行天皇の東国巡幸に結びつけて語られる膳臣氏の奉事根源譚である。それによると、景行が上総国に到った際、膳臣氏の「遠祖」である磐鹿六鴈が白蛤を膾に調理して進上し、その功績によって「膳大伴部」を賜ったという。類似的伝承は『本朝月令』所引「高橋氏文」や『新撰姓氏録』（左京皇別上、膳大伴部条）にもみえる。特に「高橋氏文」では、「膳」字を冠さずに「大伴部」と記されている点が留意される。大伴部には、大伴連氏に連なる系統のほかに、膳臣氏に連なる系統のものもあったのである。

ここで九州地方に目を向けると、八世紀初頭の豊前国上毛郡に膳大伴部姓の人々がいたことが確認される（二四）。この場合、「膳大伴部」というように「膳」字を冠していることに加え、加目久也里では膳大伴部姓者と同じ戸に膳臣姓の人名がみえることから、中央の膳臣氏に連なる人々であったと推定することができる。

一方で九州地方には、姓に「膳」字を冠していなくとも膳臣氏系だと推定し得る大伴部の例がある。すなわち、令制下の筑後国上妻郡に分布する大伴部である。その具体的な人物としては、大伴部博麻がいる。博麻は百濟戦役において捕虜となった人物で、持統四年（六九〇）に新羅送使らとともに帰国した際の記事では「軍丁筑紫

国上陽咩郡人」とみえる^(二五)。彼の帰国の経緯は次の史料にみえる。

【史料11】『日本書紀』持統四年十月乙丑(二十二日)条

詔^二軍丁筑紫国上陽咩郡人大伴部博麻^一曰、於^下天豐財重日足姫天皇七年救^二百濟^一之役上、汝為^二唐軍^一見^レ虜。洎^二天命開別天皇三年^一、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝見、四人、思^三欲奏^二聞唐人所^レ計、縁^レ無^二衣糧^一、憂^レ不^レ能^レ達。於是、博麻謂^二土師富杼等^一曰、我欲^三共^レ汝、還^二向本朝^一、縁^レ無^二衣糧^一、俱不^レ能^レ去。願^レ我身^一以充^二衣食^一。富杼等任^二博麻計^一得^レ通^二天朝^一、汝独淹^二滯他界^一、於^レ今卅年矣。朕嘉^二厥尊^レ朝愛^レ国売^レ己顯^レ忠。故賜^二務大肆、并緇五匹・緇一十屯・布卅端・稻一千束・水田四町^一。其水田及^二至曾孫^一也。免^二三族課役^一、以顯^二其功^一。

右の記事にみえる持統天皇の詔によると、博麻は斉明七年(六六二)の百濟救援の役において捕虜となった。そして天智三年(六六四)には、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝の児ら四人が唐人の計画を奏聞しようとしたものの衣糧がなかったため、博麻が自らの身を売って衣食に充て、富杼らの帰国が適ったという。

博麻に関して注目すべきは、彼が筑紫国上陽咩郡(後の筑後国上妻郡)の人だったことである。上妻郡は、筑紫君磐井の墓が所在する地域として知られる。

【史料12】『新日本紀』所引「筑後国風土記」逸文

上妻県々南二里、有^二筑紫君磐井之墓墳^一。

このように磐井の墓が所在していたことからすると、上妻郡は筑紫君氏の有力な拠点だったと考えられる。この地域に分布する大伴

部は、筑紫君氏と密接な関係があったと予見できよう。この点に関して注目したいのは、筑紫国造の系譜である。

【史料13】『日本書紀』孝元七年二月丁卯(二日)条

立^二鬱色謎命^一為^二皇后^一。后生^二一男一女^一。第一曰^二大彦命^一。第二曰^二稚日本根子彦大日天皇^一。第三曰^二倭迹迹迹姫命^一。(一云、天皇母弟少彦男心命也。)妃伊香色謎命生^二彦太忍信命^一。次妃河内青玉繫女埴安媛生^二武埴安彦命^一。兄大彦命、是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡七族之始祖也。彦太忍信命、是武内宿祢之祖父也。

【史料14】『先代旧事本紀』国造本紀

筑紫国造。志賀高穴穗朝御世、阿倍朝臣同祖大彦命五世孫、日道命定^二賜国造^一。

『日本書紀』や「国造本紀」によると、筑紫国造は阿倍臣氏や膳臣氏などとともに大彦命を「祖」としていた。この点は上妻郡の大伴部の性格を考えるうえで非常に重要である。すなわち、筑紫君氏の有力な拠点である上妻郡に分布していた大伴部は、大伴連氏系ではなく、膳臣氏系だったと推定できるのである。このように、上妻郡の大伴部は筑紫君氏と同じ地域に拠点を有するだけでなく、同祖関係を見出すことができることから、その強い影響下にあったことがうかがわれる^(二六)。

ここまで、九州地方には大伴連氏系と膳臣氏系、両方の大伴部が分布していることをみてきた。それを踏まえ、改めて菊池地域の大伴部がどちらに属するのか考えてみたい。

この問題を考える手がかりとして重要なのは、もともと菊池地域を拠点としていたと推定される久々智氏が大彦命を「祖」とする系

譜を有していた点である。このことは、菊池郡のあたりに大彦命系を「祖」とする系譜をもつ勢力がいたことを示す。この点からすると、菊池地域の相伴部も同様に、大彦命を「祖」とする集団、すなわち膳臣氏系の相伴部であったと判断することができる。

(4) 菊池地域と筑紫君氏

以上の検討によれば、菊池地域と関わりの深い氏族のうち、久々智氏と相伴部氏はいずれも大彦命後裔氏族であった。菊池郡は肥後国のなかでも北部に位置しており、筑紫君氏の拠点があった筑後国上妻郡に近接している。菊池地域の氏族が大彦命を「祖」とする系譜を有していたのは、筑紫君氏との関係性で理解すべきであろう。すなわち、久々智氏や相伴部氏は、筑紫君氏の勢力下にあったことを背景として、大彦命を「祖」とする系譜を有するに至ったと考えられるのである。

ここまでの考察に大過なければ、菊池地域はある時期、筑紫君氏の影響下にあったことになる。火国に筑紫君氏の勢力が及んでいたことをめぐっては、次の史料からもうかがうことができる。

【史料15】『日本書紀』継体二十一年六月甲午(三日)条

近江毛野臣率_二衆六万_一、欲_レ往_二任那_一、為_レ復興建新羅所_レ破南加羅・喙_レ已吞_一、而合_中任那_上。於是、筑紫国造磐井陰謨_二叛逆_一、猶予_レ経_レ年。恐_二事難_レ成、恒伺_二間隙_一。新羅知_レ是、密行_二貨賂于磐井所_一、而勸_レ防_二遏毛野臣軍_一。於是磐井掩_二扼火豊_二二国_一、勿_レ使_レ修_レ職。外邀_二海路_一誘_二致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢戰船_一、内遮_下遣_二任那_一毛野臣軍_上。乱語揚言曰、今為_レ使者_一、昔為_二吾伴_一、摩_レ肩触_レ肘共_レ器同_レ食。安得_四率爾

為_レ使、俾_三余自_二伏備前_一、遂戰而不_レ受。驕而自矜。

右はいわゆる「磐井の乱」の勃発を記した記事の前半部である。ここで注目したいのは、磐井が火・豊の二国に勢力を張って職務をおこなわなかったとされることである。この記事は磐井を貶める意図にもとづいて記されており、ここにみえる磐井の行為が事実かどうかは別に検討が必要である。しかし、実際に菊池地域に大彦命後裔氏族が分布していることからすると、筑紫君氏の勢力が肥後北部にまで及んでいたことは認められる。また、磐井が豊国に勢力を伸ばしていたことも事実らしい。このことは、菊池地域における筑紫君氏の影響を考えるうえで参考になる。

【史料16】『釈日本紀』所引「筑後国風土記」逸文

俄而官軍動発、欲_レ襲_レ之間、知_二勢不_レ勝、独自遁_二于豊前国上膳県_一、終_二于南山峻嶺之曲_一。於是、官軍追尋失_レ蹤。

右は史料12と一体の記事で、磐井の乱の顛末を語る部分である。それによれば、官軍に勝てないことを悟った磐井は、豊前国上膳県(上毛郡)に逃れて身を隠したという。先述のように豊前国上毛郡は膳臣氏系の膳相伴部姓の人々が分布する地域であり、「ミケ」という郡名も、こうした集団の存在と関わるものである。膳相伴部は膳臣氏に連なる集団であるから、筑紫君氏と同祖関係にあたる。つまり、上毛郡に膳相伴部が分布していることは、この地に筑紫君氏の勢力が及んでいたことを示しているのである。したがって、磐井が上膳県に逃れたとする記事が存在するのも、故なきことではないといえよう。膳臣氏系の相伴部が分布している点からすれば、肥後国菊池郡は豊前国上毛郡などとともに、筑紫君氏の影響がみとれる地域だといえることができる。

なお、筑紫国造が大彦命後裔氏族であること、すなわち阿倍臣氏と同祖関係にあることをめぐっては、百済救援軍の後將軍となった阿倍比羅夫がミコトモチとして筑紫国に滞在したらしいことと関連付ける説がある（長一九九一b）。このような形で筑紫君氏が阿倍臣氏と政治的に結びつく機会があったとすれば、同祖関係が形成された背景を考えるうえで考慮すべきかもしれない。しかしこの場合、（膳）大伴部が九州地方の北部に多く分布していることの解釈が難しくなる。そこで筑紫君氏が阿倍臣・膳臣氏などと同祖関係を形成した背景について、別の面から考えてみたい。

この問題を考える際に想起されるのは、国造など地方豪族の一族による仕奉の一つとして食膳奉仕があったことである。史料15によれば、磐井は近江毛野に対して、かつては「伴」として肩を摩り肘を触れ、同じ器とともに食事をしたではないかと述べたという。このことからすると、磐井は中央に上番した経験があったらしい。国造の一族が中央に上番した際、従事する職務を通じて中央の豪族と政治的関係を形成する機会があった。例えば先述のように大伴金村を「我が君」と仰ぐ葦北国造の一族は、中央に上番した際に韃部として奉仕したことを契機に大伴連氏と政治的関係を結んだのだと考えられる。このように地方豪族の一族が中央に上番した際におこなう奉仕としては、先に触れた白髪部舎人・白髪部膳夫・白髪部靱負の例などから知られるように、韃部や舎人としての王宮の警護のほか、膳夫としての食膳奉仕もあった。このうち食膳奉仕に従事する場合、中央でそれを統括する膳臣氏などと政治的関係を結ぶ機会が生じる。

また「高橋氏文」には、景行の東国巡幸に際し、無邪国造や知々

夫国造などの先祖たちが磐鹿六獨命のもとで食膳奉仕したことのほか、諸氏や東国の国造十七氏に「枕子」を進上させて食膳奉仕させ、磐鹿六獨命がそれを率いたことがみえる。地域は異なるものの、国造の一族による食膳奉仕の様相がうかがわれ参考となる。

筑紫君氏が膳臣氏などと同祖関係にあるのは、食膳奉仕を通して政治的関係を結んだことが背景にあると考えられよう。とりわけ、筑紫君氏の一族が中央に上番した際に食膳奉仕に従事し、それを統括する膳臣氏などと政治的関係を形成した可能性が高い。筑後国上妻郡や豊前国上毛郡、肥後国菊池郡などに（膳）大伴部が分布しているのは、こうした筑紫君氏の食膳奉仕を背景とするものと考えられよう。

なお注意を要するのは、磐井の乱後に「疆場」が定められたとされる点である（二七）。磐井が火国・豊国に勢力を伸ばしていたとする記述との対応関係を勘案すれば、「疆場」が定められたということとは、筑紫君氏による火国・豊国の支配権が否定されたことを意味すると捉えられる。だとすれば、筑紫君氏による菊池地域への影響力は、磐井の乱の後に措置できないことになる。

しかし、大伴部など筑紫君氏の勢力下にあったとみられる集団が、火国の諸豪族の配下に移管されたことを示すような徴証は確認できない。また、乱後も筑紫君氏は国造として倭王権への奉仕を続けていた——むしろ筑紫国造が任命されたのは磐井の乱後だとする見方も強い（吉田一九七五、館野一九九九など）。だとすれば、筑紫君氏の一族は磐井の乱後も倭王への食膳奉仕をおこなっていたと考えられる。したがって、磐井の乱後も筑紫君氏は食膳奉仕をおこなうための基盤として大伴部を支配していたと考えることができよう。

このように、菊池地域の大半部は磐井の乱後も筑紫君氏の勢力下にあったからこそ、その子孫たちは庚午年籍作成の際の定姓にあたって、筑紫君氏の職務の一つである食膳奉仕と関わる大半部姓が与えられたのであろう。また久々智氏についても同様に、磐井の乱後も筑紫君氏との結びつきを保っていたからこそ、九世紀にいたるまで同祖関係を保持し続けていたものとみられる。

(5) 秦人氏

鞠智城跡の貯水池跡からは、木簡および木簡状木製品が数点出土している。そのうちの一点には、次のような墨書が確認されている。

【史料17】鞠智城跡貯水池跡出土木簡

「<秦人忍□^{宋乙}五斗」

一三四×二六×五 ○三二型式

出土した粘土層からは七世紀後半～八世紀後半頃に比定される遺物が検出されており（熊本県教育委員会二〇一二）、この木簡の年代もその範囲に収まるとみられる。この木簡は、上部の左右に切り込みのある形や「□五斗」という記載内容から、荷札木簡とみてよい。釈文にみえる秦人忍という人物がその負担者であろう。鞠智城跡から出土しているということは、ここまで米が運搬されて荷札木簡が取り外され、廃棄されたことを示唆する。この木簡の記載内容について留意されるのは、秦人忍の所属する国・郡・郷（里）などの記載がないことである。こういった記載形式から、鞠智城が所在する肥後国菊池郡に属する人物からの貢進を示すものとみられている（佐藤二〇一四）。すなわち、菊池地域に秦人氏がいたことがわかるのである。では、秦人氏はいかなる事情で菊池地域にいたのだ

ろうか。

木簡にみえる秦人氏は、庚午年籍の作成における定姓にあたって、秦人とよばれる渡来系の人々に与えられた姓であろう。秦人とは、百濟から「来婦」したと伝えられる弓月君を「祖」とし^(二八)、秦の始皇帝の後裔^(二九)とも称する秦氏の傘下にあった渡来系の人々である。秦氏は巨大な集団として知られているが、その傘下にある渡来系集団の故地も一様ではなかった。例えば「祖」とされる弓月君は百濟から渡来したとされるが、彼が率いていた人夫たちは新羅人の妨害にあつて加羅に留まり、結局は新羅王が罪に服し、弓月の人夫を率いて葛城襲津彦とともに渡来したという^(三〇)。また、仁徳期における茨田堤の築造をめぐる^(三一)、『日本書紀』は新羅人の朝貢があつて役したと伝えるが（仁徳十一年是歲条）、それに対応する『古事記』仁徳段の記事は秦人を役したとする。これらの記事はいずれも伝承的な性格が強いものであるが、秦氏の傘下に加耶系や新羅系の集団が含まれていたことを示唆するものである。

ところで、地方における秦人をめぐっては、次のような一連の記事がある。

【史料18】『日本書紀』雄略十五年条

秦民分散、臣連等各随^レ欲^レ駈^レ使^レ。勿^レ委^レ秦造^一。由^レ是秦造酒甚以^レ為^レ憂、而仕^レ於^レ天皇^一。天皇愛寵之。詔聚^レ秦民^一賜^レ於^レ秦酒公^一。公仍領^レ率^レ百八十種勝^一、奉^レ獻庸調絹縑^一、充^レ積朝廷^一。因^レ賜姓曰^レ禹豆麻佐^一。へ云^レ禹豆母利麻佐^一。皆盈積之貌也。〈

【史料19】『日本書紀』雄略十六年七月条

詔宜^レ桑国^一桑。又散^レ遷秦民^一使^レ獻^レ庸調^一。

これらの史料によれば、秦の民は分散して臣・連といった諸豪族

に駆使されていたが、雄略の命令によって集められ秦酒公に与えられた(史料18)。そして翌年には、国県に桑を植えさせる際、秦民を分散させて庸・調を奉らせたという(史料19)。類形の伝承は、時代設定など多少の異同はあるものの、『新撰姓氏録』(左京諸蕃上、太秦公宿祢条)や『本朝月令』所引「秦氏本系帳」にもみえる。こうした伝承によれば、各地の秦人は倭王権によって各地に配置されたことになる。しかし、史料19については、説話が成立した時に秦の民は全国に散在しており、史料18のように秦の民を聚めた話を造ったがために、当時の現状にあわせて散らす話が必要になったため造られたのだとされる(二二)。したがって、これらの伝承をもとに秦氏を構成する渡来系集団が倭王権によって諸国に配置されたこととみることはできない。ただし加藤謙吉氏によれば、秦の民が「臣連」などに隷属したとする点は史実の一端を反映している可能性が大きく、「秦の民とは本来、畿内の在地豪族や国造に任ぜられた地方の首長の支配下にあった人民」であった。そして、こうした渡来系の住民が王権直属の民として割き取られ、秦氏の下に編成されたのが秦人と呼ばれる集団であったという(加藤二〇〇九)。この点を踏まえると、菊池地域の秦人も、秦氏のもとに編成される前は何らかの勢力のもとにあったとみられる。では、秦人はいかなる勢力のもとにあったのだろうか。

この問題を考えるうえで注目したいのは、前節で検討したように、菊池地域が筑紫君氏の勢力下にあったと考えられることである。それに加えて参考になるのは、同じく筑紫君氏の勢力下にあった豊前国上毛郡にも秦系氏族が濃密に分布していることである。すなわち大宝二年「豊前国上三毛郡塔里戸籍」(二三)には塔勝などの

勝姓者と秦部姓者が、同じく「豊前国上毛郡加目久也里戸籍」(二四)には上屋勝などの勝姓者と秦部姓者が多くみえる。勝姓氏族は各地の秦氏の支配下集団を率いる地位にあったと考えられている(八木一九五七、加藤二〇〇九)。肥後国菊池郡や豊前国上毛郡のあたりがいずれもある時期に筑紫君氏の勢力下であり、ともに秦系氏族が分布していることは偶然ではあるまい。すなわち、これらの地域における秦人などの渡来系集団は、もともと筑紫君氏の支配下にあつたものと考えられるのである。筑紫君氏と渡来人の関係は次の史料にもみえる。

【史料20】『先代旧事本紀』国造本紀

伊吉嶋造。磐余玉穗朝、伐^二石井従者新羅海辺人^一、天津水凝後上毛布直造。

右は伊吉嶋造の系譜であるが、それによれば祖先は継体朝に石井(磐井)に従っていた「新羅の海辺の人」を伐つたという。このことから、磐井が新羅からの渡来人を従えていたことがうかがわれる。また、『日本書紀』において磐井は「高麗・百濟・新羅・任那」の「貢職船」を誘致していたことが非難されている(史料15)。乱後に連坐を怖れた筑紫君葛子は贖罪として糟屋屯倉を献上したとされるが(二四)、磐井はこのような玄界灘の沿岸部に所在する拠点を利用して朝鮮諸国との交流をおこなっていたのだろう。筑紫君氏はこうした朝鮮諸国との交流のなかで渡来人を招来し、支配下に置いていたのだと考えられる。菊池地域の秦人も、もとはこのように筑紫君氏によって招来された渡来系集団の一部であつたものとみられる。その後、倭王権によって筑紫君氏の支配から切り離され、中央の秦氏に委ねられたのであろう。その契機としては、ひとまず磐井の乱の戦

後処理を想定できる。

ちなみに、豊前国の秦系氏族は「新羅国神」とされる香春神を奉斎していたとされ、中国史書の記載から弁辰（加羅）や辰韓（新羅）から渡来してきたとみられている（平野二〇一八）。この点と、磐井の従者に新羅人がいたことを考え併せると——筑紫君氏の支配下にあった渡来人の故地を特定の国・地域に絞る必要はないかもしれないが——、菊池地域の秦人は新羅系の集団であった可能性が高いと思われる。

おわりに

本稿では鞠智城が築造された背景を考えるための作業の一環として、火君氏と菊池地域に関わる諸氏族を中心に肥後の古代氏族をとりあげ、その分析を通して当該地域の歴史的性格を検討してきた。主な論点をまとめると次のようになる。

①火君氏は、後の肥前・肥後を含んだ広義の火国の諸勢力が結集して成立した氏族である。火君氏の仕奉である「火」とは、広義の火国に関わるものであり、その具体的な内容としては主に海上交通ルートへの掌握が想定される。

②火君氏をめぐる同祖関係については、まず火君氏と大分君氏が系譜を接合し、後からそのグループと阿蘇君氏が系譜を接合したと考えられ、諸氏族間による政治的関係の形成過程がうかがわれる。また、筑紫三家連氏との同祖関係は、阿蘇君・火君・大分君の各氏が那津官家の「修造」に関与したことを背景として形成されたものとみられる。

③菊池地域に関わる氏族のうち、久々智氏と大伴部氏はいずれも筑

紫君氏と同祖関係にある氏族であった。このうち大伴部氏は、もともと膳臣氏系の大伴部であり、筑紫君氏による倭王への食膳奉仕を背景に編成された集団であった。

④菊池地域の秦人は、もともと筑紫君氏が招来した渡来系集団であった。その後、磐井の乱などを契機として倭王権により筑紫君氏のもとから切り離され、中央の秦氏に委ねられたとみられる。本稿での考察は、鞠智城が築かれた背景を解明するための基礎作業の一環であり、必ずしも鞠智城の築造に直結するものではない。しかし、鞠智城が築造された背景を考えるうえで一定の参考になると思われる。

①については、鞠智城が火君氏などへの対処を目的として築かれたとする説の当否に関わってくる。こうした議論においては、七世紀後半における火君氏の動態、特に国際交流への関与が重要になる。従来、火君氏は磐井の乱後に国際交流の拠点となる北部九州の沿岸地域に進出したと考えられてきたが、むしろこれらの地域における拠点を前提として倭王に仕奉する氏族として成立したのが火君氏であったと考えられる。鞠智城の築造と火君氏との関わりは、その点を踏まえて検討を深める必要がある。

また、②は鞠智城と関わる交通路の問題を考えるうえで参考になる。これまで、『延喜式』 駅路以前の官道である車路の支路として、菊池郡と合志郡の境界の花房台地で本路から分岐し、阿蘇郡を経て豊後に至るといふ「豊肥支路」が復元されており、鞠智城は車路の通過地の地形的条件に恵まれた米原周辺に築造されたと指摘されている（鶴島一九七九・一九九七）。その一方、先後関係については逆に、鞠智城が造られた後、制度が整う中で車路がそこを通るように

造られたとする見方もある（長一九九一a）。車路の通過地は、火・阿蘇・大分といった各国造とも関わってくる。系譜の分析から析出されたような火君氏・阿蘇君氏・大分君氏の政治的関係の形成過程を視野に入れることによって、車路の整備、さらには鞠智城が築造された事情の一端に迫ることができるかもしれない。

③④については、鞠智城、ひいては古代山城の立地を考えるうえで重要である。③によれば、菊池地域は筑紫国の一部ではないものの、七世紀以前は筑紫君氏の強い影響下に置かれていた。鞠智城がこうした地域に築造されたことは何を意味するのか、今後検討を深める必要がある。また④によれば、鞠智城は秦人の分布地域に築造されたことにもなる。筑紫君氏との関係を踏まえれば、菊池地域における秦人（に編成される渡来系集団）の居住は六世紀以前に遡ると考えられ、鞠智城の造営を契機としてこの地に配置されたとは考えがたい。ただし、倭王権の直轄的な性格が強い秦人の性格に鑑みれば、鞠智城造営の労働力編成を考える際は秦人との関係を視野に入れるべきだろう。また、秦氏の有する土木・建築技術との関わりについても興味深い。

以上、本稿での考察結果を踏まえて若干の見通しを述べた。なお本稿では、火君氏に関して触れていない史料も多く、筑紫における分布の解釈や筑紫君氏との関係など論じ残した点も多い。また菊池地域に関わる氏族についても、わずかな史料から復元し得えた氏族を分析したにすぎず、全貌が明らかになっていないわけではない。これまで知られていなかった氏族^(二五)との関わりが明らかになれば、鞠智城の立地について新たな側面がみえてくるかもしれない。これらの点は今後の調査・研究の進展に期待したい。

注

- (一) 『日本書紀』天智四年八月条。
- (二) 『日本文徳天皇実録』天安二年閏二月丙辰（二十四）条。
- (三) 『日本文徳天皇実録』天安二年閏二月丁巳（二十五日）条。
- (四) 『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉（二十日）条。
- (五) 『日本三代実録』元慶三年三月十六日丙午条。
- (六) 『日本書紀』清寧二年二月条。
- (七) 『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子（二日）条。
- (八) 『国造本紀』にみえる火国造の系譜は火直氏のものだとする見方もある（須永二〇一七）。
- (九) 『日本古典文学大系 日本書紀』上（岩波書店）八六頁、頭注。
- (一〇) 天平勝宝元年「大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」〔『大日本古文書 東大寺文書之三（東南院文書之三）』一六二頁／『東南院文書』第五櫃第八卷〕ほか。
- (一一) 『尼崎市史』第四卷（尼崎市役所、一九七三年）、一般編年史料一八一。
- (一二) 『日本書紀』敏達十二年是歳条。
- (一三) 『日本書紀』景行四十年是歳条。『新撰姓氏録』左京神別中、大伴宿祢条。『令集解』職員令61左衛士府条所引、弘仁二年十一月二十八日付官符所引「大伴宿祢真木麻呂・佐伯宿祢金山等解」。
- (一四) 大宝二年「豊前国上三毛郡塔里戸籍」〔『大日本古文書』一一一五三頁／『正倉院文書』正集四十一〕。同年「豊前国上毛郡加目久也里戸籍」〔『大日本古文書』一一一五七頁／『正倉院文書』正集四十二〕。
- (一五) 『日本書紀』持統四年九月丁酉（二十三日）条。
- (一六) 大伴部博麻が自分の身を売ってまで四人を帰国させたのは、その中に主君ともいえる筑紫君薩夜麻がいたためだとする指摘もある（森二〇〇九）。

- (二七) 『日本書紀』 継体二十二年十一月甲子(十一日) 条。
 (二八) 『日本書紀』 応神十四年是歳条など。
 (二九) 『新撰姓氏録』 左京諸蕃上、太秦公宿祢条など。
 (三〇) 『日本書紀』 応神十六年八月条。
 (三一) 『古典文学大系 日本書紀』 上(岩波書店)、四九四頁、頭注)。
 (三二) 『大日本古文書』 一―一四二―一五四頁 / 『正倉院文書』 正集 四十一。
 (三三) 『大日本古文書』 一―一五五―一六二頁 / 『正倉院文書』 正集 四十一。
 (三四) 『日本書紀』 継体二十二年十二月条。
 (三五) 筑紫君氏のもと大伴部を現地で管掌する伴造氏族や、秦人を現地で管掌する勝姓の氏族の存在が措定できる。

参考文献

- 石母田正 二〇一七 『日本の古代国家』 岩波書店 初出一九七一
 井上辰雄 一九六七 「大化前代の肥後―部民制を中心として―」 『正税帳の研究』 塙書房 初出一九六二
 井上辰雄 一九七〇a 「筑・豊・肥の豪族と大和朝廷」 鏡山猛・田村圓澄編 『古代の日本 三 九州』 角川書店
 井上辰雄 一九七〇b 『火の国』 学生社
 小田富士雄 二〇一三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」 『古代九州と東アジアⅡ』 同成社 初出一九九三
 小田富士雄・坂上康俊 二〇〇六 「古代史の舞台 西海道」 『列島の古代史 ひと・もの・こと 一 古代史の舞台』 岩波書店
 乙益重隆 一九八三 「鞠智城(菊池城)」 小田富士雄編 『日本城郭史 研究叢書 第十卷 北九州瀬戸内の古代山城』 名著出版
 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」 『鞠智城と古代社会―第二号―』 熊本県教育委員会
 加藤謙吉 二〇〇九 『秦氏とその民―渡来氏族の実像―(新装版)』

- 白水社、初出一九九八
 鎌田純一 一九六二 『先代旧事本紀の研究 研究の部』 吉川弘文館
 木崎康弘 二〇一四 「鞠智城選地論」 覚書」 『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』 熊本県教育委員会
 岸俊男 一九八八 「額田部臣」と倭屯田」 『日本古代文物の研究』 塙書房 初出一九八五
 熊本県教育委員会 一九八三 『鞠智城跡』
 熊本県教育委員会 二〇一二 『鞠智城跡Ⅱ』
 坂本経堯 一九七九 「鞠智城址に擬せられる米原遺跡に就て」 『肥後上代文化の研究』 肥後上代文化研究所・肥後考古学会 初出一九三七
 佐藤信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」 『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』 熊本県教育委員会

- 篠川賢 一九九六a 「記紀の国造関係記事の検討」 『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八五
 篠川賢 一九九六b 「国造制の成立過程」 『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八五
 篠川賢 一九九六c 「国造本紀の再検討」 『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八九・一九九二
 須永忍 二〇一七 「古代肥後の氏族と鞠智城―阿蘇君氏とヤマト王権―」 『鞠智城と古代社会』 第五号 熊本県教育委員会
 館野和己 一九九九 「ミヤケと国造」 吉村武彦編 『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』 吉川弘文館
 田中卓 一九八六 「古代阿蘇氏の一考察」 『田中卓著作集 二 日本国家の成立と諸氏族』 国書刊行会 初出一九六〇
 長洋一 一九九一a 「鞠智城について」 『都府楼』 一二
 長洋一 一九九一b 「筑紫・火・豊の国の成立」 下條信行他編 『新版古代の日本 第三卷 九州・沖繩』 角川書店

鶴島俊彦 一九七九 「古代肥後国の交通路についての考察」『駒沢大学

大学院地理学研究』九

鶴島俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七

東野治之 二〇一〇 「東大寺大仏の造立と木簡」『書の古代史』 岩波

書店 初出一九八九

富田絃一 一九七九 「鞠智城」『日本城郭大系 第一八巻 福岡・熊本・

鹿児島』 新人物往来社

豊野町教育委員会 二〇〇四 『肥後国浄水寺古碑群』

中井一夫・和田萃 一九八九 「奈良・東大寺大仏廻廊西地区」『木簡

研究』一一

奈良県教育委員会編 二〇〇〇 『東大寺防災施設工事・発掘調査報告

書 発掘調査篇』 東大寺

乗岡実 二〇一〇 「地域勢力と古代山城」『古代文化』六二―一二

平石充 二〇一五 「出雲の部民制・国造制」『歴史評論』七八六

平野邦雄 二〇一八 「畿外の帰化人」『帰化人と古代国家（新装版）』

吉川弘文館 初出一九七二・一九七三

松本健郎 一九八〇 「日置氏墳墓」考』『鏡山猛先生古稀記念古文化

論攷』 鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会

溝口優樹 二〇一七 「凡河内」考』篠川賢・大川原竜一・鈴木正信

編『国造制・部民制の研究』 八木書店

溝口優樹 二〇一九 「凡河内国造の成立」『続日本紀研究』四一五

宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の複眼

的研究―」『鞠智城と古代社会―第一号―』 熊本県教育委員会

向井一雄 一九九一 「西日本の古代山城遺跡―類型化と編年について

の試論―」『古代学研究』一二五

向井一雄 二〇一四 「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』 熊

本県教育委員会

森公章 二〇〇九 「評司・国造の執務構造」『地方木簡と郡家の機構』

同成社 初出二〇〇五

八木充 一九五七 「カバネ勝とその集団」『ヒストリア』一九

山尾幸久 一九七七 『日本国家の形成』 岩波書店

吉田晶 一九七五 「古代国家の成立」『岩波講座 日本歴史二・古代』二

岩波書店

和田萃 一九九〇 「東大寺」 木簡学会編『日本古代木簡選』 岩波書

店

挿図出典

第1図 「古代『延喜式』の郡名・郡境一覽④」（島方洗一企画・編集統

括『地図でみる西日本の古代』平凡社、二〇〇九年）をもとに作成

第2図 国土地理院発行二〇万分一地勢図「熊本」（二〇〇五年測量）

をもとに作成

令和元年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

—第八号—

発行年月日 令和二年（二〇二〇）三月八日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二一八六〇九

熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

電話 ○九六一三八三一一一（代表）

印刷 サンコー・コミュニケーションズ株式会社

〒八六〇一〇〇三一

熊本市中央区魚屋町二一五

電話 ○九六一三五五一一三三八一

発行者：熊本県

所 属：装飾古墳館

発行年度：令和元年度

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第 8 号 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第 8 号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2022 年 7 月 1 日